

<第2編 地震・津波編>

第1章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

実施機関：環境防災課、総務課、福祉課、教育課、各課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、
防災関係機関、施設管理者

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に併せて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に沈着に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。このため、町、県及び防災関係機関は、防災教育の推進に努め、防災アセスメント等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努めるとともに、可能な限り多様な媒体を用いて防災思想の普及、啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図る。また、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図り、これらの組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災啓発に当たっては、高齢者、障害者、外国人等、要配慮者への広報に十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

第1 防災教育

実施機関：環境防災課、教育課、匝瑳市横芝光町消防組合、県

町、県、防災関係機関は、地域における社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する普及促進を図り、地域社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の下に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実を努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする姿勢を身につけさせる等、地域防災力の向上に資する具体的で継続的な指導を展開する。

さらに、住民に対しては、生涯学習の一つとして防災啓発を行うとともに、被災地に対する小口・混載の支援物資を送ることが被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第2 過去の災害教訓の伝承

実施機関：環境防災課、総務課、県

町及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう、その公開に努める。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加し、防災対応力の向上を図る。

第3 防災広報の充実

実施機関：環境防災課、総務課、匠瑤市横芝光町消防組合、県

町、県をはじめとする様々な防災関係機関は、住民が平時から正しい知識を持ち、自助・共助による地域防災力の向上を図るため、多様な広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

1 広報内容

(1) 自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ウ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置
- エ 緊急地震速報の活用方法
- オ 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- カ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- キ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- ク 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- ケ 帰宅困難者の心得
- コ 地震保険の加入

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）
- オ ボランティア活動やボランティアの受入れに関する事項（地域の受援力の強化）

(3) その他一般的な知識

- ア 地震、津波、液状化に関する被害判定、一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 防災関係機関の震災対策
- ウ 地域防災計画の概要

2 町の広報媒体等

広報媒体	対 象	広報内容
防災行政無線 広報紙 講演会 広報車 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット エリアメール等	地域住民 自治会 自主防災組織 児童生徒・幼児 町職員 ボランティア	◇地域防災計画の概要 ◇防災関係機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇防災マップ ◇避難所、避難路、避難地 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定 ◇災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇発生した災害の情報及び町の対応 ほか

3 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

第4 地震ハザードマップの作成・公表

実施機関：環境防災課

町は、建築物の所有者等の意識の啓発を図るため、発生のおそれのある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）を作成し公表しており、今後とも住民への周知を図る。

第5 自主防災体制の強化

実施機関：環境防災課、各課、防災関係機関、施設管理者

平時から、地域の救助活動や初期消火活動を担う自主防災組織や事業所防災組織を強化し、発災直後の混乱を防止するため、地域防災力を向上させることが重要である。

1 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、地域の人々が互いに連携した防災協働社会を構築していくことが必要であり、特に高齢者、障害者等の救出救護体制を地域で構築していくことが重要となる。

このため、町は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施等を推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して「避難行動要支援者避難支援プラン」の策定を推進するものとする。

町は、自主防災組織の機能強化を図るため、県が認定する災害対策コーディネーター（大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う。）の養成等、共助の中核となる人材育成の促進に協力する。

自主防災組織は、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力を養成等するためには、継続的な防災活動を支援するとともに、町と県は、それを支える消防団、民生委員児童委員、小中学校、地域のボランティア等が参画する防災ネットワークづくりを促進する。

自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

【自主防災組織の活動形態】

平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップの把握） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理等） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難指示等） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難支援、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）

2 事業所防災体制の強化

（1）防火・管理体制の強化

学校、病院等多数の人が出入りする施設の施設管理者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行わなければならない。このため、消防機関は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には、防災関係機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、匝瑳市横芝光町消防組合は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発に努める。

3 防災訓練の充実

町は、震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練をはじめ、各個別訓練を実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶等さまざまな条件を設定し、参加者自身の判断が求められる等、実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

一方、地震後の津波に対する防災意識を高めることも重要であり、地震・津波の総合的防災訓練を実施する。

なお、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等を対象とした必要な教育訓練を行う。

第6 調査・研究

実施機関：環境防災課

1 被害想定・地域危険度調査研究

(1) 基礎的調査研究

町は、県等が実施する県内及び町の自然条件、社会条件の調査・研究に協力するとともにこれを把握し、防災活動に関する情報の利用を図る。

ア 自然条件

自然条件に関しては、次のような項目に関する情報の調査・収集及び活用を図る。

(ア) 地盤及び地質：ボーリング柱状図、表層地質図

(イ) 地震観測：県が設置する計測震度計の「千葉県震度情報ネットワークシステム」及び「千葉県防災情報システム」によるネットワークの活用

(ウ) 地形：土地利用条件図

イ 社会条件

社会条件に関しては、次のような項目に関して情報の調査・収集及び活用を図る。

(ア) ハード面

- a 建築物の用途、規模、構造等の現況
- b 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況
- c ガソリンスタンド等危険物施設の現況
- d 防火水槽及び消火栓等消防水利の現況

(イ) ソフト面

- a 昼夜間人口、要配慮者人口の分布
- b 住民の防災意識
- c 土地利用状況

ウ 災害事例

町内外で発生した震災、風水害、その他の災害による社会的混乱、復旧復興対策等、過去の災害事例に対する調査研究を行い、対策立案の参考とする。

(2) 被害想定・地域危険度調査研究

ア 被害想定の実施

総合的な被害想定調査は、防災対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県が実施した「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査」を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。

また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎調査とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の向上を図るものとする。

イ 継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果について、社会状況の変化に応じるため、定期的に見直しを図る。

(3) 災害対策調査・研究

災害に地域性、時代性があることは明らかであることから、過去の災害経験を基礎として、災害拡大原因、被害軽減方法を調査研究して、災害防止策の向上に努める。

【調査研究テーマ】

- ア 災害に強いまちづくりの調査研究
- イ 被害軽減のための調査研究
- ウ 防災教育、訓練のための調査研究
- エ 応援、派遣に関する調査研究
- オ 災害情報の収集伝達に関する調査研究
- カ 被災者生活救援のための調査研究
- キ 応急復旧、事後処理のための調査研究
- ク 復興のための調査研究

第2節 津波災害予防計画

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

南東に海岸線を有し、低平地が広がる本町は、津波来襲による被害を受けやすい地理的環境にある。平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）では、東北地方の太平洋沿岸を中心に津波による甚大な被害が発生したが、本町においても、津波による住宅の損壊や浸水等の被害が発生した。また過去にも、元禄16年11月23日（1703年12月31日）に発生した元禄地震（マグニチュード8.2）では九十九里地域を中心に数千名の犠牲者が出る等、甚大な被害が発生した。

相模トラフ沿いで発生した元禄地震の発生間隔は約2,300年程度、関東地震の発生間隔は約200年～400年と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかわからない状況であるため、町は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

第1 総合的な津波対策の基本的な考え方

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、県

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民自らの取り組みである「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林等のハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

第2 津波広報、教育、訓練計画

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

1 住民自らの取り組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ適切に安全な場所へ避難することが原則である。

そのため、住民は、日ごろから津波防災訓練への参加や防災マップ（津波ハザードマップ）等により、避難場所や避難経路を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制や要配慮者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所へ避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛ける。

2 津波に関する共通認識の啓発

町は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を定着させるため、また、的確な避難行動を住民等が取ることができるよう、広報紙、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、正確な知識や情報を周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

(1) 地震・津波に関する正確な知識

- ア 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること
- イ 津波は繰り返し襲ってくること
- ウ 津波は数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- エ 第一波が最大とは限らないこと
- オ 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくること
- カ 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地震の発生があること

(2) 津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図及び津波高と被害の関係をわかりやすく情報発信する。

また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、津波避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

(3) 津波警報に関する情報及び知識

- ア 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報（特別警報）の内容と想定される被害及び取るべき行動
- イ 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること
- ウ 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること
- エ 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全側に立った警報が必要であること
- オ 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること

(4) 津波避難行動に関する知識

- ア 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難すること
- イ 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと

- ウ 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと
- エ 津波は河川を遡上するため河川から離れること
- オ 津波注意報でも、危険があるので海水浴や海釣りは行わないこと

(5) 地震、津波への備え

住民に対し、次の事項等について広報・啓発を行う。

- ア 地震、津波の発生に備えて、家の耐震化や家具の固定を行うこと
- イ 日ごろから3日分以上の食料や飲料水の備蓄を行うこと
- ウ 非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備すること
- エ 避難場所を確認すること
- オ 家族で避難方法や連絡方法を確認すること

3 津波に対する防災意識の向上

町は、津波浸水想定区域における津波避難ビル等の標識並びに海拔高標示板等の設置に努めるとともに、防災講演会等の開催を通じ、津波避難に関する意識の向上を図る。

また、町は県が作成した「津波浸水予測図（平成23年度および平成26・27年度）」等を活用して、津波浸水想定区域や避難場所及び津波避難ビル等を記載した津波防災マップを作成しており、これらの配布を行い、地域住民等への周知を図る。

さらに、観光地や海水浴場等の旅行者等、来遊者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地に津波防災マップを掲示し、あわせて避難場所・避難路の誘導標示を推進する等により来遊者への注意喚起に努める。

4 津波に関する広報の永続的、効果的实施

町は、広報紙、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用するとともに、防災訓練、防災講演会、地域会合等あらゆる機会をとらえて繰り返し、分かりやすい広報に努める。

5 防災教育の推進

町は、県が推進する学校等の防災教育に協力し、子供たちに生き抜く力を体得させることを目的に、どのような事態にあっても、自らの知識と感覚を最大限活用して懸命に自分の命を守る行動が出来る子供を育てるための、継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用する等、長期的視点にたって広く住民に伝承されていくよう努める。特に東日本大震災については、津波災害・津波避難に関する多くの教訓を残しており、この教訓が風化されないよう定期的な伝承に努める。

6 津波防災訓練の実施

津波から身を守るためには、落ち着いて、適切かつ迅速に避難することが重要である。このため、町、住民、事業所等が一体となった実践的実働訓練、図上訓練を実施することで、我がこと感を醸成し、地域防災力を向上させる。

訓練の実施に際しては、特に要配慮者に十分配慮したものとし、その所在把握、避難、

救出救護等の訓練を取り入れるとともに、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求め、津波避難に対する意識を高めていく。

また、訓練は、県、市町村単位の訓練、自治会等単位の地域訓練等があるが、特に海水浴場では、海水浴客等にも参加を求めた実践的な訓練を工夫して実施する。

7 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いに留意し、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第3 津波避難対策

実施機関：環境防災課、産業課、匝瑳市横芝光町消防組合、県

1 津波浸水予想地域対策

(1) 津波浸水予測図の作成

県は、東日本大震災を受け、「津波警報を聞いた場合、どこまで避難したらよいか」等、市町村の「津波ハザードマップ」作成の検討材料と、具体的な住民の津波避難行動に繋げるための津波浸水予測図を作成、公表した。この予測図は、銚子市から富津岬までの地域について、平成24年度に改定、運用された気象庁の津波警報レベルに応じて、3m（概ね1～3m）、5m（概ね3～5m）、10m（概ね7～10m）の津波が押し寄せてきた場合を想定した津波シミュレーションを実施し、津波浸水予測図を作成したものである。

(2) 津波ハザードマップの作成・周知

町は、平成26年3月末に、洪水ハザードマップ、津波ハザードマップに土砂災害警戒区域等を組み合わせ、横芝光町防災マップを作成し公表し、令和3年7月には、町内の浸水想定区域や土砂災害区域・土砂災害警戒区域、指定避難所等について、最新の情報に基づいて改定した。

また、平成24年8月に山武郡市の市町間で協定を締結したことを踏まえ、「千葉県山武郡市における大規模災害時の避難マップ」を作成し、公表している。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用する等、効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは想定される一つのモデルであることや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

(3) 津波浸水想定区域における避難ビル等の指定及び周知

町は、津波浸水想定区域や「千葉県津波避難計画策定指針」、国の「津波防災まちづくりの計画策定に係わる指針（平成25年度）」、消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討報告書（平成25年改訂）」等をもとに、津波浸水想定区域における津波避難ビル等を指定した。

令和4年3月現在、以下の5箇所について津波避難ビルを指定している。

【津波避難ビル】

- 白浜小学校
- テnderヴィラ九十九里
- セザールマンション
- 光楽園老人ホーム
- 津波避難タワー

さらに、津波浸水区域内の住民が迅速に避難できるよう、防災マップの配布による周知や、住民参加型のワークショップ等を通じて、住民自らが安全な避難経路や避難場所、津波避難ビル等を確認する機会を創出する。

2 津波に対する自衛体制の確立

(1) 津波避難体制の確立

町は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国（消防庁）の「津波対策推進マニュアル検討報告書」等をもとに、津波避難計画を策定した。町は、津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画で定めた事項を周知するとともに、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画に更新していく。

ア 避難指示町は、気象庁が発表する津波予報を基本とし、海面監視、地域住民等の情報、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、それらの総合的判断のもとに、早期に避難指示を行うよう努める。

特に、強い揺れを伴わない、いわゆる津波地震等に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることがないように、津波警報や避難指示の伝達体制の整備に努める。

なお、避難指示に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示の内容について周知を図る。

(ア) 町長は、気象庁より津波警報等が発表されたときには、海浜にある者、海岸付近の住民等の津波の浸水予測区域にあるものは、急いで近くの高い所や津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。

(イ) 町長は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等の津波の浸水予測区域にあるものは、急いで近くの高い所や津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。

イ 住民等の避難誘導體制

(ア) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがある。避難は徒歩を原則とするが、各地域の実情や避難行動要支援者に配慮し、自動車等での安全かつ確実な避難をあらかじめ検討する。

(イ) 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職員、消防団員、警察官、民生委員児童委員、町職員等、防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、

津波到達時間を考慮した防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導を行うものとする。

(ウ) 国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び、県の作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、日頃から、自力避難の困難な避難行動要支援者の所在把握や迅速かつ的確な避難誘導を行うために、防災関係機関、近隣住民等と連携した安否確認・避難誘導体制を整備する。また、これら避難行動要支援者に配慮した構造・設備運営体制を有する避難所の確保に努める。

(エ) 町は、防災行政無線、広報車、拡声器の連呼等による指示誘導体制を基本とし、地域団体、地域住民等の自主避難と連動し、迅速な避難を的確に実施し得る体制を確立する。また、自主避難等を容易にするため、避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

ウ 共助による避難

地域住民は、自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る「共助」の概念に基づき、地域で互いに協力しあい津波避難を実現するために、日頃からの地域コミュニティの醸成に努める。町は、地域の主体者が一体となった避難行動を実現するために、地域防災力を高める取組みを支援する。

エ 海水浴場の避難

海水浴場には、地理に不案内な来場者が多数集まることから、開設者等は、町の避難指示に連動して、又は先行して、自主的、主体的に避難誘導を実施し得る体制の確立に努める。

オ 船舶避難

町及び漁港管理者は、津波発生時における船舶の状態（航行中又は係留中）別に、対処方法を具体的に検討し、個々の船舶管理者等に周知を図るとともに、有事における避難体制を確立する。

カ 学校等における避難経路の確保

津波による浸水が想定される地域の学校等においては、校舎の上層階等、安全な場所へ速やかに避難できるよう、必要に応じて外階段を設置する等の整備を推進する。また町は、県とともに学校安全計画の充実に努める。

(2) 津波情報受伝達対策

ア 休日・夜間等における体制強化

休日・夜間等の勤務時間外に津波に関する情報を収集した場合においても、迅速に情報の受伝達、予防対策がとれる体制を確立する。

イ 県防災行政無線による伝達

銚子地方气象台から防災情報提供装置によって県に伝達された津波情報については、県防災行政無線一斉通報装置により、町に伝達される。

ウ 千葉県防災情報システム等による伝達

システム端末を設置している町には、ポップアップ通知により津波情報が伝達される。大津波警報（特別警報）の場合には、ポップアップ通知と併せて警告灯を鳴動さ

せて注意喚起が行われる。

また、町においては、総務省消防庁から、全国瞬時警報システム（J－ALERT）を利用し、津波警報等を受信している。

（3）住民等への情報伝達体制の確立

住民等の迅速な避難を実現するために、町は、あらゆる広報媒体（防災行政無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への津波予警報及び避難指示の迅速かつ確かな伝達に努めるとともに、避難行動へと結びつけるよう、危機感の喚起とパニック防止のバランスを踏まえ、伝達内容等についてあらかじめ検討する。

ア 防災行政無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示を迅速かつ確実に実施するため、防災行政無線の拡充、更新が完了したことにより、全国瞬時警報システム（J－ALERT）と接続して、情報伝達の高速度が図られた。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化が行われた。今後は、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量拡大等を進める。

イ 多様な伝達手段の確保

町は、J－ALERTの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用を開始している。また、緊急性が高い災害情報や避難情報等を迅速に住民に伝達できるよう、エリアメールや緊急速報メールの民間サービスを活用し、町内のエリアメール及び緊急速報メールに対応している携帯電話（スマートフォン）に情報を配信している。

ウ 地域団体等の情報伝達

地域住民等に対する情報伝達が行なわれたときに、消防団等が自らの安全に配慮しながら情報伝達できる体制を構築する。

エ 海水浴場の自主的情報伝達

町は、海水浴場の開設者等に対して迅速に情報伝達するとともに、海水浴場の開設者等が、海面監視、ラジオ聴取等によって積極的に情報を収集し、町と協調して活動できる体制を確立する。

オ 漁業関係者等の情報伝達

町は、漁業協同組合等に対して、相互協調のもとに役割分担を明確にして、伝達システム、手段、具体的実施方法等を検討の上、迅速な情報伝達体制を確立するよう指導する。

カ 海岸線等の情報伝達

町は、海岸線付近の観光地、海水浴場等における広範囲の情報伝達を行う。特に大津波警報（特別警報）及び津波警報の発表、避難指示は、県を通じて海上保安部、自衛隊等のヘリコプターを要請し、上空から効果的な情報伝達に努める。

キ 津波の海面監視、情報連絡

沿岸地域では、町、防災関係機関、海水浴場の開設者等が、相互協調のもとに役割分担を定め、強い地震（震度4程度以上）を感じたときや、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、直ちに屋形海岸に設置したライブカメラや民間情報等を活用して海面変動情報を収集し、津波等の発見と情報連絡に努め

る。

ク 市町村間の連携

町は、地震や津波被害等により町機能が麻痺又は著しく低下した場合においても、地域住民への情報伝達の手段等を確保するため、平時から近隣市町村との連携や情報共有に努める。

第4 津波防護施設等の整備

実施機関：県、環境防災課、産業課、都市建設課

1 海岸保全施設

国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するに当たっては、基本的に以下の2つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされている。

- (1) 住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻度の極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 防波堤等構造物によって、津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、数十年から百数十年に一度、来襲すると想定される津波

海岸保全施設は、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、県は、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施する。

2 防災施設の点検、診断、改修及び補強

既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計基準に基づき築造されている。このため、県は、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を実施する。

3 防災施設等の運用

防潮堤等の防災施設に設置されている水門、陸閘等の開閉について、県は、水門操作員の安全を確保しつつ迅速・確実な操作が行えるよう水門の規模や地域の状況に対応した「操作指針」を策定するとともに、必要に応じて水門を遠隔操作し閉鎖するシステム等を順次導入することで、津波発生時における背後地域の被害についても低減させる等、適切な防災施設等の運用を図る。

4 護岸等の避難施設、避難口の設置

県は、直立構造式の護岸や防潮堤等で避難階段の少ない施設については、地域の利用形態（例、海水浴場等）を考慮し、砂浜から後背地に通じる避難階段（斜路）、避難口等を設置する。

5 防災林の設置

県は、海岸線に所在する県有の保安林について、病虫害、台風や津波等の災害にも強い保安林となるよう整備・育成を行い、松くい虫、湿地化による被害地や東北地方太平洋沖地震に伴う津波による被害地だけでなく、健全地についても保安林の機能が十分に発揮できるように整備を行う。

6 避難場所及び避難路、津波避難ビル等の整備

町は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等に係る事例集（平成29年）」及び「津波避難対策推進マニュアル検討報告書（平成25年3月（改））」、「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年度）」等をもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路等の整備に努める。

第3節 火災等予防対策

実施機関：環境防災課、都市建設課、社会文化課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

関東大震災の死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。また、都市化の進展した市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大等、関東大震災時以上に危険要因が増えている。

今後、起こりうる大地震には、何よりもまず、地震火災の発生を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

第1 地震火災の防止

実施機関：環境防災課、都市建設課、社会文化課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

1 出火の防止

(1) 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため、町は、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対し火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行うこととする。また、県と連携し、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が町内全ての住宅に適正に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災等を防止するため、防災関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。

(2) 防火対象物の防火管理体制の確立

匝瑳市横芝光町消防組合は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

(3) 予防立入検査の強化指導

匝瑳市横芝光町消防組合は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

匝瑳市横芝光町消防組合は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。また、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

(5) 化学薬品等の出火防止

町及び県は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的
に実施し、保管の適正化の指導を行う。

(6) 消防同意制度の活用

匝瑳市横芝光町消防組合は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、
防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の
効果的な運用を図る。

2 初期消火

(1) 町及び匝瑳市横芝光町消防組合は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各
家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

(2) 町、匝瑳市横芝光町消防組合及び県は、地域住民に対して初期消火に関する知識、
技術の普及を図るとともに自主防災組織の育成を指導する。

3 延焼拡大の防止

(1) 常備消防の強化

町は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた
消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後
とも都市構造、災害態様の変化に応じた適正な消防力の増強を図っていく。

(2) 消防団の強化

消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに、平時は住民や自
主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。とりわけ、弾力的な
運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の
促進等について配慮していく。

【消防団員の確保のため町の留意すべき事項】

- ア 消防団に関する住民意識の向上
- イ 処遇の改善
- ウ 消防団の施設・装備の改善
- エ 女性消防団員の確保や能力活用等
- オ 機能別団員・分団の採用の推進

(3) 消防水利の整備

震災時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被
るおそれがあることから、町は、多様な代替水利について調査研究を進めるとともに、

計画的な整備に努める。また、固定的な水利のみならず、移動可能な水利の整備を検討していく。

(4) 空中消火の検討

津波火災等の同時多発火災が発生した場合に備え、町及び匝瑳市横芝光町消防組合は、「大規模災害時における広域航空消防応援千葉県事前計画」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣による空中消火について検討する。

4 建築物不燃化の促進

(1) 建築物の防火規制

建築物の不燃化対策として、建築基準法に基づくもののほか、木造建築物の延焼防止、耐火建築の促進を図る。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

5 防災空間の整備・拡大

(1) 公園・緑地の整備

平時には身近な憩いの場となる公園、緑地は、防災拠点や避難場所として災害時の活動拠点となるほか、延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

これらの公園においては、災害応急対策施設の整備を行うことにより、防災機能の充実を図っていく。

(2) 道路整備の推進

道路は災害時において、火災の延焼防止や避難、救急輸送のルート等の機能を有している。そのため、幹線道路や地域住民の円滑な避難を確保するための避難経路となる道路の整備を次のとおり推進する。

ア 主要幹線道路の拡幅の整備を進める。

イ 街路樹を設置し、延焼遮断の効果を高める。

(3) 河川の整備

河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修を促進する。

第4節 消防計画

実施機関：環境防災課、東陽病院、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

大規模災害・特殊災害等の各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材等の消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び消防団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

第1 消防機能の向上

実施機関：環境防災課、匝瑳市横芝光町消防組合、消防団

消防団に配備された消防車両等の消防設備を計画的に更新するとともに、消防水利の整備及び適切な維持管理を図る。また、常備消防についても、施設の整備を図り組織の広域化について防災関係機関と協議しながら、機能の計画的な向上を促進する。

1 消防施設及び消防車両等の更新

消防団車両や機庫及び団員装備品等の更新整備を計画的に行い、消防団活動の充実を図る。また、常備消防施設の老朽化に対する更新整備を計画的に行うとともに、消防設備の充実を図る。

2 防火水槽及び消火栓の設置

地元の要望や消防組合からの意見を基に、防火水槽及び消火栓の設置を推進し、消防水利の確保に努めるとともに、防火水利不足箇所を補うため水槽車の整備を図る。

3 防火水槽の有蓋工事

防火水槽の蓋設置工事を行い、適正な維持管理に努める。

4 消防団の人員確保

消防団員の適正な人員を確保し、消防団活動の充実を図る。

5 消防水利標識の設置及び適正管理

消防水利標識を設置し、水利状況の把握と適正管理に努める。

6 一部事務組合の運営の充実

消防組合の適正な運営が図れるよう、運営費を関係自治体と負担し、一部事務組合の運営の充実を促進する。

第2 消防職員、消防団員等の教育訓練

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

町は、消防職員及び消防団員等の教育訓練を実施するため、消防大学校及び県消防学校の教育訓練への参加を促進する。企業等の自衛消防隊員の教育訓練は、要請を受けて実施する。また、災害救援ボランティアが消防分野に係る知識、技能を修得するため、講師の派遣等の協力を行う。

第3 救急機能の向上

実施機関：環境防災課、東陽病院、匝瑳市横芝光町消防組合

救命率向上に最も有効な初期救急体制の充実に努めるとともに、搬送先となる救急医療機関の充実について、広域的な体制強化を検討する。

1 救急体制の充実

匝瑳市横芝光町消防組合の車両等の機具更新をはじめ、救急体制の充実を促進する。

2 救急医療体制の充実

東陽病院の救急医療設備及び医療機器の整備並びに医師確保に努め、救急医療体制の充実を図る。

3 応急処置技術の普及

救急救命講習会を行い、自動体外式除細動器（AED）の使用方法、心肺蘇生法等、応急処置技術の普及を図る。

第4 市町村相互の応援体制

実施機関：環境防災課、県

町及び県は、消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市町村間相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が実施できるよう市町村間の情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

第5 広域航空消防応援体制

実施機関：環境防災課、県

町及び県は、大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに町及び県の事前計画に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

第6 消防思想の普及

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合

町は、消防職員・消防団員等及び住民等に対し、以下について普及徹底を図る。

- 1 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- 2 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)
- 3 消防大会及び操法大会を開催して、消防職員・消防団員の士気の高揚を図る。
- 4 各種講習会等を開催する。
- 5 関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。また、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

第7 町の消防計画及びその推進

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合

町及び匝瑳市横芝光町消防組合は、次の項目に関する消防計画を作成し、その計画の推進を図る。

- 1 消防組織の整備強化
- 2 消防施設整備計画
- 3 火災等の予警報計画
- 4 消防職員、消防団員招集計画
- 5 出動計画
- 6 応援部隊受入誘導計画
- 7 特殊地域の消防計画
- 8 異常時の消防計画
- 9 その他の消防計画
- 10 消防訓練計画
- 11 火災予防計画

第5節 建築物の耐震化等の推進

実施機関：環境防災課、企画空港課、財政課、産業課、都市建設課、教育課、東陽病院、社会文化課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、東日本電信電話株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、山武郡市広域水道企業団、八戸水道企業団、九十九里地域水道企業団、各施設管理者

市街地のなかには、道路・公園等の都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多く存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。

また、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物等、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

なお、東日本大震災においても、水道、電気、ガス等のライフライン等の一部が寸断したことから各施設の耐震性について、さらに強化を図るものとする。

第1 市街地の整備

実施機関：都市建設課

市街地の同時多発的な火災等への対応策として、木造密集市街地等の延焼拡大を防止するため、面整理事業等により防災上危険な市街地を解消し、都市基盤の整備を図り、安全なまちづくりを進める。

特に、市街地の防災に関する機能を確保するうえで、市街地の環境の整備改善を図る必要性が高いとされる東陽地域、横芝地域について、重点的に耐震化を促進する。

第2 建築物等の耐震対策

実施機関：環境防災課、企画空港課、財政課、都市建設課、東陽病院、教育課、社会文化課、県

1 既存建築物の耐震性向上・耐震性向上に向けた改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された、比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

そのため、町は県と協力し、計画的かつ総合的に既存建築物の耐震診断・耐震改修（以下「耐震改修等」という。）を促進する。

一方で、建築物に関わる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自

らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、指導を徹底する。このため、町は県と協力し、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、町は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び「千葉県耐震改修促進計画」（平成19年3月）を踏まえて、平成22年4月に「横芝光町耐震改修促進計画」を策定しており、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。

(1) 用途や規模等の特性によって設定する建築物

ア 被災時にその機能確保が求められる建築物

例：避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等

イ 避難行動要支援者が利用する建築物

例：社会福祉施設、老人保健施設等

ウ 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定建築物

例：賃貸共同住宅、工場等

(2) 町が震災時の避難、救援復旧活動等に使用する道路等として定めた以下の沿道区域内等に在る建築物

ア 「災害時における避難所運営の手引き」に基づく避難路の沿道区域や避難地の周辺区域

イ 千葉県地域防災計画及び町の地域防災計画に基づく緊急輸送道路の沿道区域

ウ 自然水利に面する道路の沿道区域

(3) 耐震性の不足した木造戸建住宅及び倒壊や延焼により大火に至る危険性の高い区域内の建築物（木造建築物を含む）

2 教育施設の耐震化

(1) 小中学校の耐震化

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場であり、災害時には地域住民の応急的な避難場所としての役割を持っている。なお、町の小中学校の校舎については、耐震化が終了しているが、屋内運動場施設については平成28年3月に耐震化完了。

(2) 私立学校施設の耐震化の促進

私立学校等に対して国及び県の補助制度や日本私立学校振興・共済事業団の融資制度を活用し、速やかに校舎等の耐震化を進めるよう指導する。

(3) 体育施設の耐震化

町は、地域住民の応急的な避難場所になる町有体育施設について耐震性能の向上を推進する。

3 町内医療施設の耐震化

町立東陽病院は、新耐震基準に適合した建築物である。

町は、東陽病院以外の新耐震基準に適合していない町内の医療施設について、耐震化の促進を図る。

4 エレベーターの閉じ込め防止対策

平成17年に起きた千葉県北西部を震源とする地震では、エレベーターに地震時管制運転装置が設置されていたにもかかわらず、閉じ込めが発生したことから、町は県と連携し、エレベーターの閉じ込め防止対策の推進及びエレベーター停止に対する復旧対策の推進に努める。

(1) エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。

(2) エレベーターの停止に対する復旧対策の推進

地震等の災害時に、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化等を関係団体等と連携し対策を推進する。

5 ブロック塀等の安全対策

(1) ブロック塀等の倒壊・落下防止

ア 県の「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月に制定）に基づき、町は適正な築造方法の啓発・普及に努めるとともに、既設のブロック塀等に関しては、県と連携して、その所有者・管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するため必要な助言又は指導に努める。

イ 小学校の通学路等に面したブロック塀等を対象に点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導を徹底する。

ウ 「千葉県屋外広告物条例」に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないように、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

(2) 自動販売機の転倒防止

町は、県及び関係団体等と連携して、「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を推進する。

6 落下物防止対策

「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及、建築物の所有者等への啓発等に努める。また、避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、改修や補修の指導を徹底する。更に、東日本大震災で

は、天井材等の非構造部材が落下する被害が多数発生したことから、町は、天井材等の非構造部材の落下防止対策について検討するとともに、ホール等の高い天井のある民間施設の管理者等に対して非構造部材の落下防止対策の啓発を図る。

7 家具・大型家電の転倒防止

町及び県は、ホームページ、広報及び住民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

8 建築物耐震化の啓発・普及

町及び県は、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、耐震化の啓発・普及に努める。

第3 ライフライン等の耐震対策

実施機関：東日本電信電話株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団
--

地下には上水道管やガス管が、また地上には電気施設等が、網の目のように整備されている。

震災時、これらの施設が被害を受けると都市生活機能をまひさせるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害になる要因となる。

平成7年の阪神・淡路大震災では水道、電気、ガス、電話等の各施設が大きな被害を受けた。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災では、上水道、電気、ガス等の各施設が大きな被害を受け、町内でも断水や停電が発生する等、被災者の生活に多大な影響を及ぼした。これらのことから、各施設の耐震性の強化を図り、地震に強いライフラインづくりを行っていく。また、南関東地域に大地震が発生した場合におけるライフライン機能の確保対策を推進するため「千葉県ライフライン対策連絡協議会」等においてライフライン対策の連携を強化する。

1 水道施設

水道施設は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性の強化を図ってきたところである。

しかしながら、既存施設の中にはまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等があり、次のとおり施設の耐震化を進め、防災対策の一層の充実を図る。

(1) 耐震化の指標作成

水道事業者及び水道用水供給事業者は、水道施設の耐震化について目標年度を定め、耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進を図る。

(2) 緊急を要する対策

耐震性の観点から、石綿セメント管や老朽施設等について、緊急に補強又は更新をする。

(3) 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家発電設備等施設の整備補強、及び複数系統化等の水道システムとしての耐震性の向上を図るよう指導する。

(4) 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道体制を整備する。

2 電気施設

(1) 災害予防計画目標

建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋設計示方書等の基準水平震度とする。

(2) 防災施設の現況

ア 変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度 0.3～0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度 0.2G を下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

イ 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるためその地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では 154KV 以上のケーブルヘッドについては水平加速度 0.3G、共震正弦 3 波に耐えるよう耐震設計を行っている。

ウ 配電設備

震度 6（水平最大加速度 0.3G）の地震に対し、概ね送電可能な施設をしている。

エ 通信設備

水平加速度 0.5G に耐えるよう機器を施設している。

(3) 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

3 電話施設

(1) 建物設備

建築基準法に基づく耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（弱・強）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

(2) 局外設備

ア 土木設備

(ア) マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継手等を使用して耐震性を高める。

(イ) 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。

(ウ) 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

イ 線路設備

(ア) 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。

(イ) 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう道に収容し、設備の耐震性強化を図る。

(3) 局内設備

ア 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

イ 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

(4) その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

第4 道路及び交通施設の安全対策

実施機関：都市建設課、県、東日本旅客鉄道株式会社

道路及び鉄道等は、生活や経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。

1 災害に強い道づくり

道路は、震災時において救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、多重化による代替性（リダンダンシー）を確保するための道路ネットワークの強化を図る等、災害に強い道路の整備や、被災地域の復旧復興に資する道路等の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている町管理道路の整備については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、後述の道路橋梁防災計画の実施のほか、線形不良や隘路区間等を改善するため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進し、災害に強い道づくりに努める。

2 道路橋梁防災計画

- (1) 橋梁については、道路橋示方書に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施する。
- (2) 道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施する。
- (3) 特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁や堤防斜面対策等耐震対策を最優先に実施する。

3 鉄道施設等

(1) 現況

事業者名	東日本旅客鉄道株式会社
路線名	総武本線
町内営業 km	4.4km
駅数	1 (横芝駅)

(2) 施設の耐震性

新たな耐震設計手法が確立されるまでの当面の間は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」及び「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」に基づき鉄道施設の耐震対策に努める。

ア 耐震列車防護装置の準備

地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための、耐震列車防護装置整備の改良を推進する。

イ 構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進する。

第5 漁港施設の安全対策

実施機関：産業課、県

大規模な地震が発生した場合の応急対策のため、現在の利用状況等を勘案し、漁港施設の整備を検討する。

第6 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全対策

実施機関：匝瑳市横芝光町消防組合、県、各施設管理者

1 高圧ガス関係

高圧ガスは、液化ガス又は圧縮ガスの状態において製造し、貯蔵、消費及び輸送されるが、設備の破損や不注意な取扱いによっては、周辺地域に影響を及ぼすことが予想されるため、県は次の指導を行い地震時の災害を防止する。

(1) 設備面の対策

高圧ガス施設については、高圧ガス保安法の耐震設計基準に適合させるとともに、「千葉県高圧ガス事業所地震対策指針Ⅱ（設備編）」に基づき指導する。

(2) ソフト面の対策

「千葉県高圧ガス事業所地震対策指針Ⅰ（地震の知識、行動編）」に基づき指導する。

2 液化石油ガス関係

(1) 消費者の保安対策

県は販売事業者等に対し、次の指導を行うことにより、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

ア 消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図る。

イ マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図る。

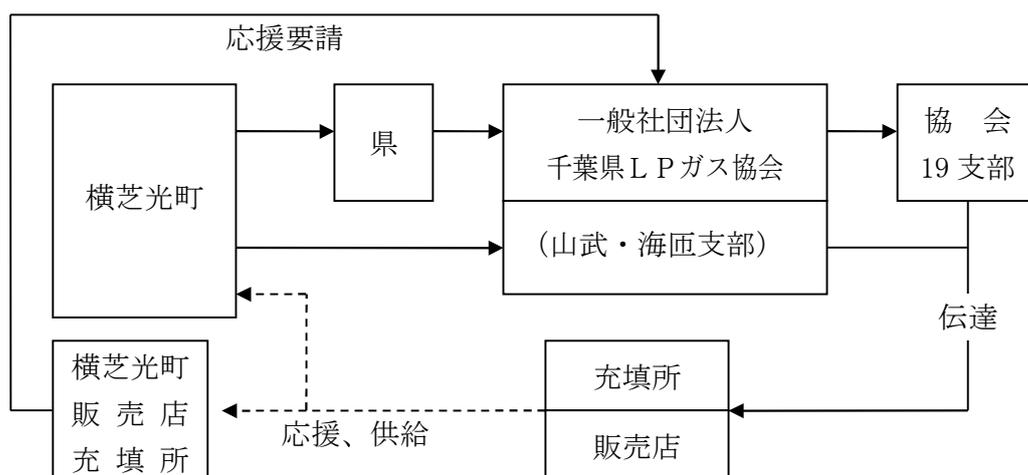
ウ 消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。

エ 避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

(2) 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

大地震に際して、被災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を一般社団法人千葉県LPガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。なお、被災地域の市町村から応急のガス供給の要請がある場合も同様に対応を図る。

【一般社団法人千葉県LPガス協会への応援要請・供給体制】



3 危険物施設関係

消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

(1) 設備面の対策

- ア 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。
- イ 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。
- ウ 防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じ控え壁等を設置する。
- エ 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。
- オ 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

(2) 保安体制面の対策

- ア 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。
- イ 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。
- ウ 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

4 少量危険物及び指定可燃物施設関係

火災予防条例に規定されている少量危険物及び指定可燃物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう消防機関を通して指導し、地震時の災害を防止する。

(1) 設備面の対策

- ア 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。
- イ 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

(2) 保安体制面の対策

- ア タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物又は指定可燃物を入れる、又は出すとき以外は閉鎖するように指導する。
- イ 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。
- ウ 定期自主検査の完全実施を指導する。

5 火薬類関係

火薬類取扱施設について、防災体制を整えるため、下記の対策を指導し地震時の災害を防止する。

(1) 製造所への対策

- ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の向上を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(2) 火薬庫への対策

ア 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の向上を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

ウ 応急消火設備を設置するよう指導する。

エ 延焼防止対策を施すよう指導する。

(3) 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の占有者は速やかにその占有する施設の点検を実施し、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

6 毒物劇物取扱施設

(1) 毒物劇物取扱施設の現況

化学工業の発達等に伴い、毒物劇物取扱施設は年々増加の傾向にあり、町においても、化学工場等の施設はないが、業務上の毒物劇物取扱施設は存在している。

(2) 防災対策

現在、毒物及び劇物取締法、同施行令及び同規則において、毒物劇物の廃棄（法第15条の2、同施行令第40条）と事故の際の措置（法第16条の2）等の保安対策が規定されている。

また、設備については登録基準（法第5条、同規則第4条の4）の規制、運搬についても技術上の基準等（法第16条、同施行令第40条の2）が規定されている。

さらに、保健衛生上の危害を防止するため、上記毒物劇物取扱施設には専任の毒物劇物取扱責任者の設置を義務付けている。

毒物劇物取扱施設に対しては立入検査を行い、法違反の是正を図っている。

ア 立入検査体制の整備、強化を図る。

イ 毒物劇物貯蔵タンク等の整備点検について十分留意させ、防災を考慮の上、耐震設備を講じるよう指導する。

ウ 中和剤等の確保及び事故発生時の応急措置体制について指導する。

エ 危害防止規定を作成し、管理責任体制を明確にするよう指導する。

オ 毒物劇物関係業者に対して講習会を開催し、法の遵守の徹底を図る。

第6節 液状化予防対策

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、福祉課、社会福祉協議会、県、山武健康福祉センター、山武郡市広域水道企業団、八匝水道企業団、九十九里地域水道企業団、東日本電信電話株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社

平成23年3月に発生した東日本大震災では、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による人的被害はほとんどなかったものの、県内では各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波現象等により多くの建物や道路、上水道等のライフラインに被害が生じ、昭和62年千葉県東方沖地震で液状化した場所の再液状化も確認された。また、町内でも液状化被害が発生したことから、今後、液状化対策の必要性を検討していく。

第1 液状化対策の推進

実施機関：環境防災課、都市建設課、県、山武郡市広域水道企業団、八匝水道企業団、九十九里地域水道企業団、東日本電信電話株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社

上水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、住民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進等、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民に対する液状化に関する知識の普及に努め、ハード及びソフト対策を組み合わせ液状化に強いまちづくりを目指す。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水等ライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

第2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策

実施機関：環境防災課、産業課、都市建設課、県、山武郡市広域水道企業団、八匝水道企業団、九十九里地域水道企業団

1 上水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

2 港湾海岸

県は、地震に強い港湾海岸を目指し、海岸保全施設の新設や老朽化及び機能の高質化に伴う改良等において液状化対策を進めている。町は、引き続き施設の重要性を考慮し液状化対策を実施するよう県に要請する。

3 道路橋梁

道路管理者は、橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁について、液状化が予想される地盤を改良して液状化しないようにしたり、固い支持地盤まで支持杭を打ち込む等の方法を講じて橋梁の破壊を防ぐ。

4 河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の液状化対策等、耐震対策を緊急的に実施する必要がある。このため、河川管理者は、国土交通省による堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の「耐震点検マニュアル」に基づき点検を行い、危険度の高い箇所より液状化対策等を実施する。

第3 液状化対策の広報・周知

実施機関：環境防災課、都市建設課

1 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの広報・周知

東日本大震災を受け、県が平成26・27年度に実施した「千葉県地震被害想定調査」により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、町は、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、住民にわかりやすく広報・周知する。

また、住民への液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、住民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

2 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、住民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。このため、町は、住民が、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良等の液状化対策工法を選定して行うよう広報するとともに、住民の啓発を行う。

既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住

宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、これらの研究結果や施工例の情報を収集して住民に広報する。

第4 液状化被害における生活支援

実施機関：環境防災課、福祉課、社会福祉協議会、山武健康福祉センター

液状化現象について直接的な人的被害はほとんどないものとされているが、ライフラインが寸断することにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で健康状態が悪化する等の二次的な被害が発生することも考えられる。

町は、これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや山武健康福祉センター、社会福祉協議会等の福祉関係機関等の地域のネットワークによる取組みを促進する。

第7節 土砂災害等予防計画

実施機関：環境防災課、都市建設課、県

町は、地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成26・27年度に行った「地震被害想定調査」の結果を参考に、崖崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じる。また、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水を規制する等の措置を講じる。

第1 土砂災害の防止

実施機関：環境防災課、都市建設課、県

町、県及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

1 土砂災害危険箇所カルテの整備と危険箇所の公表

県は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域を予め調査し、土砂災害危険箇所カルテ（斜面カルテ、土石流危険渓流カルテの総称）を整備する等、土砂災害危険箇所の把握に努める。

また、土砂災害危険箇所について県のホームページで公表するとともに、インターネットを使用しない高齢者等にも周知するため、土砂災害危険箇所を示した防災マップを作成し、各戸に配付する。

町は、県の作成した土砂災害危険箇所カルテ及び土砂災害危険箇所マップをもとに町内の土砂災害危険箇所の把握に努め、防災マップへの反映、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努める。

2 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定している。

町は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じ

た警戒避難体制の整備に努める。

3 地震後の土砂災害危険箇所の緊急点検

県は、震度5強以上の地震が発生した場合、平成19年12月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」に基づき国土交通省と連携し、土砂災害危険箇所の緊急点検を実施する。

また、緊急点検の実施に当たり住民等に不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民・町・県警察等防災関係機関に対して事前に周知する。

4 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。

町は、地震等発生時における土砂災害警戒情報が発表された際の的確な運用に努める。

5 土地利用の適正化

土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底等に努める。

6 国土保全事業の推進

土砂災害は、地形、地質等を素因とし、地震や大雨等を誘因として発生するもので、その防止については科学的調査により地形、地質、気象、地下構造、地下水の状況等を十分に把握し、効果的な防止工事を進める必要がある。

(1) 急傾斜地崩壊対策

町内の急傾斜地崩壊危険箇所は、JRの路線より北側に分布している。

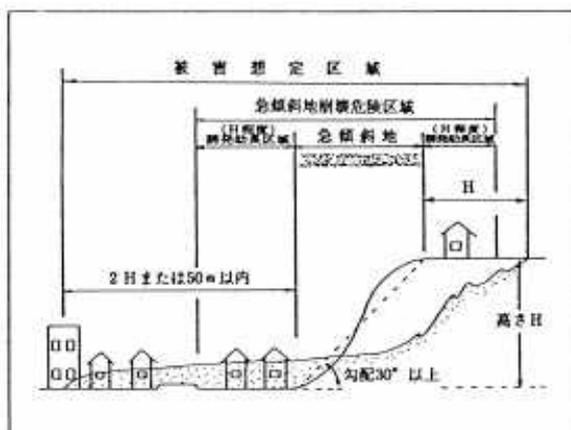
ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を把握し、県知事に対し指定を要望する。急傾斜地崩壊危険区域の指定基準は次のとおりである。

「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」

次の各号に該当する崖について、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上の崖
- ② 急傾斜地の高さが5m以上の崖
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの



イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等に基づき移転を促進する。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

ウ 防止工事の実施

町は、急傾斜地崩壊危険区域等の危険度が高い箇所は、災害防止工事を促進するよう土地所有者、管理者等、被害を受けるおそれのある者に指導する。これらの者が施行することが困難又は不相当と認められる場合は、県に対し防止工事の実施を要請する。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

町は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所については、県に対し急傾斜地崩壊危険区域の指定を要望する。また、①避難行動要支援者関連施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所、については、重点的に施設整備を実施するよう県に対し要望する。

〈資料編 急傾斜地崩壊危険箇所（自然崖）〉

(2) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県においては、山地災害の種類により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区を指定し公表しているが、このうち町では、山腹崩壊危険地区の危険度や保全対象等、地区の状況を考慮し、県による計画的な治山事業の実施を働きかける。

(3) 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては地形地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

第2 地盤沈下の防止

実施機関：都市建設課

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震水害の増大、建築物や土木建造物等の耐震性

の劣化等の可能性がある。このため、地盤沈下による被害が想定される場合、町は地下水の過剰揚水等について、県に規制を要請する。

第3 地籍調査の推進

実施機関：町

地籍調査とは、国土庁作法に基づき、市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査である。現在、登記所に備え付けられている地図は、その大部分が、いまだに明治時代の地租改正時に作られた地図（公図）等をもとにしたものである。そのため、公図は、境界、形状等が現実とは違う場合があり、また、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合もある。

地籍調査の成果は登記所に送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されるとともに、固定資産税算出の際の基礎情報となる等、市町村における様々な行政事務の基礎資料として活用される。また、災害による土地形状の変化が起こった際には、地籍調査の結果をもとに円滑な復旧を行うことが可能となる。

これらのことから、町では、今後、地籍調査の実施について検討する。

第4 河川、ため池施設の安全化

実施機関：産業課、都市建設課、県

県及び町は、地震に伴う河川、ため池施設の被害を防止するため、耐震性の強化等の措置を講ずる。

1 河川施設の整備

地震による河川護岸等の損壊を防止するため、耐震化対策を進める。

2 ため池等災害対策

老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

実施機関：環境防災課、住民課、都市建設課、福祉課、健康こども課、教育課、県、社会福祉施設管理者

東日本大震災では、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察される等、高齢者や障害者等災害時に支援を要する人々の犠牲が多くみられた。また、避難生活において特別な配慮が必要となった。これらの教訓を踏まえ、町は、高齢者や障害者のほか、難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人等を含めた要配慮者を守るため安全確保対策の一層の充実を図る。

第1 在宅の避難行動要支援者に対する対応

実施機関：環境防災課、福祉課、健康こども課、住民課、県、社会福祉施設管理者

1 避難行動要支援者の把握

町は、災害時、犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等、いわゆる「避難行動要支援者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、国による「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、次の事項に留意して把握等を行う。

(1) 避難行動要支援者の所在把握

東日本大震災時、個人情報保護等の観点から名簿が使われず救助が遅れた事例があったこと等を踏まえ、災害対策基本法第49条の10第1項により、避難行動要支援者名簿の作成が義務化された。これを受け、町においても日常業務の中で住民登録や福祉等の各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者名簿を作成し、どのような避難行動要支援者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても、可能な限り所在を把握しておく。

所在の把握には、自治会や町内会等を活用した、地域における共助による取組みを推進する。また、町長は、災害対策基本法第49条の10第3項により、必要に応じて、県及び防災関係機関に対し、要配慮者に関する情報の提供を求める。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、町に居住する高齢者や障害者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。

(3) 避難行動要支援者名簿の管理

町は、避難行動要支援者が、災害時に地域の中で支援を受けられるよう「避難行動

要支援者名簿」の整備を進めている。

避難行動要支援者名簿は、常に最新の情報に更新するとともに、データベース化を進めるなど、適切な管理が可能となるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失時に備え、紙媒体での保管も実施する。

(4) 避難支援等に関する関係者及び避難行動要支援者名簿の共有

避難行動要支援者名簿は、避難支援等の実施に必要となる最低限の範囲で、消防機関、県警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（「避難支援等関係者」という。）に対し、本人の同意が得られた場合に限り、配布を行う。更に、平時から社会福祉協議会、民生委員児童委員、ケアマネージャー、介護事業所職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

なお、町は、避難行動要支援者名簿の配布を行った際には、適正な情報管理を行うよう、避難支援等関係者に対し、指導の徹底を図る。

2 支援体制の整備

町及び県は、自主防災組織等の育成及び指導並びに社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会等の地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。また、町は、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくよう、指導に努める。

町における要配慮者への各種支援体制については、国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難支援の手引き」に基づき整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、支援体制の中に女性を位置付ける。

3 避難行動要支援者避難支援プランの策定

住民及び町は、「避難行動要支援者」の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、自治会や町内会等地域社会全体で一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援関係者を定める等、具体的な避難行動要支援者避難支援プランの個別計画の策定に努める。

4 避難指示等の情報伝達

町は、避難行動要支援者の状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに避難指示等の周知を図る。

5 防災設備等の整備

町及び県は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、寝たきり高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

6 避難施設等の整備

町は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されている等、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。また、県は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を、市町の域を越えて受け入れられる拠点の整備に努める。

その他、要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用の備品や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備等は、あらかじめ避難施設等に配備するよう努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、支援者で備えることとする。

町は、手引きや関係団体の意見等を参考とし、要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

7 防災知識の普及、防災訓練の充実

町及び県は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレット、広報紙を配布する等、広報を充実し、災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的な参加を呼びかけるよう努める。

8 在宅避難者等への支援

町及び県は、在宅避難又は応急仮設住宅で生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会やその他福祉関係機関等、地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

第2 在宅の避難行動要支援者の避難計画

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、健康こども課、教育課、県

1 避難誘導

町は、国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」、町の作成する「避難行動要支援者避難支援プラン」を活用するとともに、次の事項に留意して避難誘導を行う。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

- (2) 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- (3) 状況により、老幼病者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又は舟艇等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を確保すること。
- (4) 誘導中は水没、感電等の事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行うこと。
- (6) 避難行動要支援者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

2 避難順位

避難誘導は移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、概ね次のとおりとする。

- (1) 介護を要する高齢者及び障害者
- (2) 傷病者
- (3) 乳幼児及びその母親・妊産婦
- (4) 高齢者・障害者
- (5) 児童生徒
- (6) 女性
- (7) 男性
- (8) 防災業務従事者

3 避難後における避難行動要支援者への対応

町及び県は、避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。また、既存施設との協定の締結等により応急的な入所先の確保にも努める。このため、緊急入所が可能な社会福祉施設等との協定の締結により受け入れ先の確保を図るとともに、平素より入所可能状況等の把握に努める。

応急仮設住宅への入居については、避難行動要支援者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。

4 被災した避難行動要支援者等の生活の確保

町及び県は、災害によるショックの緩和並びに避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第3 社会福祉施設等における防災対策

実施機関：環境防災課、福祉課、教育課、県、社会福祉施設管理者

町及び県は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう指導に努める。

1 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学級のある学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療に必要な非常用自家発電機等、防災設備の整備を行う。

2 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学級のある学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、町及び県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する計画の作成に努める。

また、町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態及び児童生徒等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

3 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学級のある学校の校長は、施設の職員や利用者及び児童生徒等が、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や利用者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

第4 外国人に対する対策

実施機関：環境防災課、住民課、県

1 防災知識の普及・防災訓練の充実

町及び県は、言語、生活習慣、防災意識が異なり、日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、さまざまな機会をとらえて防災対策の周知に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育

2 外国人に対する対応

町は、日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、迅速な派遣要請が可能となるよう、派遣制度の周知を図るとともに、日本語の理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。また、町は県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、避難所等の整備に努める。

第9節 情報連絡体制の整備

実施機関：環境防災課、財政課、県、防災関係機関

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

第1 町における情報通信体制の整備

実施機関：環境防災課

災害時の消防機関内での連絡システムの確保をより確実にするため、通信指令システムの高度化、消防通信ネットワークシステムの強化の推進等、消防通信体制の整備を図る。

第2 横芝光町防災行政無線

実施機関：環境防災課

町は、現在、横芝光町役場に防災行政無線の親局1局と、町内44カ所に子局を設置し、横芝光町防災行政無線局管理運用規程に基づき運用するとともに、気象の予警報や災害情報を迅速かつ的確に住民へ伝達している。また、26局の移動無線により災害現場との連絡を密にし、防災活動の効率化を図っている。この防災行政無線については、今後とも整備拡充に努める。また、各世帯には戸別受信機の設置を推進し、聞き取りづらい場所等の解消に努める。

更に、防災行政無線のデジタル化に対応し、全国的なシステムと連動して、よりの確で細かな情報提供に努める。

第3 有線通信施設

実施機関：環境防災課、財政課

有線通信は次のとおりとする。

- 1 電話・ファクシミリ通信
- 2 インターネット

第4 災害時優先電話

実施機関：環境防災課、財政課

一般有線電話の輻輳又は通信不能の場合は、災害時優先電話により通話を行う。町では、既設の電話番号を東日本電信電話株式会社に登録し、「災害時優先電話」の設定を行っている。また、携帯電話についても、NTTドコモ及びKDDI等携帯事業者に既設の電話番号を登録し、「災害時優先電話」の設定を行う。

〈資料編 災害時優先電話番号〉

第5 全国瞬時警報システム

実施機関：環境防災課、県

全国瞬時警報システム（J-ALERT）とは、津波警報や弾道ミサイル情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する国からの緊急情報を、町の防災行政無線を自動的に起動し放送することにより、住民に瞬時に伝達するシステムであり、町でも平成24年9月5日から運用を開始している。

本システムで得た下記に示す情報については、防災行政無線やエリアメール等により、住民等に配信する。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）で放送される情報】

- ・大津波警報、津波警報、津波注意報（九十九里・外房地域に発表された場合）
- ・震度速報（千葉県北東部で、震度5弱以上の地震があった場合）
- ・特別警報
- ・弾道ミサイル情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、航空攻撃情報、大規模テロ情報

第6 警察通信施設の使用

実施機関：環境防災課

町長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により、警察通信施設を使用することができる。

第7 震度情報ネットワークシステム

実施機関：県

千葉県震度情報ネットワークシステムは、地震発生直後における情報空白期を補完し、迅速かつ的確な初動体制の確立と応急対策を行うため、県内全市町村に設置した震度計から震度情報を即時に収集することを目的としている。

県では、収集した震度情報を気象庁及び消防庁（震度4以上）に配信し、気象庁では、この情報をもとにテレビ・ラジオ等の報道機関を通じて、地震速報として公表している。

このシステムにより、町でも震度情報を確認することができる。

第8 非常通信体制の充実強化

実施機関：環境防災課、防災関係機関

町及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に、電波法第52条の規定に基づく非常通信を迅速に実施するため、非常通信の伝送訓練や各機関との連携体制等、非常通信体制の充実強化に努める。

第9 アマチュア無線の活用

実施機関：環境防災課

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、町は、アマチュア無線関係団体との協定締結を推進し、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請することができるよう体制整備に努める。

第10 その他通信網の整備

実施機関：環境防災課

町は、CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

実施機関：環境防災課、健康こども課、東陽病院

町は、住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資を備蓄するよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して必要な物資等を円滑に供給できるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護等の救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

第1 備蓄意識の向上

実施機関：環境防災課

町は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、家庭等における3日分以上の食料や飲料水、生活必需品を備蓄すること等、住民の備蓄意識の向上を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等に対しては、炊き出し用機材や救助用機材等の整備を促進する。

第2 備蓄・調達体制の整備

実施機関：環境防災課

町における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

なお、備蓄物資の整備に当たっては、次の事項に留意する。

- 1 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。
- 2 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や備蓄拠点の設置、輸送体制の構築等に努める。
- 3 消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進に努める。

第3 災害時の物流体制の整備

実施機関：環境防災課

民間からの調達や、国や他都道府県等からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要である。

町は、県によって町の指定した拠点に搬入された物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携する等の体制整備に努める。

避難物資集積拠点は、町体育館とする。

第4 医薬品及び応急医療資機材等の整備

実施機関：環境防災課、健康子ども課、東陽病院

町は、避難所等において傷病者への対応を迅速に行うため、必要に応じて医師及び薬剤師等の助言を求めて、医薬品及び応急医療資機材等の備蓄を実施する。

第5 水防用資機材の整備

実施機関：都市建設課、環境防災課

町は、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、地震による堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、崖崩れ等にも対応できるように整備に努める。

第11節 防災施設の整備

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、教育課、社会文化課

地震災害から住民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災拠点や避難所等の各種防災施設等の整備が重要であることから、計画的に整備を進める。

第1 防災拠点等の整備

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、教育課、社会文化課

町は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設について、災害時の資機材、物資等の備蓄、可搬式ポンプ、通信施設、非常用電源等の整備に努める。

第2 避難施設の整備

実施機関：環境防災課、都市建設課、福祉課、教育課、社会文化課

1 避難場所の指定及び解除

緊急避難場所・指定避難所の指定

環境防災部は、災害対策基本法第49条の4～9に基づき、災害から円滑に避難するための「指定緊急避難場所」、避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる「指定避難所」を指定するため、同法施行令及び施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。

指定にあたっては知事への通知及び公示を行うほか、防災マップ等で緊急避難場所等を周知するよう努める。

また、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に留意して、指定避難所の環境整備等を推進する。

(資料編 避難所・避難場所一覧表)

2 避難所等の整備

町は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所等の選定を行う。また、避難所等の整備については、同手引きの記載内容及び次の点に留意するものとする。

(資料編 避難所・避難場所一覧表)

- (1) 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配慮する。
- (2) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つため

- の設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。
- (3) 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
 - (4) 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガス等の非常用燃料の確保等に努める。
 - (5) 高齢者、障害者等の要配慮者に対応するため、要配慮者に特別の配慮をする避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
 - (6) 避難生活の長期化に対応するため、間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

3 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じる。

4 震災対策用貯水施設等の整備

町は、山武郡市広域水道企業団及び八匠水道企業団の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に地震時の安全を考慮した貯水槽又は防災用井戸等の整備に努める。

なお、山武郡市広域水道企業団及び八匠水道企業団は地震時の安全を考慮した貯水槽等の整備について、技術面において積極的に協力をするものとする。

5 ヘリコプター臨時離発着場等の確保

緊急時のヘリコプター離発着場は資料編のように定められているが、特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。また、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の各部隊の支援を円滑に受け入れるための応急対策活動拠点の候補地をあらかじめ選定する。

〈資料編 ヘリコプター臨時離発着場適地〉

第12節 帰宅困難者等対策

実施機関：環境防災課、総務課、企画空港課、産業課、教育課、社会文化課、県

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られた。行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。本町においては、大きな混乱は発生しなかったが、大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、県内主要駅では大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなる可能性がある。

このため、県及び町は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議等における研究・検討を踏まえ、防災関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

第1 帰宅困難者等

実施機関：環境防災課、県

1 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2 帰宅困難者の発生予想数

平成26・27年度「千葉県地震被害想定調査報告書」では、被害が最大となる千葉県北西部直下地震の発生により、本町周辺で、最大約5,300人が帰宅困難者になると推計している。

第2 一斉帰宅の抑制

実施機関：環境防災課、総務課、企画空港課、産業課、教育課、社会文化課、県

1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、町及び県は、

広報紙、ホームページ、ポスター等、様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

2 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、町及び県は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用ブロードバンド伝言板（web171）、ツイッター・フェイスブック等のSNS、IP電話等、通話に頼らない安否確認手段について、平時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校等における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校等において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。このため、町及び県は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用して主体的に提供する。

4 企業、学校等における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、町及び県は、企業・学校等に対し、従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知等の対策を要請する。また、飲料水、食料、毛布等の備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校等については、家庭や地域と協力連携して準備に努める。

第3 帰宅困難者等の安全確保対策

実施機関：環境防災課、産業課、教育課、社会文化課、県

1 一時滞在施設の確保と周知

町は、所管する施設から、耐震性等の安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。また、町は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

2 駅等における利用者保護の要請

町及び県は、駅等における利用者保護のため、施設管理者等に対し、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

3 企業、学校等における訓練実施の要請

町及び県は、企業・学校等に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練等、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

第13節 防災体制の整備

実施機関：環境防災課、総務課

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、県・他市町村等からの応援体制を構築するため、平時から防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化等、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、行政機能の確保等の体制整備に努める。

第1 町の防災体制の整備

実施機関：環境防災課

1 災害対策本部等の活動体制の整備

町は、大規模災害時に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努める。災害対策において全職員が以下のプロアクティブ原則を意識し、これに基づいて迅速に行動ができるよう、訓練に取り組む。

- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りも許されるが見逃しは許されない

訓練の検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。また、町は、避難所運営等の防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

2 受援計画の策定

町は、国、県、自衛隊、消防機関、他市町村及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供等、あらかじめ支援者が必要とする事項について定める等、受援計画の作成に努める。

3 広域応援体制の整備

県内他市町間においては、平成8年に県内市町村間の相互応援に関する基本協定を締結しており、災害時には県内全ての市町村が相互に協力することを確認している。

町を含む山武郡市の市町（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町）では、地震、津波、水害、火災等による大規模災害に対応するため、平成24年8月10日に相互応援に関する協定を締結し、被災市町が応援を要請した場合には区域を超え

た避難所の提供等の応援体制が取れることとなっている。また、町は東日本大震災のような広域的な災害に備え、県外の市町（神奈川県足柄上郡松田町、長野県千曲市）との災害時相互応援協定の締結を行っている。

町は、これら市町村との平時からの連携を緊密にするよう努める。

4 広域避難者の受入体制の整備

町は、大規模災害時において、町外又は県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

第2 業務継続計画〔震災編（BCP）〕

実施機関：総務課

町は、大規模地震等が発生した場合においても、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画〔震災編（BCP）〕の策定を検討する。

業務継続計画は、平成29年3月策定。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

実施機関：環境防災部、福祉部、各部

大地震や大津波が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流出、火災や崖崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害等、町内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力をあげて対処するため、町、県及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期することとする。

第1 町の活動体制

実施機関：環境防災部、各部

町は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体、住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

1 組織、配備体制

町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。

その際、町と県が一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

2 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

3 市町村間での応援体制

県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、円滑な協力体制を整備する。

第2 動員基準及び配備内容

実施機関：環境防災部、各部

【体制の種別及び配備内容】

配備体制	配備基準	配備内容	配備職員
警戒配備	第1配備 【情報収集体制】 ・町域に気象庁発表による震度4の地震が観測され、町長が必要と認めたとき ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る後発地震への注意を促す情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表されたとき	・災害の要因が発生した場合において、情報を収集する体制	・必要に応じ指名された課員
	第2配備 【自動配備】 ・町域に気象庁発表による震度5弱の地震が発生したとき ・気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波注意報又は津波警報を発表したとき ・東海地震注意情報を受理したとき ・震度4以下であっても、町長が必要と認めたとき	・情報の収集及び伝達 ・危険箇所の巡回 ・被害箇所の応急対策を円滑に行い、速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	・環境防災課（課長及び課長の指名した者） ・産業課（課長及び課長の指名した者） ・都市建設課（課長及び課長の指名した者） ・福祉課（課長及び課長の指名した者） ・必要に応じ指名された課員
災害対策本部	第3配備 【自動配備】 ・町域に気象庁発表による震度5強の地震が発生したとき ・気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に大津波警報（特別警報）を発表したとき ・内閣総理大臣が警戒宣言を発令したとき ・局地的又は大規模な災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合等で町長が第3配備の必要があると認めたとき	・情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各部長が定める。	・部長 ・副部長 ・部長が指名した部員 ・必要に応じ指名された部員
	第4配備 【自動配備】 ・町域に気象庁発表による震度6弱の地震が発生したとき ・大規模災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合等で町長が第4配備の必要があると認めたとき	・第3配備を強化し、対処する活動	・部長 ・副部長 ・部長が指名した部員 ・必要に応じ指名された部員
	第5配備 【自動配備】 ・町域に気象庁発表による震度6強以上の地震が発生したとき ・大規模災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合等で町長が第5配備の必要があると認めたとき	・第4配備を強化した活動	・全員

【自動配備】 ラジオ・テレビ等で町内に係る災害関係情報が流されたとき、又は自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるときは、連絡の有無にかかわらず職員は自主的に登庁し、配備内容に定められた所定の体制をとるものとする。

1 災害対策本部設置前の初動体制

(1) 震度4又は5弱が町域に発表されたとき、若しくは気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波注意報又は津波警報を発表したとき、あるいは災害の発生が予想される場合で町長が必要と認めたときは、あらかじめ定められた職員は、役場第1・第2会議室に参集し、次の措置を講ずる。

ア 地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達

イ 被害状況の把握及び報告

(2) 環境防災課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに町長に報告する。また、必要に応じ県に報告又は通報を行う。

なお、防災関係機関等の情報連絡員が派遣されている場合は、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を共有する。

(3) 上記ア及びイについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

2 災害対策本部

災害対策本部の組織及び編成は、「横芝光町災害対策本部条例」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

本部室	本部長	町長	
	副本部長	副町長	
		教育長	
	本部員	理事	
		環境防災部長	環境防災部（環境防災課）
		総務部長	総務部（総務課、議会事務局）
		企画空港部長	企画空港部（企画空港課）
		財政部長	財政部（財政課、出納室）
		税務部長	税務部（税務課）
		住民部長	住民部（住民課）
		産業部長	産業部（産業課、農業委員会）
		都市建設部長	都市建設部（都市建設課）
		福祉部長	福祉部（福祉課）
		健康こども部長	健康こども部（健康こども課）
		食肉センター部長	食肉センター部（食肉センター）
		東陽病院部長	東陽病院部（東陽病院）
		教育部長	教育部（教育課）
		社会文化部長	社会文化部（社会文化課）
消防団長		消防部（横芝光町消防団、匝瑳市横芝光町消防組合）	
横芝光署長			
本部連絡員	町長が指名するもの		

(1) 本部室

- ア 本部室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- イ 本部は、災害予防及び災害応急対策等に関する基本方針、その他の重要事項について審議決定する。
- ウ 本部室は役場第1・第2会議室に設置する。
- エ 本部連絡員
本部連絡員は本部長の命を受けて、各部相互間の連絡調整及び各種の情報収集の事務を担当する。
- オ 本部と各部との連絡方法
本部長あるいは本部まで決定した事項は、本部員及び本部連絡員が各部に連絡するものとする。
各部で収集した情報や、各部で決定した事項のうちで本部又は他の部が承知しておく必要がある事項は、本部員及び本部連絡員が各部及び本部長に連絡する。
- カ 防災関係機関に対する要請等
本部長は、災害の状況に応じ、防災関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、また、本部と当該機関との連絡のため必要があるときは職員の派遣を要請する。なお、防災関係機関等の情報連絡員が派遣されている場合は、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を共有する。

(2) 災害対策本部の設置及び廃止

- ア 町長は、応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。
 - (ア) 横芝光町周辺で震度5強以上の地震が観測された場合
 - (イ) 東海地震の警戒宣言が発令されたとき
 - (ウ) 町域で地震や津波による大規模災害が発生した場合や発生するおそれのある場合で、町長が必要と認めたとき
 - (エ) 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「大津波」の津波警報（特別警報）を発表したときなお、設置後、災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、廃止をする。
- イ 災害対策本部の設置及び廃止の手続き
 - (ア) 町長は、災害対策本部を設置した場合、本部の名称、設置の場所を「横芝光町災害対策本部」の標識で公示するとともに、町防災行政無線等によって住民に対し、速やかに公表する。
 - (イ) 災害対策本部を設置した場合、町長は速やかに町防災会議を構成する各機関の長に電話又はその他の方法により通知する。また、知事（危機管理課）に通知する。
 - (ウ) 本部を廃止した場合も（ア）、（イ）と同様の手続きを行う。

(3) 災害対策本部の本部長及び副本部長

災害対策本部の本部長は町長とし、事務を総括する。副本部長は副町長及び教育長とし、本部長を補佐する。また、本部長に事故ある場合は、副本部長（第1順位：副町長、第2順位：教育長）がその職務を代理する。

部長に事故あるときは副部長が、副部長に事故あるときは部員のうち上席のものが代理する。

(4) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合（例えば町役場庁舎被災時）を除き、役場第1・第2会議室に設置するものとし、設置予定場所には、平時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておく。また、町役場庁舎が損壊した場合、代替場所に災害対策本部を設置する。

【対策本部設置の場所】

優先順位	指定場所	直通電話
第1順位	役場第1・第2会議室	0479-84-1211 (代)
第2順位	町民会館大ホール	0479-84-1358

【災害対策本部 各部の事務分掌】

項 目		事 務 分 掌
災害対策本部	本部室	1 災害予防及び災害応急対策等に関する基本方針の決定 2 防災関係機関に対して協力を求めることの決定 3 配備変更の決定 4 その他重要事項の審議決定
	本部連絡員	1 本部室決定事項の各部への連絡 2 各部相互間の連絡調整 3 各種情報収集及び連絡 4 各部の配備要員及び協力要員の把握
環境防災部 (環境防災課)		1 災害対策本部員の動員に関すること 2 本部会議に関すること 3 災害関係職員の動員及び配置に関すること 4 避難情報の発令に関すること 5 被害状況の総括取りまとめに関すること 6 応急対策実施状況の総括取りまとめに関すること 7 町内避難場所の指定に関すること 8 県本部等への報告及び連絡に関すること 9 自衛隊派遣要請手続きに関すること 10 所轄消防組合との連絡調整に関すること 11 遺体の埋葬に関すること 12 ごみ及びし尿の処理に関すること 13 飲料水の供給確保に関すること 14 気象、その他の情報の収集伝達に関すること 15 自主防災組織に関すること 16 各部の協定締結の合議に関すること 17 分掌事務に関する各種協定の締結に関すること 18 災害救助法に関すること 19 各部に属さない事項に関すること

項 目	事 務 分 掌
総務部 (総務課 議会事務局)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害の記録及び広報に関する事 3 住民への情報伝達に関する事(防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ等) 4 報道機関との連絡に関する事 5 議会との連絡調整に関する事 6 職員等の食料の確保及び勤務の支障に関する事 7 他自治体等からの応援職員への対応に関する事 8 町の業務継続に関する事 9 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 10 環境防災部の応援に関する事
企画空港部 (企画空港課)	1 共同利用施設(集落集会施設)の被害調査及び復旧に関する事 2 公共交通機関の情報収集及び調整に関する事 3 電算システム運用管理に関する事 4 分掌事務に関する各種協定締結に関する事 5 他の各部の応援に関する事
財政部 (財政課 出納室)	1 災害関係予算に関する事 2 庁舎関係の被害調査及び復旧に関する事 3 町有財産の被害状況の把握に関する事 4 災害時活動車両の確保運用に関する事 5 災害時庁用電話の確保運用に関する事 6 災害資金の出納に関する事 7 義援金の受け入れ及び保管に関する事 8 緊急通行車両の申請に関する事 (災害対策基本法施行令第33条第1項) 9 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 10 他の各部の応援に関する事
税務部 (税務課)	1 避難所の開設、運営及び連絡調整に関する事 2 避難所収容者、被災者に対する救助物資の給与又は貸与に関する事 3 被害家屋(土地)の調査把握に関する事 4 り災証明発行に関する事 5 町税の減免に関する事 6 被災者台帳の作成に関する事 7 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 8 他の各部の応援に関する事
住民部 (住民課)	1 避難所の運営補助に関する事 2 炊出し補助に関する事 3 災害派遣等従事車両証明書に関する事 4 災害見舞及び視察に関する事 5 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 6 他の各部の応援に関する事
産業部 (産業課 農業委員会)	1 食料及び生活物資の調達及び配給に関する事 2 燃料、器材・資材の調達に関する事 3 農林地・農林業施設の被害調査及び復旧に関する事 4 農産物の被害調査に関する事 5 農業団体との連絡に関する事 6 商工業者の被害調査、復旧及び融資に関する事 7 栗山川漁港等海岸地区の被害調査、復旧及び融資に関する事 8 町管理排水機場に関する事 9 農業委員会との連絡調整に関する事 10 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 11 り災証明発行に関する事(農産物及び農業施設) 12 他の各部の応援に関する事

項 目	事 務 分 掌
都市建設部 (都市建設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び道路、橋梁等の復旧に関する事 2 道路等における障害物の除去に関する事 3 交通規制の調整に関する事 4 町営住宅及び県営団地の被害調査及び町営住宅の復旧に関する事 5 応急仮設住宅の設置に関する事 6 建設業者との連絡調整に関する事 7 被災住宅の応急判定に関する事 8 水防に関する事 9 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 10 他の各部の応援に関する事
福祉部 (福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉避難所に関する事 2 福祉関係機関との連絡に関する事 3 災害弔慰金及び災害見舞金に関する事 4 災害時避難行動要支援者に関する事 5 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 6 他の各部の応援に関する事
健康こども部 (健康こども課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護に関する事 2 健康づくりセンターの被害調査及び復旧に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 被災者の収容及び健康保持に関する事 5 避難所の栄養指導に関する事 6 感染症患者の収容及び消毒に関する事 7 防疫に関する事 8 遺体の処理及び安置に関する事 9 医薬品・医療資機材の備蓄に関する事 10 保育所(園)・認定こども園の被害調査及び復旧に関する事 11 応急保育計画に関する事 12 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 13 他の各部の応援に関する事
食肉センター部 (食肉センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 食肉センターの被害調査及び復旧に関する事 2 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 3 他の各部の応援に関する事
東陽病院部 (東陽病院)	<ol style="list-style-type: none"> 1 病院の入院患者及び利用者の安全確保並びに病院施設の保安に関する事 2 医療救護に関する事 3 救護班の編成及び出動に関する事 4 医療物資の保管、調達に関する事 5 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 6 他の各部の応援に関する事
教育部 (教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急教育計画に関する事 2 被災児童生徒に関する教科書、学用品等の支給に関する事 3 小中学校施設の避難所使用調整に関する事 4 教育、その他管理施設の被害調査及び復旧に関する事 5 教員の動員に関する事 6 給食センターの被害調査及び復旧に関する事 7 炊出しに関する事 8 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 9 他の各部の応援に関する事
社会文化部 (社会文化課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の避難所使用調整に関する事 2 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 3 文化財の保護及び復旧に関する事 4 図書館の被害調査及び復旧に関する事 5 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 6 他の各部の応援に関する事

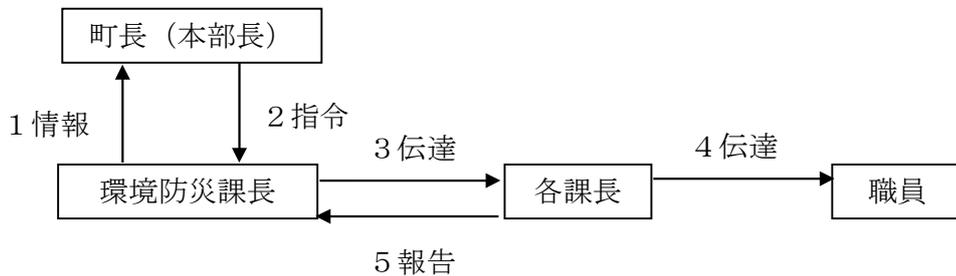
第2編 地震・津波編 ; 第2章 災害応急対策計画
 第1節 災害応急活動体制

項 目	事 務 分 掌
消防部 消防団 (匝瑳市横芝光町 消防組合)	1 消防団員の動員に関する事 2 消防計画の調整に関する事 3 消防機関の調整に関する事 4 消防施設の被害調査に関する事 5 災害の警戒防御に関する事 6 海岸・河川・堤防その他危険地域の警戒及び応急措置に関する事 7 災害発生情報の収集及び広報に関する事 8 災害に係る救助業務に関する事 9 避難者の誘導に関する事 10 行方不明者の捜索に関する事 11 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事
協力部 (社会福祉協議会)	1 日赤千葉県支部医療班派遣に関する事 2 ボランティア活動に関する事 3 分掌事務に関する各種協定の締結に関する事 4 他の各部の応援に関する事

3 配備指令の伝達及び対応

【平常執務時の配備指令伝達及び対応】

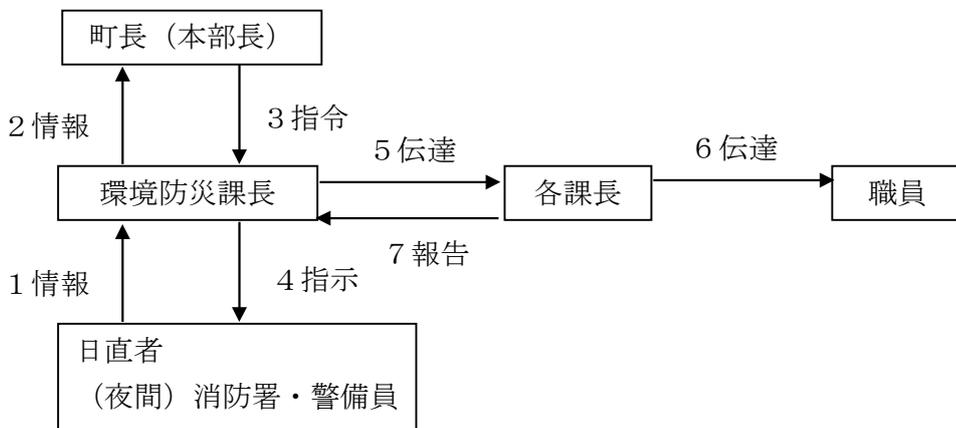
○庁内放送、電話等により行う。



※各課において、いつでも出動できる態勢で待機する。

【休日又は夜間の配備伝達及び対応】

○電話等により行う。



※日直者の職務

日直者は、次に掲げる情報を察知したときは、防災主管課長に連絡し、その指示により併せて関係職員に連絡するものとする。

- ・災害発生のおそれのある気象情報が防災関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- ・災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- ・災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

4 非常登庁時の留意事項

- (1) 非常登庁時の指示を受けた者は、被害状況を確認しながら、安全、かつ迅速な方法により登庁しなければならない。
- (2) 登庁した部員は、副部長に現着を報告し、副部長は部長に報告する。
- (3) 各部長は、現着要員のうち部の業務に従事する必要がある者は、部の業務に従事させ、他の部へ協力できる要員は各部で待機するよう指示し、状況を現着及び配備表により環境防災部長へ報告する。

5 自主登庁又は自主参集

勤務時間外に地震災害が発生し、電話等による伝達が不可能な場合の自主登庁又は自主参集は、次の方法によるものとする

(1) 自主登庁又は自主参集の実施

ラジオ、テレビ等で町域に係る災害関連情報が流れたとき、又は自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるときは、連絡の有無に係わらず職員は自主的に参集し、活動体制に定められた所定の体制をとる。

(2) 登庁時の注意

災害時の登庁について、災害応急活動に備えるよう次の事項に留意する。

ア 登庁時の手段……可能な限り、徒歩、自転車、バイク等による。

イ 服装……防災服、作業服等応急活動に便利で安全な服装

ウ 持参物……職員初動マニュアル、職員証、食料、飲料水、帽子又はヘルメット、懐中電灯、軍手、携帯ラジオ、筆記用具、応急医薬品等、その他必要と思われるもの

エ 情報収集……登庁経路での被害状況を記録し、その状況を災害対策本部、又は環境防災部に報告する。

(3) 参集途上の緊急処置

職員は、参集途上において事故等に遭遇したときは、人命の救助を第一として付近の住民に協力するとともに、消防署等へ通報するものとする。

(4) 登庁が不可能な場合

がれきや浸水等による道路の断絶、本人の負傷、負傷した家族等の保護等により登庁が不可能となった場合は、登庁が不可能な旨を所属長に連絡し、自宅待機とする。その後、災害状況の好転に伴い、登庁可能となった職員は、各所属課（所）に登庁する。

6 平常執務時の留意事項

平常執務時間に配備指令があったとき、各部長は、災害対応に従事する（できる）職員の状況を現着及び配備表により環境防災部長へ報告する。

7 初動期災害情報の収集

警察署、消防署及びその他防災関係機関と密な連携を図りながら、地震による被害発生状況等、初動対応に必要な情報収集を行う。

8 県・国の現地対策本部との連携

町長は、県の現地災害対策本部又は国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

9 その他の留意事項

(1) すべての部員は、退庁後又は休日等において災害発生のおそれがある場合には、常に気象情報その他に注意し、非常登庁の指示に備えるものとする。なお、部長及び副

- 部長は、災害が発生した場合に直ちに対処できるよう、部員の動向の掌握に努める。
- (2) 本部長に事故あるときは副本部長が、部長に事故あるときは副本部長が、副本部長に事故あるときは部員のうち上席の者が代理する。

第3 災害救助法の適用手続き等

実施機関：環境防災部、福祉部

1 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を図ることを目的とした緊急の措置である。町は、災害が発生し、災害救助法適用の必要が認められた場合は、県に対し速やかに所定の手続を行うとともに、県と連携して迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

2 適用基準

災害救助法の町への適用基準は次のとおりである。

- (1) 町内の住家の滅失世帯数が50世帯以上であること。
- (2) 県内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、町内の住家のうち滅失した世帯の数が25世帯以上であること。
- (3) 県内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、町内において滅失した住家が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害に見舞われた者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、滅失した住家が多数であること。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府で定める基準に該当すること。

3 救助の実施機関

- (1) 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。
- (2) 知事が、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長が行うことができる。
- (3) 市町村長は、上記(2)により市町村長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。

4 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害に見舞われた者の救出
- (6) 災害に見舞われた住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 遺体の捜索及び処理
- (10) 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

5 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

6 災害救助法の適用手続き

- (1) 災害に対し、町内における災害が、2の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事（災害対策本部事務局）に報告する。

(2) 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

7 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）別表第一によるものとする。

2 情報通信手段

(1) 町の通信連絡手段

- ア 千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。
- イ 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- ウ 保有する町防災行政無線等を中心に、町の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。
- エ 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用できるよう東日本電信電話株式会社及び各施設管理者の協力を確保する。

(2) 消防機関の通信連絡手段

- ア 消防無線、消防電話等を活用して、消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。
- イ 千葉県消防防災無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(3) 「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、町及び県等は、あらかじめ通信事業者に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

〈資料編 災害時優先電話番号〉

イ 非常・緊急通話

(ア) 通信事業者

非常通話又は緊急通話は、東日本電信電話株式会社及び au（携帯電話）を利用することができる。

(イ) 接続順位

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

ウ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話株式会社に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げる。

(4) 災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図る。

(5) 通信施設が使用不能となった場合における他の通信施設の利用

非常災害時において防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。

- ア 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）
- イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の無線局
 - (ア) 警察通信施設
 - (イ) 国土交通省関係通信施設
 - (ウ) 第三管区海上保安本部関係通信施設
 - (エ) 日本赤十字社通信施設
 - (オ) 東京電力パワーグリッド株式会社通信施設
 - (カ) 日本放送協会千葉放送局通信施設
 - (キ) 東京ガス株式会社通信施設
- ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(6) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡する。

(7) 被災通信施設の応急対策

- ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておく。
- イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努める。

(8) 非常通信の利用方法

- ア 取扱対象用件
 - (ア) 人命の救助に関するもの。
 - (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
 - (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
 - (エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。
 - (オ) 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
 - (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
 - (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
 - (ク) 遭難者救護に関するもの。
 - (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
 - (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
 - (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。
 - (シ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
 - (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
 - (ウ) 日本赤十字社
 - (エ) 消防長会及び消防協会
 - (オ) 電力会社
 - (カ) 地方鉄道会社
- ウ 取扱費用
非常通報はなるべく無料として取扱う。
- エ 非常通信文
電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。
- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
 - (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
 - (ウ) 本文
一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。
 - (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。
- オ 依頼方法
最寄りの無線局（国、県、県警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。
ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(9) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

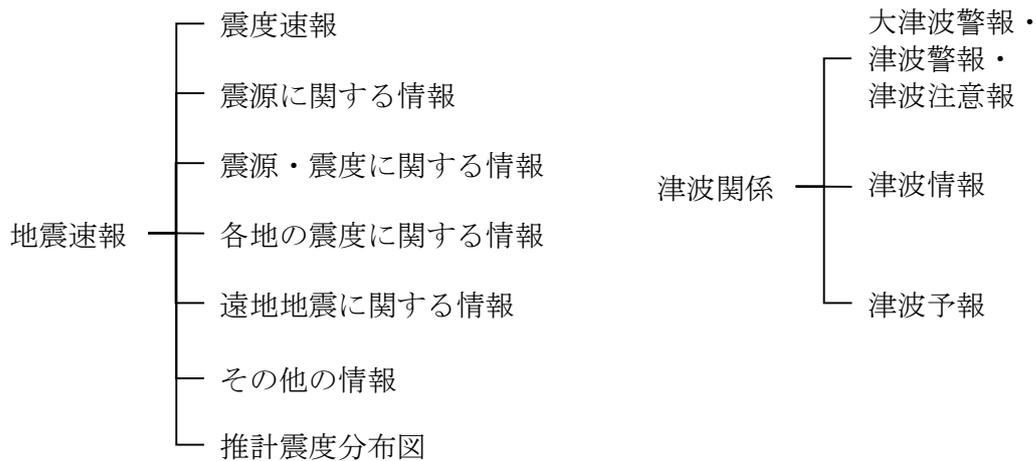
協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

第2 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報

実施機関：環境防災部、各部、防災関係機関

1 情報等の種類

地震に関する情報等の種類と発表については次のとおりとなっている。



2 情報等の発表

(1) 地震情報

ア 震度速報

地震発生から約1分半後に、震度3以上の地域名と地震の揺れの検知時刻が発表される。千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表される。なお、町は北東部に該当する。

イ 震源に関する情報

震度3以上で発表される（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表されない）。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）が発表される。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨が付加される。

ウ 震源・震度に関する情報

以下のいずれかを満たした場合に発表される。

- ・震度3以上。
- ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時。
- ・若干の海面変動が予想される場合。
- ・緊急地震速報（警報）が発表された場合。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名が発表される。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名が発表される。

エ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）が発表される。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名が発表される。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表され、震度2以下の地震については、その発生回数が「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表される。

オ その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等が発表される。

カ 推計震度分布図

震度5弱以上の地震を観測したときに発表される。

観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）が図情報として発表される。

キ 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表される。

- ・マグニチュード7.0以上。
- ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。

地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表される。

日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表される。

ク 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、防災科学技術研究所（11ヶ所）、千葉市（5ヶ所）、松戸市（1ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（平成31年4月1日現在）。

（2）津波関係

ア 警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表される。

千葉県は、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、及び東京湾内湾に属しており、町は「千葉県九十九里・外房」に該当する。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れ

	m以下の場合。			に巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

※大津波警報は特別警報に位置づけられている。
(資料：気象庁ホームページより一部加筆・修正)

イ 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等が発表される。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容が津波予報で発表される。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。

津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴等には十分な留意が必要である旨を発表する。
----------------------	---

エ 津波注意報、津波警報標識

【津波注意報標識】

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

- (注) 1 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(気象庁告示第三号 予報警報標識規則)

【津波警報標識】

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連打) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連打)

- (注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

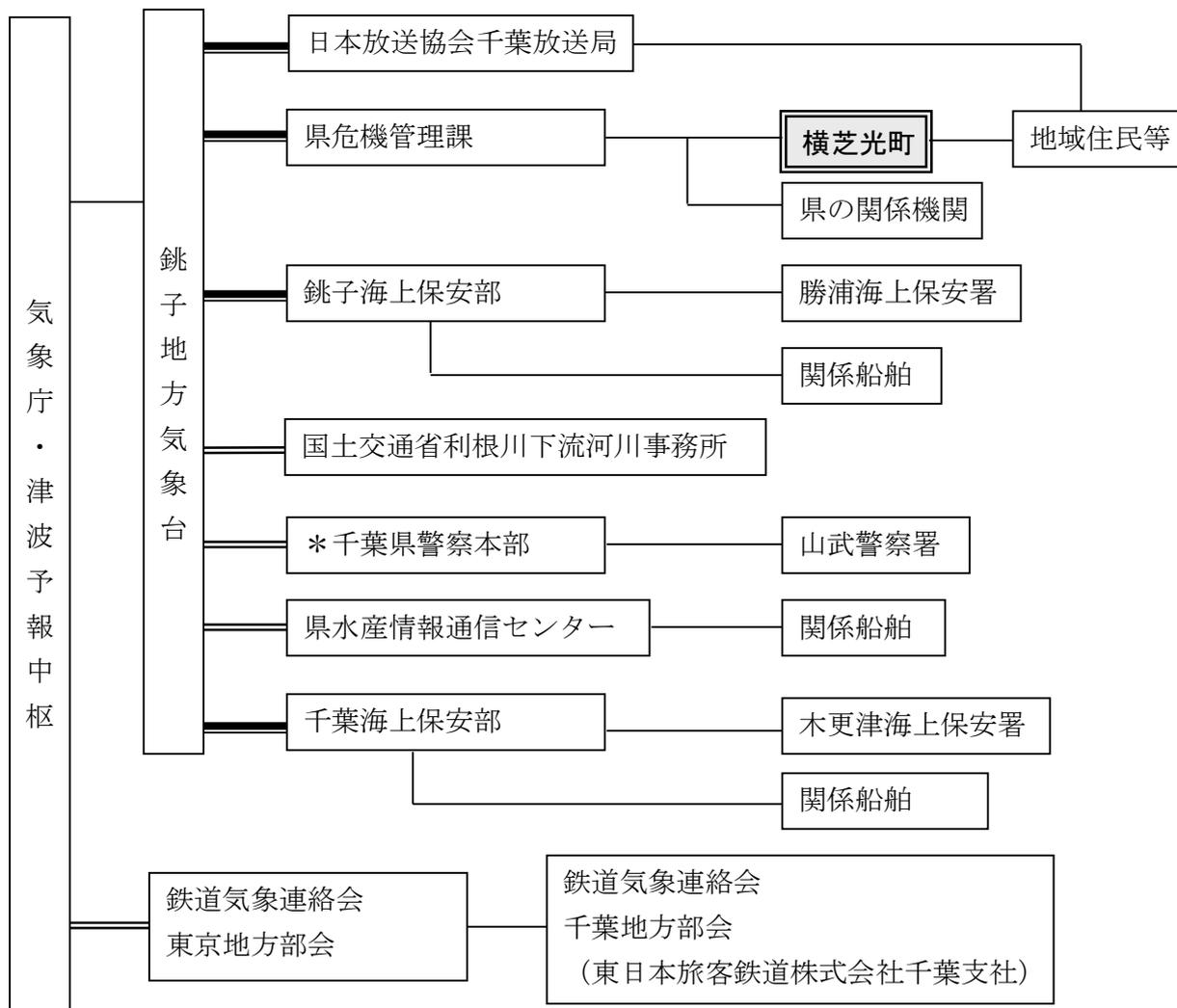
(気象庁告示第三号 予報警報標識規則)

3 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむを得ないときは、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。

4 受伝達系統等

【津波予報伝達系統図】



※地震情報等についても、この伝達系統図を準用する。

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社については、東日本NWオペレーションセンタ（ENC）経由で銚子地方気象台から伝達される。

—— 法令（気象業務法等）による通知

—— 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は、銚子地方気象台「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により、上記1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 * 気象業務支援センターを経由

第3 災害情報の伝達

実施機関：環境防災部、総務部、匝瑳市横芝光町消防組合

1 災害情報の伝達

(1) 町の措置

本部長は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について、県、警察署から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察署、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、町内の公共的団体や自主防災組織等に通報する。

なお、特別警報については、気象業務法第15条の2第4項により、義務化されていることから、住民への速やかな情報伝達を図る。

(2) 匝瑳市横芝光町消防組合の措置

気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに町に通報し、住民に周知する。

2 情報伝達の手段

町は、県から伝達された警報等を下記により住民に周知する。

- (1) 横芝光町防災行政無線
- (2) 緊急速報メール
- (3) 広報車
- (4) サイレン又は警鐘
- (5) その他速やかに住民に周知できる方法

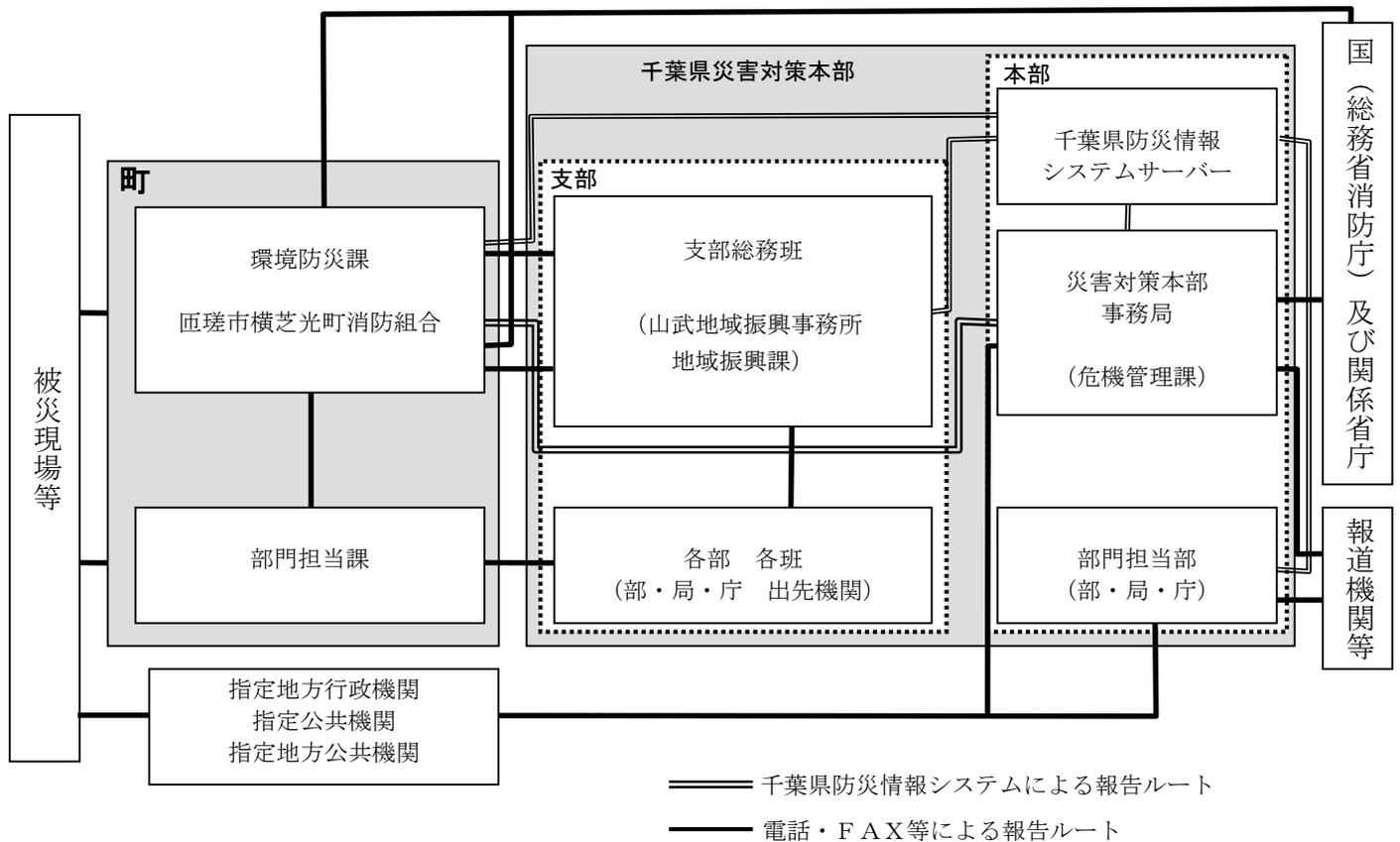
第4 被害情報等の収集・報告

実施機関：環境防災部、総務部、各部、防災関係機関

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

1 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



<用語の定義>

- 本部事務局 : 災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、危機管理課）
- 部門担当部 : 災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）
- 支部総務班 : 災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、山武地域振興事務所地域振興課）

2 県への地震災害情報の報告

本部長は、被害の状況の調査結果をまとめた上、県へ報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

(1) 県へ報告すべき地震災害の状況

県本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、以下の「報告一覧」のとおりとする。

【報告一覧】

報告の種類		報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
災害総括報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 町内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合は、その指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。 1 被害情報 町内の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 3 被害額情報 町内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
部門別被害額総括報告		各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内 [文書等]
災害詳細報告		(町) 災害総括報告で報告した被害情報の内容(日時・場所・原因等)及び措置情報の詳細を報告 (部門担当課) 農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]

(2) 県に報告すべき事項

県に報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の状況（被害の程度等は以下の「被害認定の基準」に基づき判定する。）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - (ア) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - (イ) 主な応急措置の実施状況
 - (ウ) その他必要事項
- カ 災害による住民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他必要な事項

【被害認定の基準】

区 分		認 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重 傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共 通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全 壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半 壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

区 分		認 定 基 準
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものととする。
非住家被害	共 通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
その 他 被 害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び認定こども園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海 岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	

区 分		認 定 基 準
	ブロック・石 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋 没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋 没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被害金額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかつこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

3 町が実施する情報収集報告

本町の域内で災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

4 収集報告に当たって留意すべき事項

- (1) 発災初期の情報収集に当たっては、報道発表等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動に当たるとともに、119番通報の殺到状況、

被災地の映像情報等、被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

- (2) 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- (3) 被害等の調査・報告に当たっては、防災関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- (4) 町は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図る。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整える。
- (5) 町は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- (6) 町は、被災世帯・被災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか、住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

5 報告責任者の選任

町では、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

区分	所掌事務	担当者
総括責任者	町における被害情報等の報告を総括する	町長
取扱責任者	町における各部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う	所掌事務等を勘案して定める

6 千葉県被害情報等報告要領

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、「千葉県被害情報等報告要領」による。

7 勤務時間内における国及び県への連絡方法

(1) 総務省消防庁

- ア 消防防災無線（県防災行政無線を使用）
 電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系）（消防庁応急対策室）
 FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）（ " ）
- イ 一般加入電話
 電話 03-5253-7527（消防庁応急対策室）
 FAX 03-5253-7537（ " ）

(2) 千葉県

- ア 県防災行政無線
 電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系）（県危機管理課）
 FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系）（ " ）
- イ 一般加入電話

電話 043-223-2175 (県危機管理課)

FAX 043-222-1127 (")

8 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国(総務省消防庁)又は県(危機管理課)へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

(1) 総務省消防庁

ア 消防防災無線(県防災行政無線を使用)

電話 120-90-49102(地上系) 048-500-90-49102(衛星系)(消防庁宿直室)

FAX 120-90-49036(地上系) 048-500-90-49036(衛星系)(")

イ 一般加入電話

電話 03-5253-7777(消防庁宿直室)

FAX 03-5253-7553(")

(2) 千葉県

ア 県防災行政無線

電話 500-7225(地上系) 012-500-7225(衛星系)(県防災行政無線統制室)

FAX 500-7110(地上系) 012-500-7110(衛星系)(")

イ 一般加入電話

電話 043-223-2178(県防災行政無線統制室)

FAX 043-222-5219(")

第5 災害時の広報

実施機関：総務部

1 広報活動要領

町は、県及び防災関係機関と連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

2 実施機関

広報活動は、本部長の決定に基づき、本部総務部が行う。

3 広報内容

(1) 避難方法等に関する情報

(2) 交通規制等に関する情報

(3) 被害に関する情報

ア 人及び家屋関係

イ 公益事業関係

- ウ 交通施設関係
- エ 土木港湾施設関係
- オ 農林水産関係
- カ 商工業関係
- キ 教育関係
- ク その他
- (4) 応急対策活動に関する情報
 - ア 水防、警備、救助及び防疫活動
 - イ 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動
 - ウ その他一般住民及び被災者に対する必要な広報事項
- (5) 町外で発生した震災に係る支援に関する情報
- (6) 流言飛語の防止に関する情報

4 広報方法

(1) 一般広報活動

- ア 防災行政無線、広報車等を活用した広報
- イ 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- ウ 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- エ 町ホームページを活用した広報

(2) 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供して広報を要望する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

(3) 放送機関への放送要請

災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通して放送を要請する。

【放送要請協定機関及び窓口】

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電話	F A X	電話	F A X
日本放送協会千葉放送局（放送）	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送(株)報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
株式会社バイエフエム総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
株式会社ニッポン放送編成局報道部	-	-	03-3287-7622	03-3287-7696

第3節 地震・火災等からの避難と応急対策

実施機関：環境防災部、総務部、企画空港部、税務部、住民部、都市建設部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

地震時には津波、延焼火災の拡大等が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要となる可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも高齢者、障害者その他の要配慮者の安全な避難については特に留意する。

第1 計画内容

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化部

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、共同利用施設等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

また町は、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

第2 実施機関

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

1 避難の指示等

避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携をとり実施する。

- (1) 町長等（災害対策基本法第60条）
- (2) 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- (3) 水防管理者（町長〔水防法第29条〕）
- (4) 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- (5) 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

2 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、避難所を設置する。

(1) 避難所は町長の指示により設置する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。

町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

(2) 本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

第3 避難の指示等

実施機関：環境防災部、総務部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

1 避難の指示等の実施

地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるとき、本節第2の1に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行う。

【避難の指示等】

機関の名称	指示等を行う要件	根拠法
町長 知事	<ul style="list-style-type: none"> 火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの指示等を行う。 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき立退きの指示等に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法 第60条
警察官等	<ul style="list-style-type: none"> 警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示するものとする。 警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法 第4条
自衛官	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊法 第94条

機関の名称	指示等を行う要件	根拠法
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示をする。	・水防法 第29条
知事又はその委任を受けた職員	・地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。	・水防法 第29条 ・地すべり等 防止法 第25条

2 避難の指示等の内容

町長等が避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の指示等の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は防災関係機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに防災関係機関に対して連絡する。

(1) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、防災行政無線を活用するほか、報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関の相互連絡

町、県、県警察、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

第4 避難誘導の方法

実施機関：環境防災部、都市建設部、福祉部、消防部

町長は、本部に収集された被害状況の情報をもとに、必要と思われる避難誘導の方法により、適切な避難誘導措置をとる。

- 1 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置する等して、住民の速やかな避難を図る。

なお、町長はあらかじめ避難場所を選定し、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておく。

- 2 避難は幼少児、高齢者及び障害者を優先する。

- 3 高齢者、障害者等自力での避難が困難な者に関しては、避難行動要支援者名簿を活用し、事前に援護者を決めておく等の支援体制を整備して、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。
- 5 避難の勧告又は指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- 6 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示に基づき当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。
- 7 避難誘導は、できるだけ自治会等の協力による集団誘導を行う。
- 8 誘導中は水没、感電等の事故防止に努めること。
- 9 避難誘導を行う者の安全を確保すること。

第5 避難所の開設

実施機関：環境防災部、企画空港部、税務部、住民部、教育部、社会文化部

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策及び感染症対策等についても適切に対応するよう努める。

- 1 町は、避難所を設置する必要があるときは、あらかじめ指定している学校、集会所、共同利用施設その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみでは収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意する。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

- 2 町は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし、避難所整備及び運営方針等の作成に努める。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議する。

学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」によって行う。

3 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織等の避難民自らが中心となって避難所を運営する方法に移行するものとする。なお、被災者等による避難所の自主的運営を行うに当たっては、町職員や施設管理者、ボランティアが運営の支援を行う。

4 町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営者に入れる。

また、避難所における女性への配慮として、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付等、運営上の配慮等に努める。

5 町は、ペットの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、飼い主の責任を明確化し、他の避難者とのトラブル等が起きないようにルール作成に努める。

6 町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、物資を速やかに調達できる体制の整備に努める。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策等、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

7 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。なお、平常時から、感染症対策に必要なパーティション等の物資確保及び設置訓練に努める。

8 町は、避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応する。

なお、避難所に名簿の掲示を行う等、避難者情報の広報については、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得る等、適切に対応するよう努める。

第6 広域避難

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、教育部、社会文化部、消防部

1 広域避難の実施

大規模な災害が発生し、町外への避難が必要な場合、「災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定書」又は「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、山武郡市町又は県内市町に対して支援を要請するとともに、町外避難を実施する。

また、県外避難を実施する必要がある場合には、県に対し県外避難に関する支援の要請を行う。

2 広域避難者の受入れ

協定締結市町、県外被災市町村又は県から避難者の受入れの要請を受けた場合、町は、町内の被災状況や避難所開設状況等を考慮し、可能な限り被災者の受入れを行う。

第7 災害救助法適用の場合の避難所設置のための経費内容及び限度額等

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化部

1 経費内容

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費
- (7) 福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費

2 限度額

- (1) 基本額（令和2年1月31日現在）
1人1日当たり330円以内とする。
- (2) 加算費
冬期（10月～3月）についてはその都度定める額とする。

3 避難所開設の期間

避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

第4節 津波からの避難

実施機関：環境防災部、総務部、税務部、住民部、産業部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等については、第一義的に住民等に最も身近な町が実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応する。

なお、避難所の開設等については、前節による。

第1 津波警報等の収集・伝達

実施機関：環境防災部、総務部、産業部、県

- 1 県は、銚子地方気象台から送られた津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を県防災情報システムにより県の防災関係者に伝達するとともに、速やかに県防災行政無線により各市町村及び各消防機関へ伝達する。
- 2 町は、県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた場合、住民等に対して直ちに避難指示を行う等、迅速かつ的確な伝達を行う。
また、住民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、以下に留意して行う。
 - (1) 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いる等、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。
 - (2) 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、町はあらゆる広報伝達媒体（防災行政無線、緊急速報メール、広報車、サイレン、半鐘、町ホームページ等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達する。
 - (3) 気象庁が発表する津波警報等に更新があった場合に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性がある等の津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していること等、住民等に対し継続的に情報伝達を行う。
 - (4) 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示の伝達に努める。
- 3 海岸線付近の観光地、海水浴場の開設者等は、海面監視やラジオ聴取等によって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。
- 4 漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、漁港、船舶等への迅速な情報伝

達を行う。

第2 海面状態の監視等

実施機関：環境防災部

1 海面状態の監視

震度4以上の揺れを感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがある。

そのため、町は、屋形海岸に設置されたライブカメラの映像を活用するとともに、速やかにテレビ、ラジオの視聴等の民間情報や消防・県警察からの警戒情報等を集め、海面状況を監視し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。

2 異常現象を発見した者の措置等

海面の異常現象を発見した者は、町長、警察官、海上保安官のうち、通報に最も便利な者に速やかに通報する。

この場合において、町長が通報を受けた場合は、速やかに知事及び銚子地方気象台に通報する。

第3 警戒区域の設定

実施機関：環境防災部、消防部

町長は、次に示す同節第5の「1 避難指示の発令基準」に基づき避難指示を行った場合、浸水の予想される区域に対し警戒区域を設定する。

なお、警戒区域を設定した場合、直ちに知事、県警察等防災関係機関に通知する。

第4 避難所の開設

実施機関：環境防災部、税務部、住民部、教育部、社会文化部、企画空港部

町長は、次に示す同節第5の「1 避難指示の発令基準」に基づき避難指示を行った場合、浸水の予想される区域に対し、必要に応じて避難所を開設するとともに、津波避難ビルの管理者に対して、津波避難者の受入れを要請する。

第5 避難指示

実施機関：環境防災部、総務部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

1 避難指示の発令基準

津波に関する避難指示の発令基準は、次のとおりとする。

地震・津波の状況	種別	発令時期 (実施時期)	対象者	(参考) 対象者に期待する行動
大津波警報（特別警報）若しくは津波警報の発表を覚知したとき及び法令の規定により大津波警報又は津波警報の通知（気象業務法第15条第2項）を受けたとき。	避難指示	自動的	津波浸水想定区域内にいる住民等	直ちに安全な場所に避難する。
強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、かつ町長が避難の必要を認めるとき。				
津波注意報の発表を覚知したとき。			海岸付近（海浜、漁港）にいる住民等	海岸付近から離れる
※ 遠地津波発生時は、発表された津波警報・注意報の区分に応じ、これに準じて対応するとともに、津波到達予想時刻が出された場合にはそれを参考に、確実な避難に結びつくよう避難指示の発令時期を考慮する。				

2 避難指示の伝達

町は、避難指示の伝達に当たっては、住民だけでなく走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、テレビ、ラジオ、サイレン、半鐘等のあらゆる手段の活用を図り、県及び防災関係機関と連携し、避難指示の伝達に努める。

第6 避難方法等

実施機関：福祉部、消防部

1 住民等の避難行動

- (1) 海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難の指示を待つまでもなく、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」(自助)の基本理念により、各々が津波に関する情報を収集・把握し、迅速かつ自主的に高い所等の安全な場所へ避難する。また、揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難する。

津波避難においては、海岸方向に向かって避難することはできるだけ避け、より高く、より海岸から離れることを心がける。また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみみんなで守る」(共助)の基本理念により地域で避難の呼びかけを行う。

なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

- (2) 海水浴客等は、上記のほか、津波注意報が発表された場合にも直ちに海岸付近から離れるものとする。
- (3) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩を原則とする。

2 住民等の避難誘導

- (1) 町は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」等を参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導する。
- (2) 住民等の避難誘導にあたる消防職員、消防団員、警察官、町職員等は、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提として行う。

また、町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導等、町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全が確保されることを前提とする。

3 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用し、近所の住民、自主防災組織、ボランティア、福祉関係職員等、避難支援関係者の支援により避難を行う。避難支援関係者は、自らの身の安全を十分確保し避難行動要支援者の避難支援にあたる。

避難方法は原則として徒歩だが、避難行動要支援者の避難については、地域の実情に応じて自動車の利用を検討する。

第5節 津波災害の応急対策

実施機関：環境防災部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、自衛隊

第1 被害状況の把握

実施機関：環境防災部、各部

津波等の発生直後から被災状況を正確に把握するため、現地に情報収集要員を派遣するとともに防災関係機関から災害情報及び被害情報を収集する。情報の収集においては、特に、住民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、収集した災害情報等については、速やかに県及び防災関係機関に報告する。

【収集すべき被害情報等の内容】

- 1 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
- 2 住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）
- 3 津波の浸水域
- 4 津波火災等の出火件数、又は出火状況
- 5 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）
- 6 輸送関連施設被害（道路、漁港、鉄道）
- 7 ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、上水道施設被害）
- 8 避難状況（避難所、避難場所、津波避難ビルの状況）

第2 人命の救出救助

実施機関：各部、防災関係機関

津波災害時には、建物の倒壊や地震火災及び津波水害等による多数の要救出現場や要救出者、重症者等が発生するものと予想される。

このため町及び防災関係機関は、迅速かつ的確な人命の救出救助活動を実施する。

また、町は、救出・救助を実施する防災関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

なお、救出活動は、多数の者が集まっていた場所及び生き埋め者のいる可能性のある場所を中心に行う。救出・救助を行う場合は、努めて救出隊・救助隊・救急隊等が連携して出動する。

第3 要救助者の救助

実施機関：消防部、県警察、自衛隊、海上保安部

1 救助・救急活動

(1) 活動の原則

救助活動・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。

(2) 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

2 救急搬送

傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、匝瑳市横芝光町消防組合、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県の防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

3 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動が容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、防災関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

4 県警察の活動

(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、救助隊を編成し、救出する。

(2) 救出活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点的に行う。

(3) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、県警ヘリコプター、船艇等を使用して速やかに医療機関に収容する。

(4) 救出活動は、町をはじめ防災関係機関と連絡を密に協同して行う。

5 海上保安部の活動

(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において避難した人等の捜索、救助を行う。

(2) 救出活動は、沿岸市町村をはじめ防災関係機関と連絡を密にして行う。

6 自衛隊の活動

- (1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。
- (2) 救出活動は、町をはじめ防災関係機関と連絡を密に協同して行う。

7 住民及び自主防災組織による救助・救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う防災関係機関に協力するよう努める。

第6節 避難行動要支援者等の安全確保対策

実施機関：税務部、住民部、都市建設部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、協力部、各施設管理者

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

特に、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者については、町で策定する「避難行動要支援者避難支援プラン」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

第1 避難誘導等

実施機関：福祉部

避難行動要支援者については、町が作成する避難行動要支援者避難支援プランを基に個別に避難計画を検討して、避難行動要支援者名簿を活用して避難支援等関係者による避難誘導、支援を行う。

1 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- (2) 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- (3) 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期する。
- (4) 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うよう努める。
- (5) 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織等による避難確認を行う。
- (6) 避難支援等関係者の安全確保を行う。

2 避難順位

避難誘導は移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、避難行動要支援者避難支援プランの全体計画等に基づいて行う。

3 緊急入所等

町は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

第2 避難所の開設、避難行動要支援者の対応

実施機関：税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化部

1 避難所の開設

避難所の開設は、「第3節 地震・火災等からの避難と応急対策」による。

町及び県は、避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、避難行動要支援者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

- (1) 避難所における要配慮者用相談窓口の設置
- (2) 避難所からの迅速・具体的な支援要請
- (3) 避難所における要配慮者支援への理解促進

2 外国人に対する対応

町は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。この際、必要に応じて県に対し、語学ボランティアの派遣の要請を行う。

第3 福祉避難所の設置

実施機関：福祉部、各施設管理者

要配慮者を収容するため、必要に応じて福祉施設を協定に基づいた福祉避難所として設置する。

- 1 福祉避難所の設置は、町長が発災後に施設の管理者と連絡を取って行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うことができる。

- 2 当該町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

- 3 福祉避難所開設後は、防災関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

第4 避難所から福祉避難所への移送

実施機関：税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、協力部

町は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

町は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して避難行動要支援者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。町や防災関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、避難行動要支援者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

第5 被災した要配慮者等の生活の確保

実施機関：都市建設部、福祉部、協力部、県

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、町及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等、次の事業を行う。

- 1 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- 2 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第7節 消防・救助救急・医療救護活動

実施機関：環境防災部、総務部、産業部、都市建設部、健康こども部、東陽病院部、教育部、消防部、県、県警察、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、海上保安部、各施設管理者、事業者

大地震時には、地震の発生とともに、地震による火災、地震後の水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が危惧される。消防機関、水防機関、危険物施設管理機関及び救助救急のための防災関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、町は防災関係機関と緊密に連携をとりながら、被災者の医療救護に万全を期す。

第1 消防活動

実施機関：消防部

1 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

大地震の発生により、津波や火災等の災害発生が予測された場合、匝瑳市横芝光町消防組合は「消防地震対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括する。

2 活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

3 活動の基本

(1) 常備消防

ア 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

エ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して活動に当たる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(2) 消防団

ア 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

イ 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行う。

ウ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

エ 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、防災関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(3) 住民等による初期消火

一般家庭等において出火した場合は、各家庭において常備してある消火器等により初期消火を行う。ただし、消火が困難な場合には、直ちに通報を行う。

(4) 応援派遣要請

常備部隊の消防力では対応が困難な場合は、千葉県広域消防相互応援協定及び千葉県消防広域応援基本計画により消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。

また、千葉県広域消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応ができない場合は、町は、知事を通じて、緊急消防援助隊をはじめとする他都道府県へ応援を要請する。

(5) 応援隊の派遣

他市町村及び他都道府県の被災地に消防隊を派遣するよう要請があった場合には、迅速に当該地域で相互応援を実施する。

第2 救助・救急

実施機関：消防部、県警察

1 活動体制

消防機関及び県警察等の防災関係機関は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、健康福祉センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社、自衛隊等の防災関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

2 救助・救急活動

(1) 消防本部

ア 被害状況の把握・報告

匝瑳市横芝光町消防組合は、119番通報、駆け付け通報、動員職員からの情報を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。また、被害の状況を町長に対して報告するとともに、応援要請手続きに遅れないよう努める。

イ 救助・救急活動

(ア) 救助・救急活動の原則

救助・救急活動は、救命措置を要する重傷者を最優先とする。

(イ) 出動の原則

救助・救急活動は、救命措置を要する救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- a 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- b 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを最優先する。
- c 小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- d 傷病者に対する救急措置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

ウ 救急搬送

(ア) 傷病者の救急搬送は、救命措置を要するものを優先とする。なお、搬送に関しては、医療関係車両のほか、必要に応じて県へ要請し、ヘリコプターにより行う。

(イ) 救護所等から後方医療施設への搬送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力のもとに行う。

エ 傷病者多数発生時の活動

(ア) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、効果的な救護活動を行う。

(イ) 救護能力が不足する場合は、防災関係機関等に医療機関への輸送について協力を求める等により、効率的な活動を行う。

3 救助・救急資機材の調達

- (1) 初期における装備資機材の運用については、原則として防災関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- (2) 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他防災関係機関が保有するもの又は民間業者から借り入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

第3 水防活動

実施機関：環境防災部、総務部、産業部、都市建設部、消防部、県

地震水害等の発生に対する水防活動については、被害等をできる限り軽減するため、消防機関は他防災関係機関と相互の連携を図りつつ、地域住民等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

1 町及び水防管理団体の措置

地震発生時に、河川等の堤防の決壊又は放流による洪水の発生が予想されるため、防御体制を強化する。

また、水防活動に当たっては、堤防等の施設管理者、県警察、消防の各機関等との連携を密にし、避難及び被災者の救出に重点をおく。

2 施設管理者の措置

堤防、水門等の管理者は、震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて防災関係機関及び地域住民に周知する。

また、水門等の操作体制を整え状況により適切な開閉等の措置を講じる。

3 水防警報の周知

県から水防警報が発せられたときは、「第2節 情報収集伝達計画」に基づいて、速やかに地域住民及び防災関係機関に周知する。

第4 危険物等の対策

実施機関：環境防災部、教育部、消防部、県、県警察、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、海上保安部、施設管理者、事業者

1 実施体制

危険物施設の応急対策は、当該施設の管理者等が防災関係機関と協力して行う。環境防災部は被害状況を把握し、施設の応急対策に協力する。

2 状況調査・報告

環境防災部は、危険物等取扱事業所から危険物等の流出・漏洩等の発生の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査するとともに、その結果を県に報告する。

3 地域住民に対する広報

危険物等の流出・漏洩等が発生した場合若しくは発生するおそれのある場合には、広報車及び防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行う。

4 応急措置

危険物等施設の各機関別対応措置は、以下のとおりである。

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

ア 匝瑳市横芝光町消防組合

- (ア) 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。
- (イ) 防災関係機関との情報連絡を行う。

イ 関東東北産業保安監督部

- (ア) 正確な情報把握のため、千葉県及び防災関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (イ) 災害発生に伴い千葉県及び防災関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。

ウ ガス事業所

(ア) LPガス販売事業者等（一般社団法人千葉県LPガス協会）

地震等によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、安全確認の上、ライフライン施設としての機能を維持するよう努める。

(イ) 高圧ガス取扱事業者（東京ガス株式会社）

地震等により高圧導管に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、安全確認の上、迅速に設備を普及するよう努める。

エ 県

- (ア) 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。
- (イ) 防災関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。
- (ウ) 連絡通報体制の早期確立を図る。

オ 町

- (ア) 防災関係機関との情報連絡を行う。
- (イ) 必要に応じて、被災者の保護、避難勧告・指示、避難誘導、避難所の開設等を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

ア 匝瑳市横芝光町消防組合及び県

匝瑳市横芝光町消防組合及び県は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当

該危険物施設の実態に応じて講じるように指導する。

- (ア) 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業、移送を停止及び施設の応急拠点と出火等の防止措置
- (イ) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (ウ) 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- (エ) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災関係機関との連携活動

イ 町

- (ア) 防災関係機関との情報連絡の実施
- (イ) 必要に応じた、被災者の保護、避難勧告・指示、避難誘導、避難所の開設等の実施

(3) 火薬類保管施設の応急措置

ア 関東東北産業保安監督部

火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行う。

イ 火薬類保管施設保安責任者

保安責任者は、法令の定めるところにより、危険防止措置を講じる。

ウ 県

延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。

- (ア) 防災関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。
- (イ) 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。

エ 町

- (ア) 防災関係機関との情報連絡を行う。
- (イ) 必要に応じて、被災者の保護、避難勧告・指示、避難誘導、避難所の開設等を行う。

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

ア 町教育委員会

町教育委員会は発災時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。

- (ア) 発災時の任務分担
- (イ) 出火防止及び初期消火活動
- (ウ) 危険物等の漏洩、流出等による危険防止
- (エ) 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止
- (オ) 児童生徒等に対する、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
- (カ) 被害状況の把握、情報収集及び伝達等

(キ) 避難場所及び避難方法

イ 他の毒物、劇物保管施設管理者

(ア) 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒措置等の安全措置を講じるとともに、警察及び消防等へ直ちに通報する。

(イ) 上記の措置を講じることができないときは、又は必要と認めたときは、従業者及び付近の住民に避難するよう警告する。

(ウ) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量並びに保有位置等について報告する。

ウ 県

次の各項の実施について指導する。

(ア) 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置

(イ) 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置

(ウ) 発災時における健康福祉センター（保健所）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報

エ 町

(ア) 防災関係機関との情報連絡の実施

(イ) 必要に応じた、被災者の保護、避難勧告・指示、避難誘導、避難所の開設等の実施

(5) 危険物等輸送車両の応急対策

ア 匝瑳市横芝光町消防組合

(ア) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について防災関係機関と密接な情報連絡を行う。

(イ) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

(ウ) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

イ 山武警察署

輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

ウ 関東東北産業保安監督部

(ア) 正確な情報把握のため千葉県及び防災関係機関と密接な情報連絡を行う。

(イ) 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。

(ウ) 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。

エ 関東運輸局

危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。

(ア) 災害発生時の緊急連絡設備を整備する。

(イ) 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。

(ウ) 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

オ 町

(ア) 防災関係機関との情報連絡の実施

(イ) 必要に応じた、被災者の保護、避難勧告・指示、避難誘導、避難所の開設等の実施

第5 医療救護活動

実施機関：環境防災部、総務部、健康こども部、東陽病院部、県

1 情報の収集・提供

町は、県、消防機関、県医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行い、防災関係機関への情報提供を行う。

- (1) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (2) 避難所、救護所の設置状況
- (3) 医薬品等医療資器材の需給状況
- (4) 医療施設、救護所等への交通状況
- (5) その他参考となる事項

2 医療救護活動

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や救護班の派遣等により診療等を行う。

(1) 実施機関

ア 町は、町長の指示により、医療救護活動を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うことができる。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

ウ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

エ アにより町長が行う場合は、次により実施する。

(ア) 一般社団法人山武郡市医師会（以下「山武郡市医師会」という。）、一般社団法人旭匠瑳医師会（以下「旭匠瑳医師会」という。）の長と締結した協定に基づき山武郡市医師会、旭匠瑳医師会が組織する救護班

(イ) 一般社団法人山武郡市歯科医師会（以下「山武郡市歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき山武郡市歯科医師会が組織する救護班

(ウ) 東陽病院の救護班

(エ) 日赤救護班

(2) 災害医療救護対策班の設置

町長は、大規模災害時で人的被害が発生した場合、医療救護を専門で担当する町災害医療救護対策班を設置し、傷病者の発生状況や医療機関の情報について収集を行う。

(3) 救護班出動の要請

町長は、必要に応じて東陽病院の救護班に出勤を命じ、山武郡市医師会、旭匠瑳医師会、山武郡市歯科医師会、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求める。また、県を通じて必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ災害派遣医療チーム（DMAT）及び県救護班の出動要請を行う。

(4) 救護班等の業務内容

- ア 傷病者に対する応急措置
- イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 軽症患者等に対する医療
- エ 避難所等での医療
- オ 助産救護

(5) 救護所の設置

町長は医療救護活動を行うに当たり必要と認めるときは、避難所又は被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関及び町内小中学校に救護所を設置する。

(6) 医薬品・資機材の確保

ア 医薬品、医療資機材の確保

(ア) 町及び県は、医薬品等の整備確保に努めるものとする。

(イ) 県は、町等から医薬品等の確保について、応援要請を受けたときは、地域保健医療救護拠点（各健康福祉センター等）に備蓄しているもののほか、千葉県医薬品卸協同組合との協定に基づき医薬品卸業者の県内営業所等から調達し、救護所等に供給する。

(ウ) 県は、医薬品等が県内において調達できないときは、隣接都県等に協力を要請し調達する。

イ 血液製剤の確保

(ア) 県は、災害発生後速やかに県内血液センター等の被災状況を把握するとともに、日本赤十字社千葉県支部と連携を図り、血液製剤の確保を図る。

(イ) 県は、血液製剤が県内において調達できないときは、千葉県赤十字血液センターを通じ、関東甲信越ブロック血液センター等に協力を要請し調達する。

(7) 搬送及び後方支援体制

ア 傷病者の搬送体制

救護班の責任者は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送を町長又は知事に要請する。

原則として、被災現場から救護所への搬送は町が、救護所から後方医療施設までの搬送は町及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

イ 救護班の活動車両

災害による緊急交通路確保のため交通規制が実施されたときは、救護班の出動及び活動のための車両等は、「第8節 警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定める車両等による。

ウ 後方支援活動

山武長生夷隅医療圏での災害拠点病院は、次のとおりである。

基幹災害医療センター…日本医科大学附属千葉北総病院 地域災害医療センター…東千葉メディカルセンター
--

町内の医療施設や東陽病院で対応できない場合は、後方医療施設又は近隣の医療施設に搬送し、入院・治療を行う。

(8) 助産活動

ア 助産の対象者

助産を受けられる者は、災害のため助産の機会を失い、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者とする。

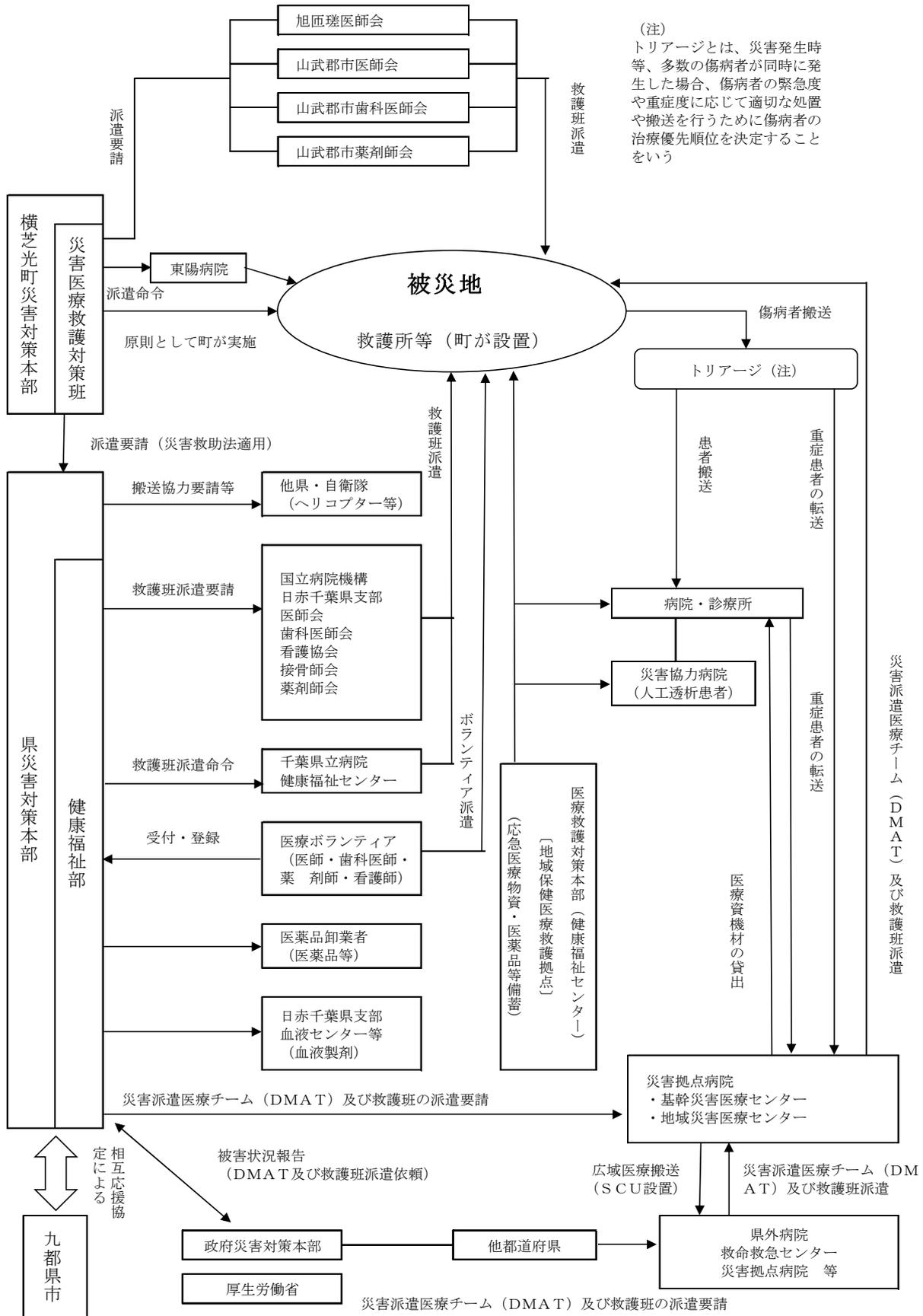
イ 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前・分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

【医療救護活動の体系図】



第8節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

実施機関：環境防災部、財政部、住民部、都市建設部、消防部、県、県警察、県公安委員会、国、自衛隊

地震発生時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される。このため住民の生命、身体、財産の保護を図るため、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

第1 震災警備

実施機関：県警察

1 基本方針

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、他の防災関係機関と連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たるものとする。

2 警備体制

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し、災害警備活動を行う。

(1) 署現地対策本部

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等に設置

(2) 署対策室

災害発生のおそれがある場合及び被害程度が小規模の場合等に設置

(3) 署連絡室

地震が発生した場合（規模により設置）に設置

3 災害警備活動要領

- (1) 要員の参集又は招集
- (2) 災害情報等の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の運用
- (4) 通信の確保
- (5) 負傷者の救出及び救護
- (6) 避難誘導及び避難区域の警戒
- (7) 警戒線の設定
- (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止

- (9) 報道発表
- (10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容
- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- (14) 協定に基づく防災関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

第2 交通規制計画

実施機関：県警察、県公安委員会、自衛隊

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止するとともに、緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制に係る区域又は区間等の内容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て、広く周知するよう努める。

1 公安委員会の交通規制

- (1) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。
- (2) 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限する等、緊急交通路の確保に当たる。

2 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

3 警察官の交通規制等

- (1) 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。
- (2) 警察官は、通行禁止区域等（前記1（2）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車

両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。(災害対策基本法第76条の3)

4 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

- (1) 自衛官及び消防吏員(以下「自衛官等」という。)は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記3(2)の職務の執行について行うことができる。
- (2) 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

第3 交通規制の指針

実施機関：環境防災部、都市建設部、消防部、県警察、県公安委員会、自衛隊

- 1 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応対策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- 2 交通規制の対象となる道路は、主として千葉県地域防災計画第2編第3章第7節の4緊急輸送に定める「千葉県緊急輸送道路1次路線(交通規制対象道路)」の中から選定する。
- 3 前記第2 1(2)の緊急交通路の確保は、高速道路、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。
- 4 緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。
- 5 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置するか、又は現場の警察官の指示により行う。
- 6 直下型地震に対する交通規制計画
京葉東葛地域及び南房総地域における直下型地震が発生した場合の交通規制は、次により行う。
 - (1) 京葉東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画
 - (2) 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画

第4 緊急通行車両の確認等

実施機関：財政部、住民部、県警察、県公安委員会

1 緊急通行車両の確認

- (1) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。
- (2) 前記（1）により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- (3) 前記（2）により交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

2 緊急通行車両の事前届出・確認

- (1) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- (2) 公安委員会は、前記（1）により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。
- (3) 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記1（1）の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記1（2）の標章及び確認証明書を交付する。

第5 交通情報の収集及び提供

実施機関：環境防災部、都市建設部

- 1 交通情報の収集は、オートバイその他の機動力を活用して行う。
- 2 交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

第6 震災発生時における運転者のとるべき措置

実施機関：環境防災部

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

- 1 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること
 - (1) 直ちに、車両を道路の左側に停止させること
 - (2) 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること
 - (3) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
- 2 通行禁止区域等においては、次の措置をとること
 - (1) 車両を道路外の場所に置くこと
 - (2) 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること
 - (3) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

第7 道路管理者の通行の禁止又は制限

実施機関：都市建設部、県、国

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止、又は制限する。

第9節 救援物資供給活動

実施機関：環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設部、教育部、各部、県、公共職業安定所、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団

震災時、被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

第1 応急給水

実施機関：環境防災部、総務部、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団

町は、災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、浄水場及び給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

1 実施機関

- (1) 町は、飲料水の供給を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。
- (2) 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事が行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- (3) 町長は、本町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他防災関係機関の応援を得て実施する。
- (4) 山武郡市広域水道企業団及び八匠水道企業団は、町が行う応急給水に対し、積極的に協力する。
- (5) 水道事業者等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」により実施する。

2 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少1人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

3 給水方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する。

4 広報

震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

5 水道事業者による飲料水の供給

(1) 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する。

(2) 広報

震災時における応急給水方法、給水拠点、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

なお、情報提供を充実させるため、町ホームページや千葉県ホームページ等から各事業者ホームページへ適宜リンクを設定する。

6 災害救助法による費用の範囲

飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費であり、当該地域における通常の実費とする。

7 補給水利及び応急給水用資機材の現況

(1) 補給水利の現況については、資料編参照。

〈資料編 補給水利の現況〉

(2) 応急給水用資機材の現況については、資料編参照。

〈資料編 応急給水用資機材の現況〉

第2 食料・生活必需品等の供給体制

実施機関：税務部、住民部、産業部

町は、災害により食料の配給販売機関等が麻痺した時や、住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し、応急的な炊出しを行う。

1 食料の配布

(1) 実施機関

ア 町長は、災害時、被災者に対して食料の供給を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

ウ 町長は、町内で対応が不可能であると判断した場合は、近接市町村、県、国及びそ

の他防災関係機関の応援を得て実施する。

(2) 調達方法

- ア 町の備蓄倉庫から食料を配給する。
- イ 町内の関係業者等から食料の調達を行う。
- ウ 食料が不足する場合は、県に供給要請を行う。
- エ 県内市町村に対し、協定に基づく食料の供給応援要請を行う。

(3) 炊出しその他による食品給与の方法

- ア 炊出しその他による食品の給与は、米穀、乾パン又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与に当たっては被災者が直ちに食することができる現物を給する。
- イ 米穀による炊出し給与は、町長が赤十字奉仕団等の協力を得て、避難計画に基づく避難場所にて炊出し等を実施する。
- ウ 炊出し給与のための調味料、副食等は町の関係業者から調達し、これを充てる。
ただし、町において調達が不可能又は必要数量を確保できないため、その補給について県が要請を受けたときは、町長に代わって知事が関係業者から調達し、補給する。

(4) 災害救助法適用の場合の食品供給計画

- ア 炊出しその他による食品給与の経費及び限度額（災害救助法施行細則別表第1）

(ア) 経費内容

主食費、副食費、燃料費及び雑費である。

(イ) 限度額（令和2年1月31日現在）

(ア) の経費のうち雑費を除く合計額が1人1日当たり1,160円以内とする。

- イ 炊出しその他による食品給与の期間（災害救助法施行細則別表第1）

炊出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合には、この期間内に3日分を現物により支給する。

- ウ 政府米の調達を要するときは、次により処理する。

町長は、災害発生に伴い、給食を必要とする米穀の数量を知事に要請する。

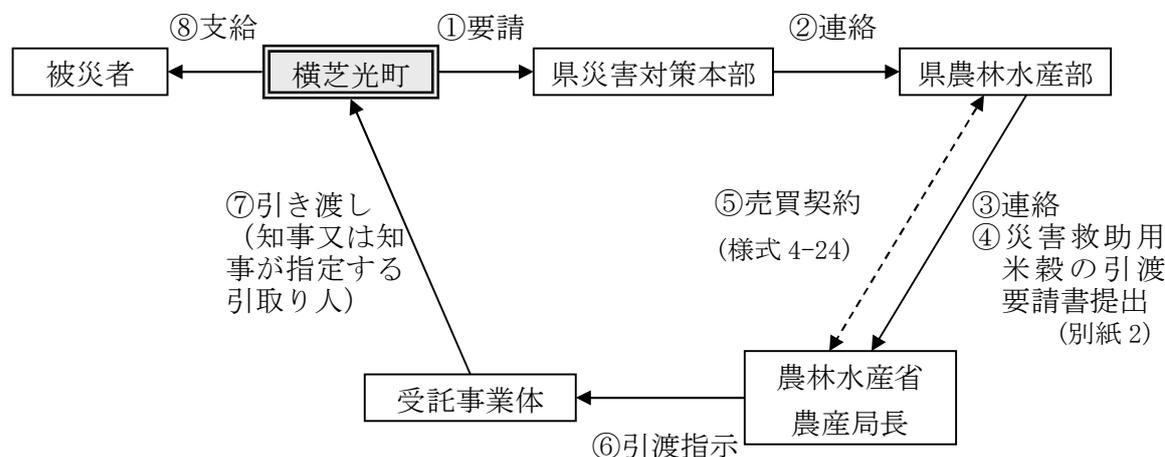
知事が、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

町が直接、農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農産局長に連絡する。

【政府所有米穀の受渡し系統図】

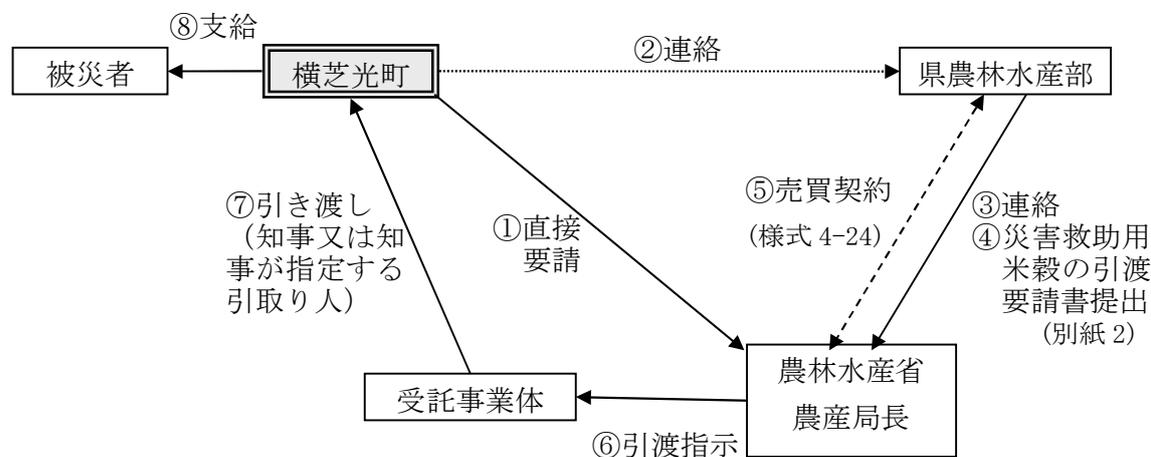
①町からの要請を受け、県が農林水産省農産局長に要請する場合

県は、町から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省農産局長に要請し、売買契約(様式 4-24)を締結する。



②町が直接、農林水産省農産局長に要請した場合

町が直接、農林水産省農産局長に供給要請した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。



2 生活必需品等の配布

(1) 実施機関

- ア 町は、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。
- イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

エ 町長は、本町限りで処理不可能な場合は、近接市町村、県、国、その他防災関係機関の応援を得て実施する。

オ 町及び県は、あらかじめ協定を締結する等、商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

(2) 配布を受ける者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者

ア 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 生活必需品等の内容

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

(4) 災害救助法による給与又は貸与の限度額

「災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）」別表第一（第六条）を参照する。

3 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

第3 緊急輸送道路の確保

実施機関：都市建設部、県

1 緊急輸送道路

災害発生時には、災害予防計画で掲げた災害時道路ネットワークを形成する道路の確保を行う。

【災害時道路ネットワーク】

種 別	道 路 名
①県指定緊急輸送道路1次路線	銚子連絡道路
	国道126号
②県指定緊急輸送道路2次路線	主要地方道 成田松尾線
	主要地方道 飯岡一宮線
③近隣都市間を結ぶ災害時連絡道路	主要地方道 横芝下総線
	主要地方道 横芝上堺線
	主要地方道 八日市場八街線
	一般県道 横芝山武線
	一般県道 横芝停車場白浜線
	一般県道 横芝停車場吉田線
	一般県道 飯岡片貝線
④町内の災害時連絡道路	1・2級町道
	広域農道・農免道路
⑤その他避難場所に通ずる道路	—

2 被害状況の把握

町は、町内の緊急輸送道路及び災害時連絡道路の被害状況、道路上の障害物の状況等を把握する。緊急輸送道路については、災害対策本部を通じて、山武土木事務所に速やかに調査結果を報告する。

3 緊急輸送道路の啓開実施

緊急輸送道路の啓開は、施設管理者が作業に当たるが、町の災害対策実施上必要な場合は、施設管理者にその旨を通知した上で、建設業災害対策協力会等の協力を得て、都市建設部が実施する。

また、啓開作業を行うときには、警察署、消防機関及び占有工作物管理者等の協力を得て実施し、必要に応じて自衛隊の応援要請を依頼する。

4 主要道路の啓開

町は、建設業災害対策協力会等の協力を得て、災害時連絡道路の啓開作業を優先して行い、順次その他の道路の啓開も実施する。

第4 車両等の確保

実施機関：財政部

1 車両等の調達

- (1) 町は、災害対策に当たり町保有の全車両の運用状況を把握し、効率的な管理及び必要な車両の確保を行う。
- (2) 町保有車両に不足が生じる場合は、近隣市町村の運送業者等から車両を調達する。また、必要に応じて、県に対し、車両の斡旋や調達を要請する。
- (3) 借上げに要する費用は、町が当該運送業者等との団体若しくは当該業者等と協議して定める。

2 車両等の配車

災害時における各部の分掌事務が、効率的に行われるように財政部において、調達車両の配分、災害規模に応じた車両の運用に努める。

また、災害時における各部に配分する車両は、配車計画に基づいて行う。

第5 緊急輸送

実施機関：各部

1 範囲

町が行う緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に支給する生活必需品、救急、防疫資機材等
- (2) 医療又は助産のための救護員
- (3) 食料、飲料水確保のため必要な要員、供給に必要な資機材等
- (4) 被災者の救出及び救護のため必要な要員
- (5) その他本部長が必要と認めたとき

2 輸送

災害応急対策や救護活動に必要な物資の輸送は、各事務を掌握する部に配車された車両で行う。また、車両による輸送が困難な場合には、ヘリポートを確保して空輸する方法等により、輸送を行う。

〈資料編 ヘリコプター臨時離発着場適地〉

第6 労働力の確保

実施機関：環境防災部、総務部、公共職業安定所

1 求人の申込み

町長又は県の出先機関の長は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、当該機関の所在地を管轄する公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込みをするものとする。

2 求職者の紹介

求人を受理した公共職業安定所長は、即時に条件に該当する求職者を検索し、最優先で紹介に努める。該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所に対する依頼を含め、求職開拓を行う。

第7 燃料の調達

実施機関：産業部

産業部は、調達可能なガソリンスタンドの状況を把握し、町保有の全車両、借上げ車両、自家発電設備等のすべてに必要な燃料の調達を行う。なお、今後、石油商業組合等との協定を締結した場合は、協定先からの燃料の調達を行う。また、避難所等で必要なプロパンガスの調達については、「災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書」に基づき、一般社団法人千葉県LPガス協会山武支部及び海匝支部から行う。

防災拠点となる公共施設においては、燃料備蓄のための貯蔵施設及び自家給油施設の検討・整備に努める。

第10節 広域応援要請計画

実施機関：環境防災部、消防部（匝瑳市横芝光町消防組合）、協力部、各部、県、山武郡市
広域水道企業団、八匝水道企業団、九十九里地域水道企業団、防災関係機関

大規模地震時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。このため、防災関係機関は、あらかじめ各防災関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。また、海外からの支援の受け入れについて、国の指導のもと体制整備に努める。

第1 国に対する応援要請

実施機関：環境防災部

- 1 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- 2 緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）及び、自衛隊の各部隊の後方支援を行うための応急対策活動拠点の候補地をあらかじめ選定する。

第2 県に対する応援要請

実施機関：環境防災部

町長は、災害応急措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を要請する。

第3 市町村間の相互応援

実施機関：環境防災部、県

- 1 町長は、地域内に災害が発生し、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」、又は「災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

〈資料編 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定〉

〈資料編 災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定書〉

2 知事は、上記1の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

- (1) 応援をすべき市町村名
- (2) 応援の範囲又は区域
- (3) 担当業務
- (4) 応援の方法

3 町長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

第4 受援体制の整備

実施機関：消防部（匝瑳市横芝光町消防組合）

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、匝瑳市横芝光町消防組合受援計画に基づき、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

第5 消防機関の応援

実施機関：消防部（匝瑳市横芝光町消防組合）

- 1 匝瑳市横芝光町消防組合は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な相互応援活動を実施する。
- 2 被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第6 水道事業体等の相互応援

実施機関：山武郡市広域水道企業団、八咫水道企業団、九十九里地域水道企業団

山武郡市広域水道企業団、八匝水道企業団、九十九里地域水道企業団は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業者等との間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に他の事業者等に応援要請を行う。

第7 民間団体等に対する応援要請

実施機関：環境防災部、協力部

町長は、町内に災害が発生し応急措置の実施のため必要があると認めるときは、各事業者等の民間団体及びボランティア等の民間の協力団体に応援要請を行う。

第8 資料の提供及び交換

実施機関：環境防災部、防災関係機関

町及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

第9 経費の負担

実施機関：環境防災部、防災関係機関

1 国又は他都県、他市町村から町に職員派遣を受けた場合

国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条及び町条例等の定めによる。

第10 県外被災市町村等への支援

実施機関：環境防災部、各部

- 1 県外の災害時相互応援協定を締結している市町（神奈川県松田町、長野県千曲市）から応援の要請を受けた場合、速やかに応援措置を行う。また、被災市町の事態が緊急を要するときは、応援要請の有無にかかわらず、応援措置を行う。
- 2 県外の協定を締結していない市町村から直接本町に応援の要請を受けた場合、町内の状況を勘案し、可能な限り応援措置を行う。

第11 広域避難者の受入れ等

実施機関：環境防災部、各部

町は、町や県の区域を越える被災者の受入れを円滑に行うよう努める。

1 広域避難の調整手続等

(1) 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

ア 町の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議する。この場合、必要に応じて県に対し、受入れ先市町村の選定や紹介等の調整を行うよう要請する。

イ 県内被災市町村から避難者の受入れに関する協議を受けた場合は、同時被災等、受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

(2) 県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県外の災害時相互応援協定締結先市町（神奈川県松田町、長野県千曲市）については、町が直接協定先市町と協議するものとする。協定締結先市町以外に広域避難を行う場合については、県に対し、受入れ先の要請等を行う。

なお、県を通じて他の被災市町村から当町に対して広域避難者の受入れの要請等があった場合には、可能な限り受入れを行うものとする。また、県外協定先市町から避難者の受入れの要請を受けたときも同様とする。

2 広域避難者への支援

(1) 全国避難者情報システム

東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、住所地（避難前住所ほか）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

県では、「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意で登録していただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供することとしている。

町は、町の住民で町外に避難する者に対して、システム登録情報を基に、町の被災者支援情報等を提供する。また、町で受入れた広域避難者に対しては、全国避難者情報システムへの登録をお願いする。

(2) 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入体制を補完するため、町及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第11節 自衛隊への災害派遣要請

実施機関：環境防災部、県、自衛隊

災害時において自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順及び必要事項を明らかにし、応急対策に万全を期するものとする。

第1 災害派遣要請

実施機関：環境防災部、県、自衛隊

1 町長による要請

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。(災害対策基本法第68条の2)
- (2) 町長は、通信の途絶等により知事へ依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知することができる。この場合、事後速やかに知事に要請の実施を通知する。

2 知事による要請

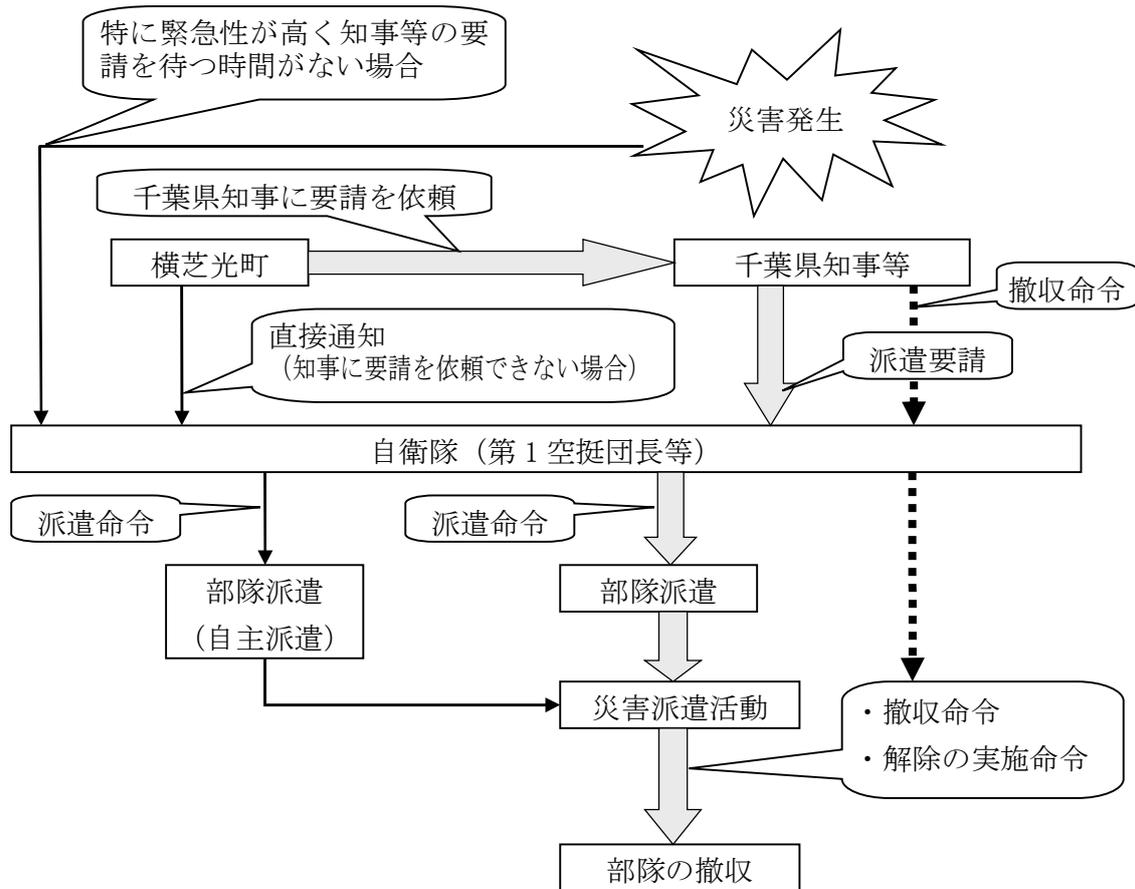
- (1) 知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請する。この際、県内に震度6強以上を観測した場合は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請する。
- (2) 知事は、災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、予防の為に自衛隊へ災害派遣を要請する。
- (3) 知事は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長から災害派遣要請を求められた場合、自衛隊に災害派遣を要請する。

3 自衛隊による自主派遣

自衛隊は、次の事由があるとき自主的に災害派遣を実施する。

- (1) 災害に際し、通信の途絶等により知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (2) 防災関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。
- (3) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- (4) 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合。

4 要請から派遣、撤収までの流れ



第2 災害派遣の内容

実施機関：自衛隊

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は県又は町、旭匠瑳医師会が準備するものを使用する。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水の支援

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 予防措置

災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、予防措置を実施する。

13 その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第3 災害派遣要請の手続き等

実施機関：環境防災部

1 要請者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、原則として町長が行う。(様式-2)

2 要請手続

町長は、次の事項を明記した文書をもって知事に対して災害派遣要請を依頼する。(様式-2)

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等により依頼するものとする。なお、この場合においては、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に通報し、事後、所定の手続きを速やかに行う。

(1) 提出(連絡)先 県防災危機管理部危機管理課

(2) 提出部数 1部

(3) 記載事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

3 連絡先

県防災危機管理部危機管理課

(緊急の場合)

陸上自衛隊 第1空挺団本部第3科(習志野駐屯地)

【緊急の場合の連絡先】

部隊名 (駐屯地等名)		連絡責任者		電話番号 () は時間外	県防災行政無線		
		時間内 (8:00~17:00)	時間外				
県内	陸上自衛隊	第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 218、236 (302)	632-721 632-725 当	
		高射学校 (下志津)	警備課長	駐屯地 当直司令	千葉 043-422-0221 内線 286、287 (302)	631-723 631-724 当	
		第1ヘリコプター団 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内線 215 (301)	633-721	
		需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 202、203 (302)	636-721 636-723 当	
	海上自衛隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	柏 04-7191-2321 内線 2420 (2424)	635-723	
		下総教育航空群 (下総)	司令部 運用甲幕僚	群 当直士官	柏 04-7191-2321 内線 2213 (2220)	635-721	
		第21航空群 (館山)	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	館山 0470-22-3191 内線 213、413 (222)	634-721	
	航空自衛隊	第4補給処 (木更津支処)	企画課 運用班長	基地 当直幹部	木更津 0438-41-1111 内線 303 (225)	638-721 638-724 当	
	県外	陸上自衛隊	第1師団司令部 (練馬)	第3部 防衛班長	司令部 当直長	東京 03-3933-1161 内線 238、239 (207)	
			東部方面航空隊 (立川)	警備幹部	駐屯地 当直司令	立川 042-524-9321 内線 234 (302)	
海上自衛隊		横須賀 地方総監部 (横須賀)	防衛部 第3幕僚室 防災担当	作戦室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 内線 2543 (2222)	637-721 637-723	

(注) 緊急の人命救助を必要とする場合に、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。

ア 陸上自衛隊 東部方面航空隊 (東京都立川駐屯地)

イ 海上自衛隊 第21航空群 (千葉県館山市)

第4 災害派遣部隊の受入体制

実施機関：環境防災部

1 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

2 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を次により作成するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を備え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を速やかに取り付けるよう配慮する。

(1) 作業箇所及び作業内容

- (2) 作業箇所別必要人員及び必要機材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 派遣部隊の受入れ

町長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備し通報する。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿舍
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- (4) 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- (5) 指揮連絡用ヘリコプター発着場

〈資料編 ヘリコプター臨時離発着場適地〉

〈資料編 陸上自衛隊ヘリコプターの能力基準〉

第5 災害派遣部隊の撤収要請

実施機関：環境防災部

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、派遣部隊の長と協議した上で、知事に対し文書をもって行うものとする。（様式-4）

第6 経費負担区分

実施機関：環境防災部

自衛隊の救援活動に要する下記経費は、原則として町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

第7 自衛隊の即応態勢

実施機関：自衛隊

1 情報収集

震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機等で情報収集する。

2 初動対応態勢

(1) 陸上自衛隊

各駐(分)屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

(2) 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

ア 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊(東京都立川市)

イ 海上自衛隊 第21航空群(千葉県館山市)

様式-2

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

㊟

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣要請を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式-4

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長



自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについては、下記のとおり
派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収を希望する日時 年 月 日 時 分

2 撤収要請を依頼する理由

3 その他必要事項

第12節 学校等における児童・生徒の安全対策

実施機関：教育部、社会文化部

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

第1 応急教育の実施

実施機関：教育部

1 公立学校

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の向上に努める。

(2) 事前準備

- ア 校長は、学校の立地条件等を考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - (ア) 計画的に防災に係る施設、設備の点検整備を図る。
 - (イ) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
 - (ウ) 町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
 - (エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 災害時の体制

県は、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震等の揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡し時等、状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応等を示した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を作成した。

各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

- ア 校長は、状況に応じ、児童生徒及び職員等の安全の確保を行い、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。

- ウ 校長は、町の被害状況や校舎の被災状況等を考慮し、集団下校の措置を講ずるか、又は保護者と連絡を取り、児童生徒を保護者へ引き渡す。
- エ 校長は、状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
- オ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定する等、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- カ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- キ 応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

- ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- イ 町教育委員会は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ウ 前記連絡体制の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
- エ 応急教育に基づき学校へ収容可能な児童生徒等は、学校において指導する。
- オ 疎開した児童生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問する等して、上記エに準じた指導を行うよう努める。
- カ 学校が災害による校舎等の一部損壊や、避難場所として校舎等を提供することにより、児童生徒の一部又は全部が長期間学校を使用できなくなる場合には、町教育委員会に連絡し他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- キ 校長は、災害の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。

2 私立学校

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の向上に努める。

(2) 事前準備

校長は、公立学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る等、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講じる。また、避難所等に指定されている学校は、町と運営方法について、あらかじめ協議しておく。

県は、私立学校に学校安全計画の策定を指導する。

(3) 災害時の体制

校長は、学校安全計画をもとに、災害の状況に応じた適切な対策及び措置を執るとともに、被害状況等を町及び県総務部学事課に報告する。

(4) 災害復旧時の体制

校長は、施設・設備並びに教職員及び児童生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

第2 学用品の調達及び支給

実施機関：教育部

災害により、学用品を喪失、又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

1 実施機関

- (1) 町長は、教材・学用品の給与を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。
- (2) 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

2 学用品の給与

災害救助法を適用した場合の学用品の給与は、同法及び千葉県災害救助法施行細則によるがその概要は次のとおりである。

(1) 学用品の給与を受ける者

- ア 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
- イ 小学校児童（盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校及び各種学校
- ウ 学用品がなく、就学に支障が生じている者であること。

(2) 学用品給与の方法

- ア 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を樹立して行う。
- ウ 実施に必要なものに限り支給する。
- エ 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

(3) 学用品の品目

ア 教科書及び教材

(ア) 小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。

(イ) 高等学校生徒正規の授業で使用する教材であること。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

(4) 学用品給与の費用限度

ア 教科書（教材を含む。）代 実費

イ 文房具及び通学用品（令和2年1月31日現在）

小学生 1人当たり 4,500円以内

中学生 1人当たり 4,800円以内

高校生 1人当たり 5,200円以内

(5) 学用品の給与期間

教科書（教材を含む。）については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

第3 授業料等の減免・育英補助の措置

実施機関：教育部

町は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を策定しておく。

第4 学校給食の実施

実施機関：教育部

- 1 町長は、被害を受けた学校給食用物資に関して、その状況を県災害対策本部に速やかに報告しなければならない。
- 2 町長は、学校給食用物資に被害を受けたことによる補充又は応急の給食を実施するため、米穀等の給付を受けようとする場合は、学校給食用米穀取扱要綱及び学校給食用小麦取扱要領に基づき、学校給食会に需要の申請を行うことにより、米穀等の供給（学校給食用米穀、小麦粉の供給価格で）を受ける。

- 3 町は、被災後、学校給食を再開するに当たっては、必要に応じて県に対し、指導、助言を求める。また、町において物資等の調達が困難な場合は、県に対し、応援を要請する。

第5 文化財の保護

実施機関：社会文化部

1 実施体制

文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は直ちに防災関係機関へ通報するとともに、被害の拡大防止に努めなければならない。また、その所有者及び管理団体は防災関係機関と協力して、応急対策を行う。町が管理する文化財が被害を受けた場合の応急対策は、社会文化部が行う。

2 町の実施措置

社会文化部は、災害発生時に所有者又は管理者が実施すべき対策について、万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に被害が発生した場合は、その被害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

第13節 帰宅困難者対策

実施機関：環境防災部、総務部、企画空港部、産業部、教育部、県、東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者

東日本大震災では、鉄道等の運行停止により、多くの帰宅困難者が発生し、都市部の駅周辺や道路で大混雑が生じた。

大規模な災害が発生した場合、通勤、通学、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難になるような人々が多数発生することが想定されるため、町は、大規模地震発生時における帰宅困難者対策を検討し、県や防災関係機関と連携して各種施策の推進を図る。

第1 帰宅困難者

実施機関：環境防災部、県

1 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩の帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

第2 想定される事態

実施機関：環境防災部、県

1 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、事業所等の組織に属していない人々は、帰属する場所がないことから、無統制な群衆となって駅へ殺到する等、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。

2 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の帰宅行動がとられることによる交通の支障や、沿道での水、食料、救護等の需要の発生等、帰宅経路における混乱も予想される。

3 安否確認の集中

地震発生の直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のみひが予想される。特に、被災市町村には、安否等の確認の電話が殺到し、災害対策本部機能に支障が生じることも考えられる。

4 水、食料、毛布等の需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生すると予想される。この際、職場等において水、食料、毛布等の備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

第3 帰宅困難者対策の実施

実施機関：環境防災部、総務部、企画空港部、産業部、教育部、県、東日本旅客鉄道株式会社、施設管理者
--

1 基本的考え方

町は、観光客等を考慮し、県及び関係機関と連携を図りながら対応を行う。また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、安全確保等に努める。

2 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、町は、住民、企業、学校等に対し、県及び防災関係機関と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう町ホームページやツイッター等により呼びかけを行う。

3 企業、学校等における施設内待機

企業及び学校等は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や防災関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

4 集客施設や駅等における利用者保護

集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や防災関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を町や県警察等防災関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

5 帰宅困難者等への情報提供

帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、帰宅困難者に対して防災行政無線、エリアメール、インターネット等により必要な情報を提供する。

6 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

町は、駅周辺の公共施設を一時滞在施設として指定し、被災状況や安全性を確認した後、必要に応じて一時滞在施設として開設する。また、町は、必要に応じて区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

一時滞在施設を開設した場合は、その開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導

集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が町や県警察等防災関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、町は防災関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を提供する。

7 徒歩帰宅支援

やむを得ず徒歩で帰宅する人々の支援のため、幹線道路沿い等に所在するガソリンスタンドやコンビニエンスストア等の施設を「災害時徒歩帰宅者支援ステーション」として位置付け、一時休憩所として飲料水、便所、情報提供等を内容とした協定を関係事業者等と締結する等、帰宅経路における環境の整備を行う。

8 防災関係機関等の役割

帰宅困難者に関する対策は、多岐の分野にわたるとともに、行政界を越える対応も必要となる。このため、帰宅困難者に関連するすべての機関がそれぞれの役割を十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。また、帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者についても、平時から一人ひとりの備えが重要である。

第14節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

実施機関：環境防災部、都市建設部、産業部、福祉部、健康こども部、東陽病院部、消防部、県、山武健康福祉センター、県警察、動物愛護センター、海上保安部、自衛隊、山武郡市環境衛生組合、東総衛生組合、医師会、歯科医師会

災害により多数の傷病者が発生し、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、防災関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出される等、生活上様々な面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

第1 保健活動

実施機関：福祉部、健康こども部、山武健康福祉センター

- 1 山武健康福祉センターは災害発生時、把握している要配慮者の健康状態の把握を行い、町が把握している要配慮者等に関する情報との情報共有・交換を行う。
- 2 町は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止により被災者の健康が損なわれることのないよう、山武健康福祉センターと連携し保健活動班を編成し、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。
特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や、他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。
- 3 町は、災害発生後早い時期から、心のケアや、食中毒、感染症の発生予防等について県健康福祉センターと連携して予防活動を実施する。
- 4 町は、山武健康福祉センターの支援を受け、できるだけ早期に健康相談を実施する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミー症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

発災後、町は上記1から3を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を山武健康福祉センターに報告する。山武健康福祉センターは、積極的に町の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・栄養士を派遣する。

第2 飲料水の安全確保

実施機関：山武健康福祉センター

山武健康福祉センターは、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、町と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

第3 防疫

実施機関：健康こども部、県、山武健康福祉センター

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

1 防疫体制の確立

町及び県は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

2 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年十月二日法律第百十四号）」（以下「感染症法」という。）に基づき、県及び、県の指導・指示の下、町が実施する。

3 災害防疫の実施方法

（1）防疫措置の強化

町は、災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進に努める。

（2）広報活動の実施

町は、住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

（3）消毒の実施

町及び県は、感染症法第27条の規定により、県の指導・指示の下、消毒を行うものとする。使用する薬剤及び器具等については、速やかな整備拡充に努める。

（4）県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して薬剤の供給の支援を要請する。

4 患者の入院

山武健康福祉センターは、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

5 防疫用薬剤の確保

県は、山武健康福祉センター等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に、初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものとする。

6 報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を、随時、山武健康福祉センターに報告する。

第4 遺体の搜索処理等

実施機関：環境防災部、健康こども部、東陽病院部、消防部、県警察、海上保安部、自衛隊、医師会、歯科医師会

町は、災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により既に死亡していると推定される者を含む）及び、死亡した者について、遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬を実施する。

1 実施機関

- (1) 町長は、遺体の搜索、収容、処理及び埋葬を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。
- (2) 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- (3) 本町限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき近隣市町村、県、国その他の防災関係機関の応援を得て実施する。
- (4) 町は、消防、県警察、自衛隊等と協力して行方不明者の搜索を行う。
- (5) 遺体の収容及び処理は、健康こども部を中心に行う。
遺体の収容場所は、比較的被害の大きかった地区周辺の公共施設等から選定する。

2 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、町長は、検案医師等について、必要に応じて東陽病院に出動を命じるとともに、医師会、歯科医師会、日赤等にそれぞれ出動を要請するほか、県、他の市町村長等に応援を求める等、必要な措置を講ずる。

3 救助の基準等

災害救助法を適用した場合の救助基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。なお、同法の適用に至らない場合における応急対策は、同法が適用された場合に準じて的確に実施する。

(1) 遺体の搜索

ア 遺体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者とする。

(ア) 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと

(イ) 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと

(ウ) 死亡した原因は問わないこと

イ 遺体搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 費用

搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等、輸送費及び賃金職員等雇上費等。

(2) 遺体の処理

ア 遺体を処理する場合

(ア) 遺族等が、災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合

(イ) 災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が遺体の処理を行う。

(ウ) 死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体検視（見分）終了後、県警察から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

イ 遺体の処理内容

(ア) 遺体の洗淨、縫合及び消毒等の処理

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 限度額（令和2年1月31日現在）

(ア) イの（ア）による処理に要する費用は、遺体一体当たり3,500円以内とする。

(イ) イの（イ）による処理に要する費用は、既存建物を利用する場合は当該施設等の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり5,400円以内とする。

なお、ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) イの(ウ)による処理に要する費用は、救護班によれない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

(3) 埋葬

ア 埋葬を行う場合

(ア) 災害時の混乱の際に死亡した者

(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合(遺族等が埋葬できない場合、又は遺族等に引き渡しできない場合等)

イ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 埋葬の方法

(ア) 埋葬は、原則として遺体を火葬に付すことにより実施する。

(イ) 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

(ウ) 費用(令和2年1月31日現在)

埋葬のための費用は、次のとおりとする。

大人 215,200円以内

小人 172,000円以内

4 その他

(1) 警察署における計画

ア 遺体の検視(見分)

警察官は、遺体を発見し、又は遺体発見の届出を受けたときは、死体取扱規則等により検視(見分)を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

イ 身元不明者に対する措置

警察署長は、知事又は町長と緊密に連絡し、県、町の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧等を行って早期に確認できるよう協力すること。

ウ 遺体の搜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて防災関係機関の行う遺体及び行方不明者の搜索等に対し、必要な協力を行う。

(2) 海上保安部(署)における計画

ア 災害により銚子漁港、勝浦漁港、その他千葉県周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により搜索を実施する。

イ 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、搜索に当たる。

ウ 収容した遺体は、知事又は市町村長と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、県警察とともにその身元確認に努め、知事又は市町村長の行う措置に協力する。

第5 動物対策

実施機関：環境防災部、山武健康福祉センター、動物愛護センター

町は、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、山武健康福祉センター、動物愛護センターと協力し、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、県、その他防災関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

第6 清掃及び障害物の除去

実施機関：環境防災部、都市建設部、産業部、県、海上保安部、山武郡市環境衛生組合、東総衛生組合

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくる。このため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る

1 震災廃棄物処理計画

町は、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき策定した「横芝光町災害廃棄物処理計画」に従い、迅速かつ適正な処理を実施する。

（1）実施機関

ア 町長は、震災時における被害地域の清掃を実施する。

イ 町は、震災等による大量の廃棄物が発生し、本町限りで処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他市町村長に対して応援要請を行う。また、他市町村長から応援を求められた場合は、特別の事情がない限り職員等を派遣する。また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

ウ 県は、震災廃棄物処理に関する情報提供を行う。

(2) 廃棄物の収集と処理

ア 町における組織体制

震災廃棄物対策組織として、必要に応じて、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、震災廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

イ 震災廃棄物の処理方針

(ア) がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、原則として山武郡市広域環境衛生組合の最終処分場で適正に処分する。

(イ) 粗大ごみ

粗大ごみは、平時に比べ増大することから、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。

(ウ) 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。

(エ) 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平時と同様に事業者の責任において処理する。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

(オ) し尿に関する処理方針

震災により水洗便所が使用できなくなる可能性等があることから、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

ウ 発生量の推計方法

町において、原則として県計画で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

エ 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、町において策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

オ 仮設トイレの確保

断水や浄化槽等の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により大量の仮設トイレの設置が必要となることから、民間企業等との協定により仮設トイレの確保に努めるとともに、必要に応じ、県及び相互援助協定の締結市町村に対し、仮設トイレ等の応援を要請する。

2 障害物の除去

(1) 実施機関

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

ア 町は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

ウ 本町限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

(2) 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・遺体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び防災関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

ア 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、主に交通に影響を及ぼさない町有地を一時的な集積場所として使用する。

イ 機械器具等の調達

障害物の除去に必要な機械器具等は、各実施機関の保有している機械器具等を用いるものとし、現有の機械器具等で処理不可能の場合は、関係業者の協力を求め調達する。

(3) 河川・海岸・漁港関係障害物除去計画

ア 河川・海岸

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

イ 漁港

(ア) 漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。

(イ) 海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

(4) 住宅関連障害物除去計画

災害救助法を適用した場合の、住居又はその周辺に運ばれた土砂、流木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 障害物の除去の対象となる者

- (ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- (イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

イ 障害物の除去の方法

- (ア) 救助の実施機関が、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- (イ) 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること
(応急的救助に限ること)

ウ 障害物除去の経費の限度額（令和2年1月31日現在）

障害物の除去に要する費用は、1世帯当たり137,900円以内とする。

エ 障害物の除去の実施期日

災害の発生の日から10日以内とする。

3 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について、住民やボランティアに対し、注意喚起や被害防止のための指導を行う。

4 健康被害の防止対策

県は、平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者へ指導している。町は、県に準じて、震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努める。

第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

実施機関：環境防災部、税務部、都市建設部、福祉部

町は、震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、県等と連携し、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。

第1 応急仮設住宅の提供等

実施機関：環境防災部、都市建設部

災害により住家を滅失した被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

1 応急仮設住宅の建設

地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家の確保できない者を收容するため、応急仮設住宅を建設する。

その際、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき迅速な建設を行う。

(1) 実施機関

ア 町長は、応急仮設住宅の建設を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

ウ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

(2) 災害救助法による援助

災害救助法を適用した場合の建設基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 建設場所

建設場所については、保健衛生、交通、教育等を考慮して、公共用地等の適当な空地に確保することとする。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合利用しようとする土地の所有者と十分協議を行うものとする。

〈資料編 応急仮設住宅建設候補地リスト〉

イ 建設住宅の型式、規模及び費用（令和2年1月31日現在）

（ア）建設住宅は平家建とし、必要に応じてこれと同程度の長屋建とする。

（イ）一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、設置に要する費用は、1戸当たり5,714,000円以内とする。

（ウ）応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

（エ）高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容するもので、老人居宅介護事業等を活用し、利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を仮設住宅として設置できる。

ウ 実施期間

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成する。

（3）管理及び処分

ア 応急仮設住宅の入居基準は、災害時において現実に町に居住していることが明らかで、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、次に掲げる者とする。

（ア）生活保護法の被保護者並びに要保護者

（イ）特定の資産のない失業者

（ウ）特定の資産のない未亡人並びに母子世帯

（エ）特定の資産のない老人・病者並びに身体障害者

（オ）特定の資産のない勤労者

（カ）特定の資産のない小企業者

（キ）前各号に準ずる経済的弱者等

イ 応急仮設住宅の供与期間は2年（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第85条第3項後段の規定にかかわらず同項の許可の期間を延長した場合にはその期間）以内とし、その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用方針による。

2 民間賃貸住宅の借り上げ

公的一時提供住宅及び応急仮設住宅を十分確保できない場合、町は、関係団体と協力をし、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

3 住宅の応急修理

町は、地震災害により、住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない住民、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した住民に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

(1) 実施機関

ア 町長は、住宅の応急修理を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事が行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

ウ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他防災関係機関の応援を得て実施する。

(2) 災害救助法による救助

災害救助法を適用した場合の修理基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 規模及び費用（令和2年1月31日現在）

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行うこととし、修理に要する費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

（ア）半壊又は半焼に準ずる程度の損害により被害を受けた世帯 595,000円

（イ）（ア）以外の世帯 300,000円

イ 実施期間

住宅の応急修理は、災害の発生の日から1箇月以内に完成する。

4 建設資材の確保

町は、資材等が不足する場合は、県に要請し、調達の協力を求めるものとする。

第2 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備

実施機関：環境防災部、税務部、都市建設部

1 判定体制の整備

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要であるとの認識のもと、以下の施策を推進する。

(1) 応急危険度判定体制の整備

町は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める要綱等に基づき、県内における応急危険度判定に関する実施体制の整備を図る県の指導のもと、10都県被災建築物応急危険度判定協議会（「震災時等の相互応援に関する協定」平成8年6月締結）の規約に基づき、町内における支援体制の整備に努める。

(2) 応急危険度判定士の養成・登録

町は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年10月制定）に基づき、建築士等の資格を有する町職員について、県が開催する応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるための講習会に参加させ、応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成に努めるとともに、判定士名簿の作成及び管理に努める。

2 判定の実施

(1) 判定士の確保

町は、次の方法により、建物の応急危険度判定の有資格者を確保する。

- ア 町内建築関係団体へ要請する。
- イ 県、他市町村の応援を要請する。
- ウ ボランティアの募集のための広報を行う。

(2) 判定実施本部（窓口）の設置

町は、多数の判定士の受け入れ体制及び作業体制を確立するために、判定実施本部（窓口）を設置し、以下の環境整備を行う。

- ア 受け入れ判定士の名簿づくり
- イ 担当区域の配分
- ウ 判定基準の資料の準備
- エ 立入禁止等を表示する用紙の準備
- オ 判定統一のための打ち合わせの実施

(3) 判定作業の概要

- ア 判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（（一財）日本建築物防災協会）に従って行う。
- イ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分する。
- ウ 判定は目視にて行う。

(4) 判定後の措置

判定の結果、「危険」とされた建物については、立入禁止の措置をとる。

第3 被災宅地危険度判定支援体制の整備

実施機関：環境防災部、都市建設部

1 判定体制の整備

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減、防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

町は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要領」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努める県の指導のもと、千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要領」に基づき、町内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

町は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、県が開催する被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるための講習会への参加について支援し、被災宅地危険度判定士の養成に努めるとともに、判定士名簿の作成及び管理に努める。

2 判定の実施

(1) 判定士の確保

町は、次の方法により、宅地の危険度判定の有資格者を確保する。

- ア 町内土木、建築、宅地開発関係団体へ要請する。
- イ 県、他市町村の応援を要請する。
- ウ ボランティアの募集のための広報を行う。

(2) 判定実施本部（窓口）の設置

町は、多数の判定士の受け入れ体制及び作業体制を確立するために、判定実施本部（窓口）を設置し、以下の環境整備を行う。

- ア 受け入れ判定士の名簿づくり
- イ 担当区域の配分
- ウ 判定基準の資料の準備
- エ 立入禁止等を表示する用紙の準備
- オ 判定統一のための打ち合わせの実施

(3) 判定作業の概要

- ア 判定は、「千葉県被災宅地危険度判定実施要領」に従って行う。
- イ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分する。

(4) 判定後の措置

判定の結果、「危険宅地」とされた宅地については、立入禁止の措置をとる。

第4 リ災証明書の交付

実施機関：税務部、産業部

災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、災害対策基本法第90条の2で市町村によるり災証明書の発行が義務化された。このため町は、災害発生後、被災者に対する支援措置を早期に実施するために、遅滞なくり災証明を交付する。なお、り災証明の発行は、税務部で行い、農産物及び農業施設に係るものは、産業部で行う。

第5 被災者台帳の作成

実施機関：税務部、環境防災部、住民部、福祉部、教育部、健康こども部

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、り災証明書の交付に合わせて、被災者の援護を実施するための基礎とする被災者台帳を作成する。

第16節 液状化等によるライフライン関連施設の応急復旧

実施機関：産業部、都市建設部、県、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、東日本旅客鉄道株式会社、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、KDDI株式会社、日本郵便株式会社、放送機関、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団、東総衛生組合、山武郡市広域行政組合

上水道・電気・ガス・通信・工業用水道・交通等のライフライン施設が大震災により被害を受けた場合、生活機能は著しく低下し、復旧まで長期間を要することは、阪神・淡路大震災及び東日本大震災等でさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行う。

第1 水道施設

実施機関：山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団

震災時において、水道事業者は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

1 震災時の活動体制

山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団は、震災時には、応急活動体制を速やかに確立する。

2 応急復旧

水道施設の応急復旧に当たっては、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団の復旧担当職員の監督のもとで施工業者を動員して行う。被害範囲が広域で、本水道企業団のみの能力では対応が不可能なときには、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等の応援を得て、復旧を行う。

(1) 復旧の優先順位

- ア 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- イ 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

(2) 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、不足する場合は資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

(3) 人員の確保

水道事業体間で応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(4) 復旧状況の記録

復旧作業に当たっては、復旧状況の記録のため、写真撮影を行い、調書に所要事項を記入する。

3 住民への広報

広報は、町本部の協力を得て応急対策の進捗に合わせて実施する。

- (1) 地震発生直後は、できる限り速やかに人心の安定を図り、混乱を未然に防止するために行う。
- (2) 応急対策開始時は、円滑な応急対策の実施を図るために行う。
- (3) 応急対策の進捗に伴う広報は、応急対策の実施状況や、復旧見込み等を発表し、当機関の活動への住民の理解と協力を得るために行う。

第2 農業集落排水等施設

実施機関：産業部、東総衛生組合、山武郡市広域行政組合

1 応急活動体制

町は、被災時には、被災状況の調査、情報の収集及び利用者への広報活動を行える体制をとる。

2 応急復旧対策

運転マニュアルに基づき、処理場、ポンプ場、管きょ等の処理機能、排水機能を保つための活動を実施する。

被災状況に応じ、使用再開の目処をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を広報する。

3 し尿処理対策

大規模災害発生に伴い、ライフラインの供給が停止することにより、通常の上水処理が困難となることが予想される。このため、速やかに仮設トイレ、し尿処理活動体制を確立し、地域の環境衛生を確保する。また、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽の上水については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるため、緊急時における収集体制の確立に努める。

(1) 処理施設の被害状況の把握

産業部、東総衛生組合及び山武郡市広域行政組合は、施設及び設備の被害状況を把握し、直ちに稼働できるよう応急措置を取るとともに、町に報告する。また、甚大な被害が生じ、し尿処理が困難になったときは、県及び近隣市町村に協力を要請する。

(2) 応急し尿処理

被災状況によるし尿の排出量、処理施設の処理能力を踏まえ、災害時の応急処理を行う。

ア し尿の排出量の把握

イ 簡易トイレ、仮設トイレの設置場所、必要設置数の確認

(3) 仮設トイレの設置

ア 浄化槽が使用不可能な場合には、備蓄の簡易トイレや民間から借り上げた仮設トイレを避難所等に設置する。

なお、設置に当たっては、障害者等へ配慮する。

イ 仮設トイレが設置されるまでの間は、地下水、井戸水の汚染防止等、周辺の環境を十分考慮しつつ、やむを得ない場合は、素掘り、埋立で処理を行う。

ウ 浄化槽のマンホールを取り、板を渡し、浄化槽を便槽代わりに使用して、し尿を汲み取る。

エ 仮設トイレの設置、清掃、消毒等の維持管理は、自治会や自主防災組織の協力を得て行い、仮設トイレの使用方法及び衛生の確保について町民に啓発する。

オ 水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに行い、避難所の衛生向上を図る。

(4) し尿収集活動

避難所等のし尿の汲み取りは、民間業者に業務を委託し、効率的な配車、収集に努める。

第3 電気施設

実施機関：東京電力パワーグリッド株式会社

1 震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害対策支部を成田支社に設置する。

2 震災時の応急措置

町と東京電力パワーグリッド株式会社とで締結した『災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定』に基づき、連絡・連携体制を確立し、相互に早期復旧に取り組むこととする。

このことから、以下のとおり応急措置を行う。

(1) 資機材の調達

(2) 人員の動員、連絡

(3) 電線等に接触している障害物等の除去作業における送電の停止等

3 応急復旧対策

(1) 停電情報及び道路・河川等の状況の情報共有

ア 東京電力パワーグリッド株式会社は、『災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定』に基づき、町へ被害状況及び復旧見込みの情報を提供するとともに、早期の停電復旧に努める。

イ 町は、町内において道路・河川等の被害が発生し、または発生のおそれがある場合は、東京電力パワーグリッド株式会社へ情報を提供するとともに、早期の復旧に努める。

ウ 町及び東京電力パワーグリッド株式会社は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ情報を提供する。

エ 町は、町内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド株式会社へ情報を提供する。

オ 東京電力パワーグリッド株式会社は、町内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

(2) 広報活動

ア 東京電力パワーグリッドは、ホームページ等への停電情報の掲載を行う。また、必要に応じ広報車による住民向け広報活動を行う。

また、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、町に対して停電情報等の発信を要請することができる。

イ 町は、東京電力パワーグリッド株式会社から停電情報等の発信要請を受けた場合には、町が実施可能な広報手段にて情報を発信する。

第4 ガス施設

実施機関：東京ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このことから、災害対策の迅速かつ適切な実施、並びに公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

1 一般社団法人千葉県LPガス協会

(1) 活動体制

地震によりガス工作物に甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合、応急対策及び復旧対策を円滑、適切に行うため、一般社団法人千葉県LPガス協会をはじめ海匝支部に災害対策本部を設置する。

(2) 災害時の初動措置

ア 消費者による初動措置

消費者は、地震が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火

を消すとともに容器バルブを閉止するほか、要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置に当たる。

イ 事業者による初動措置

事業者は、地震の規模により緊急応援体制をとり、また、病院等公共施設及び大規模容器置場を有する施設に対し、速やかに施設の巡視点検、容器バルブ閉止等の応急措置を行う。

消費者の要請又は巡視点検により発見した家屋の倒壊等で、危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

ウ 応急復旧

事業者は、巡視点検により、安全が確認された施設から順に供給を再開する。また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

(3) 災害時における広報活動

事業者は、需要家の二次災害防止を図るため、広報車等を利用して、以下の広報を行う。

ア 地震発生時には

- (ア) ガスの栓を全部閉めること。
- (イ) ガスボンベのバルブを閉めること。
- (ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・ボンベバルブを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

- (エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ マイコンメーター（前面にランプ若しくは液晶があるメーター）が作動してガスが出ない場合

- (ア) グレーのメーターの場合は、マイナスイコノドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。
- (イ) クリーム色のメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。
- (ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

ウ 供給を停止した場合

- (ア) 共同住宅等（1つのボンベで複数の消費者にガスを供給している場合）の施設で、ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを締め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
- (イ) ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

2 東京ガス株式会社

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

(1) 非常災害体制の確立

ア 地震発生時の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。

(イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出勤する。

イ 気象庁発表の大津波警報が発表された場合の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

(イ) 勤務時間外は、津波の高さ・到達時間をテレビ・ラジオ等の情報より判断し、あらかじめ指定された箇所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

ウ 非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、又は、大津波警報が発令された場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

ア 震災時の初動措置

(ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。

(イ) 事業所設備等の点検を行う。

(ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。

(エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。

(オ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

(ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

(エ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

(ア) 取引先、メーカー等からの調達

(イ) 各支部間の流用

(ウ) 他ガス事業者からの融通

エ 車両の確保

本社地区に工作車、広報車を保有しており常時稼働可能な体制にある。
また、主要な車両には、無線を搭載している。

(3) 災害時の広報

災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

(4) 応急復旧対策

ア 復旧計画の策定

被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域施設又は設備の復旧を、可能な限り迅速に行う。病院等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

イ 復旧作業の実施

(ア) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(イ) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期して行う。

3 高圧導管の応急措置

町は、東京ガス株式会社と連携し、災害時において高圧導管に被害が生じた場合の応急措置等必要な防災対策の整備に努める。

第5 通信施設

実施機関：東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、日本郵便株式会社

1 東日本電信電話株式会社

(1) 震災時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

震災等の非常災害が発生した場合は、東日本電信電話株式会社はその状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

イ 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機(器)材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機(器)材の点検等を行う。

- (ア) 電源の確保
- (イ) 災害対策用無線機等の発動準備
- (ウ) 非常用可搬型交換装置等の発動準備
- (エ) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- (オ) ビル建築物の防災設備の点検
- (カ) 工事用車両、工具等の点検
- (キ) 保有する資材、物資の点検
- (ク) 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- (ウ) 無線設備の使用
- (エ) 特設公衆電話の設置
- (オ) 非常用可搬型電話局装置の設置
- (カ) 臨時電報、電話受付所の開設
- (キ) 回線の応急復旧
- (ク) 伝言・取次サービスの実施

ウ 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

エ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

2 株式会社NTTドコモ

(1) 震災時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県等の防災関係機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

(2) 震災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

(ア) 可搬型無線基地局装置の発動準備

(イ) 移動電源車等の発動準備

(ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検

(エ) 工事用車両、工具等の点検

(オ) 保有資材、物資の点検

(カ) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

(ア) 通信の利用制限

(イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保

(ウ) 可搬型無線基地局装置の設置

(エ) 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用

(オ) 回線の応急復旧

ウ 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容

(イ) 災害復旧措置と復旧見込時期

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(3) 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

3 KDDI株式会社

KDDI株式会社では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検をするとともに、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信の確保をするとともに、一般県民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

4 日本郵便株式会社

応急措置は、以下のとおりとする。

- (1) 被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。
- (2) 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。
- (3) 東日本電信電話等から委託を受けた電気通信取扱業務について、防災関係機関と密接な連携の下に、郵便局において取り扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設の東日本電信電話等による応急復旧に協力する。
- (4) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

第6 放送機関

実施機関：放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。また、法律に基づいて、町及び県の要請による防災情報の伝達に当たる。

第7 道路・橋梁

実施機関：都市建設部、産業部、県

1 実施体制

道路・橋梁施設が被害を受けた場合、原則として、当該施設の管理者が復旧活動を実施する。町が管理する道路の応急対策は、都市建設部が行う。応急復旧に当たっては、道路管理者間及び防災関係機関との緊密な連携体制の確立に努める。

また、地震等による道路施設の被害を発見した者は、速やかに当該施設の管理者、町又は警察署等に通報する。

2 町の実施計画

(1) 被害調査

都市建設部は、早急にパトロール等を実施し、町内の道路、橋梁の被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。

報告内容

路線名・箇所・被害の状況・拡大の有無・迂回路の有無

(2) 道路の確保

ア 町の管理する道路の応急措置と迂回路の確保

町の所管する道路、橋梁等に被害が発生したときは、都市建設部は直ちに現場を確認し応急措置を講じ、交通の確保に万全を期すものとする。また、応急措置のため、一時的に交通を遮断する場合は、警察署等と綿密な連絡調整を図り、迂回路を確保するとともに、案内標識等を設置し、万全を期するものとする。

イ 応急復旧

災害の状況により、通行確保の緊急性の高い道路から、優先的に道路障害物の除去、道路施設及び橋梁の応急復旧を実施するものとする。

ウ 応援要請

被害状況を的確に把握して、被害が広範囲に及ぶ場合は、防災関係機関、団体、地域住民の協力のもとに実施するための応援要請を行う。

第8 交通施設

実施機関：東日本旅客鉄道株式会社

1 災害時の活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

(2) 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

2 発災時の初動措置

東日本旅客鉄道株式会社の初動措置は次のとおり。

(1) 運転規制

地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

ア 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 SI 値（カイン）による。

イ 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。

ウ SI 値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。

エ SI 値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

(2) 乗務員の対応

ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。

ウ 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。

(3) その他の措置

ア 旅客誘導のための案内放送

イ 駅員の配置手配

ウ 救出、救護手配

エ 出火防止

オ 防災機器の操作

カ 情報の収集

3 乗客の避難誘導

(1) 駅における避難誘導

- ア 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。
- イ 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに町があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

(2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- ア 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。
- イ 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。
 - (ア) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。
 - (イ) 特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
 - (ウ) 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

4 事故発生時の救護活動

災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

第9 その他公共施設

実施機関：産業部、都市建設部、県

地震が発生した場合、河川、海岸、漁港、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、町は県に協力し、施設の復旧に努める。

1 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震、津波により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは防災関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

2 河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは、防災関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

3 漁港施設

町及び県は、地震・津波により漁港の基本施設等が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、防災関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

4 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは、防災関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第17節 ボランティアの協力

実施機関：環境防災部、福祉部、協力部、各部、県

大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。そのため、発災時に迅速な受入ができるよう受入・調整体制を整備するとともに、活動の中で指導的な役割を果たすボランティアリーダーの養成に努める。なお、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう努める。

発災時には、協力部は必要に応じて町災害ボランティアセンターを設置する。千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、関係各部及び県は、その運営を支援する。

第1 ボランティアの活動分野

実施機関：環境防災部、協力部、各部

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 要配慮者の介護
- オ 被災地の清掃、がれきの片付け等
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

第2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

実施機関：環境防災部、協力部、各部

災害時にボランティアとして活動が期待される次の個人、団体について、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

第3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

実施機関：環境防災部、協力部、各部

町は、常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

1 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウム等の諸行事を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事へ積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。併せて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図る。

その他、「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「NPO月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての住民の理解と活動への参加の促進を図る。

2 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のネットでの情報公開により電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

第4 災害時におけるボランティアの登録、派遣

実施機関：環境防災部、福祉部、協力部、各部、県

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、町、県及び防災関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

なお、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士については、平時に講習を行い、登録を行っていることから、発災時に県、建築関係団体等と速やかに連携を図り、両危険度判定士への連絡とその招集を行う。

1 町災害ボランティアセンターの設置とボランティア窓口の開設

協力部は、災害が発生し、被災者の救援等のため災害ボランティアの支援が多数予想される場合には、町災害ボランティアセンターを設置するとともに、ボランティア窓口を開設する。

2 町でのボランティアの登録

協力部は、各種ボランティアを受け、関係各部と協力して災害状況に応じた活動計画を作成する。

住民のボランティア希望者や直接現地へ来たボランティア希望者、県災害ボランティアセンターから案内された一般分野での活動を希望するボランティアについては、町のボランティア窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

また、福祉部は、このうち福祉関係ボランティア団体等との連絡調整を行い、活動計画を作成する。

3 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳、 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部危機管理 課

※平時に登録を行っている。

4 ボランティアニーズの把握

町は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

5 各種ボランティア団体との連携

協力部は、県災害ボランティアセンターや日本赤十字社千葉県支部、県、独自に活動するボランティア団体等と十分な情報交換を行い、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

第5 ボランティア受入体制

実施機関：環境防災部、協力部

1 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

2 町災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

町災害ボランティアセンターや活動拠点については、町と運営主体の横芝光町社会福祉協議会が協議の上、用意する。

3 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて町が負担する。

4 保険の付与

町は、ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、町内で活動するボランティアを把握し、ボランティア保険への加入を活動の条件とする。

第3章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

実施機関：環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設部、福祉部、健康こども部、協力部、県、国、公共職業安定所、日本放送協会、日本郵便株式会社

町は、震災により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、住民に自力復興心をもたせ、安定した生活の早期回復を図る。

第1 被災者に関する支援の情報の提供等

実施機関：環境防災部、県

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する。

また、県は国及び町と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

第2 被災者生活再建支援金の支給

実施機関：福祉部、県

1 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

(1) 町内において災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発

生した場合

- (2) 町内において10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
- (3) 県内において100世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
- (4) 県内の他の市町村で上記(1)又は(2)に係る被害が発生した場合で、町内で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
- (5) 上記(3)、(4)に係る被害が発生した以外の隣接する県外市町村で上記(1)、(2)、(3)に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
- (6) 上記100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県、又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合

3 対象世帯

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

4 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

5 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、公益財団法人都道府県センターが指定されている。

なお、県は、県が行う支給事務に関し支援法人（公益財団法人都道府県センター）へ委託している。

6 支援金支給手続き

支給申請は、被災世帯となった世帯主が町に行き、町は申請書等の確認を行い取りまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である公益財団法人都道府県センターへ提出し、申請書を受理した公益財団法人都道府県センターは交付決定等を行う。

第3 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

実施機関：産業部

町は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努める。

- 1 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- 2 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力要請

第4 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

実施機関：環境防災部、総務部

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

- 1 町長は必要に応じ、町が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- 2 住民に対し、防災行政無線、広報紙、ホームページ等を活用し広報を行う。
- 3 報道機関に対し、発表を行う。

第5 公共住宅の建設等

実施機関：都市建設部

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施する。

2 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第6 災害援護資金

実施機関：福祉部

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

1 貸付対象

(1) 若しくは(2)に掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者(以下「同一世帯員」という。)の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

- (1) 世帯主が療養に要する期間が概ね1月以上である負傷を負った場合
- (2) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね3分の1以上の損害であると認められる場合

2 貸付金額

- | | |
|---|---------|
| (1) 上記1の(1)の場合 | 150万円以内 |
| (2) 上記1の(1)と家財の損害が重複した場合 | 250万円以内 |
| (3) 上記1の(1)と住居が半壊した場合 | 270万円以内 |
| (4) 上記1の(1)と住居が全壊した場合 | 350万円以内 |
| (5) 家財の損害の場合(上記1の(2)の場合) | 150万円以内 |
| (6) 住居が半壊した場合 | 170万円以内 |
| (7) 住居が全壊した場合((8)を除く) | 250万円以内 |
| (8) 住居の全体が損壊若しくは流失した場合又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合 | 350万円以内 |

3 貸付条件

- (1) 貸付期間 10年(うち据置期間3年)
- (2) 利子 年3%(据置期間中は無利子)
- (3) 保証人 連帯保証人になること

4 償還方法

年賦償還又は半年賦償還

5 申込の窓口

横芝光町福祉課を窓口とする。

第7 生活福祉資金

実施機関：福祉部、協力部

1 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更正のできる世帯

2 貸付金額

1世帯 150万円以内

3 貸付条件

- (1) 据置期間 6月以内
- (2) 償還期間 据置期間経過後7年以内
- (3) 利子 保証人あり：無利子、保証人なし：年1.5%
- (4) 保証人
 - ア 連帯保証人となること
 - イ 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
 - ウ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者

4 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

5 申込方法

官公署が発行するり災証明書を添付し、民生委員児童委員を通じ町社会福祉協議会へ申込む。

第8 租税の徴収猶予及び減免等

実施機関：税務部

被災者に対し、地方税法及び町税条例等により、町税等の納税期間の延長、執行猶予及び減免等の措置をそれぞれの実態に応じて、適切な方法で実施する。

1 地方税等の徴収猶予及び減免

県は、災害により被災者の納付すべき県税について、条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、県税（個人の県民税、

個人の事業税、不動産取得税、自動車税、軽油取引税、固定資産税。延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

2 町税等の徴収猶予及び減免

町長は、町条例等の規定に基づき次の措置を実施する。

- (1) 災害等による納税期限の延長
- (2) 町民税の減免
- (3) 固定資産税の減免
- (4) 国民健康保険税の減免
- (5) 介護保険料の減免

第9 生活相談

実施機関：住民部

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を防災関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

第10 義援金品の配布

実施機関：財政部、福祉部、協力部

1 義援金品の受付

町は、それぞれ義援金品の受付についての計画を策定する。

2 義援金品の配分及び輸送

町は、県又は日本赤十字社から送付された義援金品を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。

3 義援品の保管場所

町は、義援品の保管場所について、あらかじめ計画を策定する。

第11 その他の生活確保

実施機関：公共職業安定所、日本放送協会、日本郵便株式会社

1 日本郵便株式会社

災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災

害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 郵便関係

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。

(2) 郵便局窓口関係

ア 災害時における窓口業務の維持

イ 災害特別事務取扱いの実施、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

2 労働局

(1) 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

(2) 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。

ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ 巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

3 日本放送協会

災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

第12 中小企業への融資

実施機関：産業部、県

産業部は、中小企業の経営再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金の融資を促進する。

1 市町村認定枠

(1) 融資対象者

ア 激甚災害により被害を受けた者

イ 中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者

(2) 融資使途

設備資金、運転資金

(3) 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

(4) 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

(5) 融資利率

年1.0%~1.4% (融資期間により異なる。)

2 一般枠

(1) 融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

(2) 融資使途

設備資金、運転資金

(3) 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

(4) 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

(5) 融資利率

年1.1%~1.7% (融資期間により異なる。)

3 激甚災害枠

(1) 融資対象者

激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた者

(2) 融資使途

設備資金、運転資金

(3) 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

(4) 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

(5) 融資利率

年1.0%~1.4% (融資期間により異なる。)

4 高度化融資 (災害復旧貸付)

既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、または、災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用

(1) 貸付期間

最長20年 (うち据置期間3年以内)

(2) 貸付金利

無利子

(3) 貸付割合

貸付対象事業費の90%以内

第13 農林漁業者への融資

実施機関：産業部、県

産業部は、災害により被害を受けた農林漁業者に対し、県等の協力を得て災害復旧融資制度の広報等の支援を行う。

(平成2年8月1日現在)

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	
天災資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置	3.0%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内)	
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内)
県単農業災害資金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）

第2編 地震・津波編 ; 第3章 災害復旧計画
第1節 被災者生活安定のための支援

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））
県漁業災害対策資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害想定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
株式会社日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直し)	25年 (据置10年以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費	600万円(特認年間経営費等の3/12以内)		10年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80～90%以内		30年(据置20年以内)
		災害による林道の復旧	80%以内		20年(据置3年以内)
	漁業基盤整備資金	災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		15年(据置5年以内)
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円（特認600万円、漁船1,000万円～11億円）又は負担する額の80%のいずれか低い額	15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年(据置10年)		
(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80%以内	20年(据置3年以内)		

第14 被災者の労働対策

実施機関：産業部、国

1 被災状況の把握

町は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、県に報告するとともに、被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

2 国による被災事業主、被災求職者等への支援

国は、公共職業安定所に雇用相談の臨時又は特別窓口を開設し、国の対策の有効活用が図られるよう相談・援助を行う。

3 町による雇用の維持に向けた事業主への支援

- (1) 町は、雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。
- (2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、県を通じて厚生労働省への要請を行う。

第15 医療費負担の減免、保険料の減免

実施機関：住民部、税務部

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

第2節 津波災害復旧対策

実施機関：県、環境防災部、産業部、都市建設部

津波は、堤防、防波堤、係留施設等の防護施設や沿岸付近の家屋等を破壊する等、甚大な被害を及ぼす。

被災した防護施設については、次に来襲する津波に備え、速やかに復旧を行う。

第1 河川、海岸保全施設

実施機関：県、産業部、都市建設部

河川、海岸保全施設管理者は、管理する施設が津波により被害を受けた場合は、防災関係機関と連携を図りながら、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

1 河川管理施設

- (1) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの
- (3) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (4) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (5) 護岸、床上、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

2 海岸保全施設

- (1) 堤防の決壊で、破堤のおそれがあるもの
- (2) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (3) 護岸、水門及び排水機場等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

第2 林地荒廃防止施設

実施機関：県、産業部、都市建設部

林地荒廃防止施設管理者は、海岸部に設置した施設（砂丘を含む。）が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。

特に、防潮堤、護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるものについては、緊急に復旧を行う。

第3 漁港施設

実施機関：県、産業部、都市建設部

漁港用施設管理者は、管理する施設が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。特に漁港施設は公共性高いことから、漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う。

1 海岸保全施設

- (1) 堤防の決壊で破堤のおそれがあるもの
- (2) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (3) 護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

2 漁港施設

- (1) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- (2) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (3) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (4) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

第4 津波災害廃棄物処理

実施機関：環境防災部、都市建設部

津波災害廃棄物処理については、震災廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分等、迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。なお、県は、迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第3節 液状化等によるライフライン関連施設の復旧対策

実施機関：産業部、都市建設部、県、東日本電信電話株式会社、東京ガス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団、施設管理者

水道・電気・ガス・通信等の施設、農林業用施設又は道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

第1 水道施設

実施機関：山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

1 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- (1) 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- (2) 施設の耐震化を図る。
- (3) 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- (4) 計画的復興に伴う施設の整備を図る。

2 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- (1) 漏水調査を実施する。
- (2) 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

- ア 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
- イ 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

第2 農業集落排水施設

実施機関：産業部、施設管理者

災害の本復旧は、将来の地震災害に備える事業計画とし、地震災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

1 対象とする地震

一般的な地震動には機能に重大な支障が生じないこと、直下型地震、海溝型巨大地震に起因するさらに高レベルの地震動に際しては、人命に重大な影響を与えないことを基本とする。

2 農業集落排水施設の被害想定

農業集落排水施設管理者は、過去の農業集落排水施設の地震災害事例の整理、施設の地震被害想定を行い、被害を最小限にとどめる予防対策や被災後の作業量（緊急時の供給等）を把握し、適切な計画策定を行う。

第3 電気施設

実施機関：東京電力パワーグリッド株式会社

町は、『災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定』に基づき、町内の電力復旧を優先すべき人命・復旧対策拠点等の重要施設について、千葉県に提出した施設リストを東京電力パワーグリッド株式会社に提供する。

また、東京電力パワーグリッド株式会社は、電力復旧計画の策定にあたっては、千葉県から示された重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、千葉県および町と連携の上、調整する。

第4 ガス施設

実施機関：東京ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会

1 復旧計画の作成

一般社団法人千葉県LPガス協会の現地災害対策本部長は、各設備ごとの被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を作成する。

なお、復旧の順位は、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

- (1) 被害状況の概要
- (2) 復旧応援要員の要請
 - ア 救援を必要とする作業内容
 - イ 要員

- ウ 資機材及び工具車両
- エ 救援隊の出動日時・集結場所等

- (3) 復旧作業の日程
- (4) 仮復旧の見通し
- (5) その他必要な対策

2 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び防災関係機関等への広報に努める。

3 再供給時事故防止措置

ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するため点検措置を行う。

4 高圧導管の復旧作業の実施

東京ガス株式会社は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により高圧導管の復旧作業を行う。

- (1) 区間遮断
- (2) 漏洩調査
- (3) 漏洩箇所修理
- (4) ガス開通

第5 通信施設

実施機関：東日本電信電話株式会社

1 東日本電信電話株式会社における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位に従って実施する。

【回線の復旧順位】

順位	回線の種類		復旧する回線
第1順位	電話サービス		<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 ・交換局所前（無人局含む）に公衆電話1個以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上
	電報サービス		<ul style="list-style-type: none"> ・電報中継回線1回線以上
	専用サービス等	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10%以上
		社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	加入電話サービス回線・パケッ		<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各

順位	回線の種類	復旧する回線
	ト交換サービス	1回線以上
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に1契約回線以上。 ZC以下の基幹回線の10%以上
第2順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人当たり公衆電話1個以上
	専用線サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上
	パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に各1契約回線以上。
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	

【重要通信を確保する機関の順位】

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第6 農林・水産業施設

実施機関：産業部、県、施設管理者

1 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 用水施設

- ア 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- イ 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

(2) ため池

- ア 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- イ 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 道路施設

- 道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(4) 排水施設

- ア 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- イ 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの
- ウ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(5) 地すべり防止施設

- 地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

2 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

(1) 林道施設

- 林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

(2) 林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）

- 林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

3 漁港施設

漁港用施設管理者は、管理する施設が地震・津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性を含めた漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 海岸保全施設

- ア 破堤
- イ 堤防の破壊で破堤のおそれがあるもの
- ウ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- エ 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

(2) 漁港施設

- ア 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

- ウ 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- エ 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

第7 公共土木施設

実施機関：県、都市建設部

1 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。

復旧に当たっては、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施する。また、公益占用物件等の復旧計画と調整の上を行う。

2 河川、海岸、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 堤防護岸等の決壊のおそれのあるもの
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床上、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

(2) 海岸保全施設

- ア 堤防の破壊で、破堤のおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置した場合には、人家、公共施設等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの

(4) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第4節 激甚災害の指定

実施機関：環境防災部、財政部、各部

町は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第1 激甚災害に関する調査

実施機関：環境防災部、各部

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2 特別財政援助額の交付手続き等

実施機関：財政部、各部

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第5節 災害復興

実施機関：環境防災部、都市建設部、各部

第1 体制の整備

実施機関：環境防災部、都市建設部、各部

町は、住民の生活や都市（地域）の機能、文化、産業の再建を計る災害復興事業を迅速かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

町は、東日本大震災の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復旧・復興本部の役割等について、検討する。

第2 災害からの復興に関する基本的な考え方

実施機関：環境防災部、都市建設部、各部

国、県、市町村等の行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）こと等、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

町は、今後起こりうる首都直下地震等の大規模災害に対応するため、千葉県が東日本大震災の被害からの復旧・復興のために作成した「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める。

なお、復旧・復興事業を進めるに当たっては、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第3 想定される復興準備計画

実施機関：環境防災部、都市建設部、各部

復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要となる。この復興調査についても検討が必要であり、平成23年3月に発生した東日本大震災では、津波により太平洋岸の地域が、液状化により東京湾岸の埋立地や河川沿いの低地が大きな被害を受ける等、地域の特性や被害の状況に応じた復興対策が重要となった。また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すため

にも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備える。

1 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策等の被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識等、健康・福祉面でのきめ細かい支援の充実に努める。

2 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性と都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進めるため、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した都市計画の策定を目指す。また、都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

3 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保することは、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者の自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設等、多岐にわたって検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

4 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用等による財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供等の措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

町の重要な産業である観光、農業、漁業等においても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝等、産業の復興を側面から支援する。

第4 復興対策の研究、検討

実施機関：環境防災部、都市建設部、各部

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し定める。また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう、

努める。

- 1 防災・危機管理体制の強化
 - (1) 防災対策の充実・強化
 - (2) 防災関係機関との連携強化
 - (3) 地域コミュニティの活性化
- 2 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実
 - (1) 医療提供体制の整備
 - (2) 福祉サービス提供体制の整備
 - (3) 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
 - (4) 子育て支援サービスの提供体制の整備
- 3 教育分野における防災体制の充実
 - (1) 教育施設の早期耐震化推進
 - (2) 防災教育の一層の充実
 - (3) 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実
- 4 農林水産業の再生と発展
 - (1) 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
 - (2) 横芝光町産農林水産物の魅力発信
 - (3) 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
 - (4) 自然災害対策の推進
- 5 商工業・観光業等の再生と発展
 - (1) 商工業の再生及び成長支援
 - (2) 観光業の再生
 - (3) 就労支援及び雇用創出の推進
- 6 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり
 - (1) 安全なまちづくりの推進
 - (2) 公共土木施設の防災機能の強化
 - (3) 交通ネットワークの機能強化
 - (4) 上水道施設等ライフラインの機能強化